

東京都犯罪被害者等支援計画
～犯罪被害者等支援の充実に向けて～

平成23年1月



はじめに

平成16年に制定された「犯罪被害者等基本法」及び平成17年に策定された国の「犯罪被害者等基本計画」を踏まえ、都では、平成20年1月に、平成22年度末までの約3か年を計画期間とする「東京都犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

都はこれまで、この計画に基づき、支援のための総合相談窓口の設置と支援策の提供、区市町村、民間団体等との連携体制の構築、都民意識の啓発等に取り組んできました。

近年、警視庁をはじめとする関係機関による治安対策の効果もあり、犯罪の発生件数等は減少傾向にありますが、依然として、誰もが犯罪被害者になる可能性があることに変わりはありません。一方、犯罪被害者等に対する一般都民の関心は必ずしも高いとはいえず、支援の手も十分に行き届いていないのが現状です。

そこで、今回、都の犯罪被害者等支援を更に進めるため、「東京都犯罪被害者等支援計画 ～犯罪被害者等支援の充実に向けて～」を策定しました。

この計画では、①支援策の充実・強化、②区市町村等との連携体制の充実・強化、③都民意識の啓発の充実・強化を、今後の犯罪被害者等支援に当たっての考え方として、支援に取り組んでいくことにしています。

本計画が、犯罪被害者等を始め、多くの都民の皆さんに御活用いただければ幸いです。

目 次

第1章 東京都犯罪被害者等支援計画について

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	支援の基本的考え方	2
4	計画の対象	3
5	計画の期間	4

第2章 都内の犯罪被害者等を取り巻く現状

1	都内における犯罪等の現状	5
(1)	刑法犯の認知件数	5
(2)	交通事故の発生件数	7
(3)	配偶者からの暴力に関する相談件数	8
(4)	児童虐待に関する相談対応件数	8
2	都内における犯罪被害者等の状況	9
(1)	犯罪被害者等の実態に関する調査にみる犯罪被害者等の状況	9
ア	犯罪被害者等支援の進捗状況について	9
イ	損害賠償請求の負担・その他経済的被害に関すること	10
ウ	生活の変化に関すること	11
エ	周囲の人達の無理解等に関すること	11
(2)	都の総合相談窓口での相談にみる性犯罪被害者の状況	12
(3)	今後充実させていくことが望ましいと考える支援	13
3	犯罪被害者等に関する都民の意識	14

第3章 都における犯罪被害者等支援

	推進計画に基づく取組	16
1	犯罪被害者等のための総合相談窓口の設置と支援策の提供	16
(1)	これまでの取組	16
(2)	都の総合相談窓口のより一層の活用に向けて	17

2	庁内、区市町村、民間団体等との連携体制の構築	18
(1)	庁内の連携	18
	ア 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」による事業の進行 管理	18
	イ 総合相談窓口から都の行政機関等への助言	19
	ウ 都の職員に対する研修等	19
(2)	区市町村との連携	19
	ア これまでの取組	19
	イ 区市町村との連携の強化に向けて	19
(3)	民間団体等との連携	20
	ア これまでの取組	20
	イ 民間団体との連携の強化に向けて	21
3	都民意識の啓発	21

第4章 都の今後の取組

1	取組の考え方	23
(1)	支援策の充実・強化	23
(2)	区市町村等との連携体制の充実・強化	23
(3)	都民意識の啓発の充実・強化	23
2	具体的な取組	24
(1)	都の総合相談窓口における取組	24
	ア 都の総合相談窓口の周知、相談への円滑な流れの構築	24
	イ 電話、ファックス、電子メール、手紙による相談及び面接 相談	24
	ウ 直接的支援（自宅訪問及び病院、警察署、検察庁、裁判所、 都や福祉事務所等の行政機関等への付添い等）	25
	エ 精神科医等によるカウンセリング	25
	オ 一時居所の提供	26
	カ その他の支援等に関する取組	26
(2)	取組を進めていく事項	27
	ア 損害回復・経済的支援等への取組	27
	(ア) 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）	27
	(イ) 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）	28
	(ウ) 居住の安定（基本法第16条関係）	28
	(エ) 雇用の安定（基本法第17条関係）	29

イ	精神的・身体的被害の回復・防止への取組	29
	(ア) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）	29
	(イ) 安全の確保（基本法第15条関係）	31
	(ウ) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）	32
ウ	刑事手続への関与拡充への取組	33
	(ア) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）	33
エ	支援等のための体制整備への取組	34
	(ア) 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）	34
	(イ) 調査研究の推進等（基本法第21条関係）	37
	(ウ) 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）	38
オ	都民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	38
	(ア) 都民の理解の増進（基本法第20条関係）	38
(3)	犯罪被害者等支援に関する個別法に基づく取組	41
	ア 配偶者暴力の被害者に対する支援（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」）	41
	(ア) 相談体制	41
	(イ) 損害回復・経済的支援等への取組	42
	(ウ) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	42
	(エ) 支援等のための体制整備への取組	43
	(オ) 都民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	43
	イ 児童虐待の被害者に対する支援（「児童虐待の防止等に関する法律」、「児童福祉法」）	44
	(ア) 相談体制	44
	(イ) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	44
	(ウ) 支援等のための体制整備への取組	46
	(エ) 都民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	46
	ウ 高齢者虐待の被害者に対する支援（「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」）	46
	(ア) 相談体制	46
	(イ) 支援等のための体制整備への取組	46
(4)	連携体制の構築	47
	ア 庁内の連携	47
	イ 区市町村等との連携	47

(ア) 区市町村の相談窓口に対する支援の充実・強化	47
(イ) 区市町村の施策担当窓口との情報共有・連携強化	47
(ウ) 首都圏における犯罪被害者等の相互支援に関する検討	48
ウ 民間団体との連携	48
(5) 都民意識の啓発	49
ア 区市町村及び民間団体の協力を得た一体的な啓発	49
イ その他の啓発の取組	49
東京都犯罪被害者等支援計画の施策体系図	50

[参考資料]

資料1	被害回復のプロセス 便覧
	1 生命・身体に被害を受けた場合(殺人等)
	2 交通事故による被害を受けた場合(人身事故)
	3 性犯罪による被害を受けた場合
	4 DV被害を受けた場合
	5 児童虐待を受けた場合
資料2	犯罪被害者等基本法
資料3	犯罪被害者等支援に関する年表
資料4-1	犯罪被害者等の実態に関する実態調査(抜粋)
	(平成22年1月/東京都実施)
資料4-2	インターネット都政モニターアンケート「犯罪被害者等支援について」(抜粋)(平成22年6月/東京都実施)
資料4-3	「犯罪被害者等に関する国民意識調査」結果(要約)
	(平成20年10月/内閣府実施)
資料5	東京都犯罪被害者等支援推進会議設置要綱

第1章 東京都犯罪被害者等支援計画について

1 計画策定の趣旨

犯罪等により害を被った方及びそのご家族又はご遺族の方々（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪によって、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった、その犯罪によって引き起こされる直接的な被害に留まらず、心身の不調等の精神的後遺症や治療費の負担等の経済的被害、更に周囲の心ない言動等の副次的な被害にも苦しめられることがあります。

平成16年に制定された「犯罪被害者等基本法」¹（以下「基本法」という。）とこれに基づき翌年策定された「犯罪被害者等基本計画」²を受け、都では、平成20年1月、全庁を挙げて、犯罪被害者等の多様なニーズに応えるための取組を総合的かつ計画的に推進するとともに、区市町村や民間団体等とも幅広く連携して支援体制を構築していくために、「東京都犯罪被害者等支援推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しました。

この推進計画では、平成20年度から平成22年度末までの3年間に、都としての総合相談窓口の整備、庁内はもとより犯罪被害者等への支援を行う区市町村や民間団体との連携体制の構築、また、広く都民の皆さんに犯罪被害者等が置かれている状況を正しく理解していただくための啓発活動等を行うことを定め、都は、これに基づき犯罪被害者等の支援に取り組んでいます。

これらにより、犯罪被害者等からは、支援が進展したとの評価も寄せられました。また、都内の支援機関の連携を更に充実させる必要があることや、更なる都民啓発の必要性等も指摘されました。また、国においても新たな基本計画の検討が行われています。

¹ 「犯罪被害者等基本法」は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利利益の保護を図るため、国、地方公共団体、国民の責務を定めるとともに、被害者のための施策に横断的に取り組み、その施策を総合的かつ計画的に推進するために制定されました。

² 「犯罪被害者等基本計画」は、基本法に基づき、政府が総合的かつ長期的に構すべき被害者等のための施策の大綱及びその他被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されました。

そこで、これまでの犯罪被害者等支援の進展を踏まえつつ、「東京都犯罪被害者等支援計画 ～犯罪被害者等支援の充実に向けて～」(以下「支援計画」という。)を定め、引き続き、全庁を挙げて、支援を進めることとしました。

2 計画の性格

支援計画は、基本法第5条の規定に基づき、都が目指す犯罪被害者等への支援についての基本的な考え方を明らかにするとともに、これまでの国等の動きや都の取組を踏まえ、今後行う犯罪被害者等への支援施策等を示したものです。

また、犯罪被害者等にも活用してもらえよう、警視庁を含めた都の支援施策等を総合的かつ体系的に整理し、まとめたものです。

3 支援の基本的考え方

基本法の前文では、「国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。」としています。推進計画では、都が犯罪被害者等支援を開始するにあたり、基本法で示されている支援の基本理念に基づいて、支援の基本的考え方を定めました。支援計画においても、引き続き、この基本的考え方のもとに支援を実施していきます。

- ① すべての犯罪被害者等は、個人としての人権が尊重され、それにふさわしい処遇を保障されること。
- ② 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じた適切な施策を行うこと。
- ③ 被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けられるよう施策を行うこと。

4 計画の対象

支援計画の対象となる犯罪被害者等とは、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」（基本法第2条第2項）をいい、原則として都民を対象としますが、都民でない方についても都内で被害に遭われた場合には、相談等、一部の支援について対象とします。

※基本法の定義

「犯罪等」とは、

基本法第2条第1項で「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。」とされており、交通事故を含みます。

「犯罪」とは、

刑法その他我が国の刑罰法令に触れる行為を意味します。

刑罰法令とは、「暴力団による不当な行為の防止に関する法律」等刑罰規定を有する法律をいい、条例を含みます。

「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、

「犯罪」には該当しませんが、これに類する同様の行為であって、相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいいます。

例えば、

- ① 「ストーカー行為」には当たらないが、警告の対象となるような「つきまとい等」
- ② 身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動
- ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食などの行為がこれに該当します。

「家族又は遺族」とは、

「犯罪等により害を被った者」との間に法律上の身分関係がない者であっても、これと同様に考えられる状況にあれば対象となり得ます。

基本法では、害を被ることとなった犯罪等の種類、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪等を受けた場所その他による限定を一切していません。また、国籍上の制限はなく、外国人も含まれ得ることとなります。

なお、個別具体的な支援の対象については、施策ごとに、それぞれ対象となる要件が異なります。

5 計画の期間

都が犯罪被害者等を効果的に支援するためには、犯罪被害者等のニーズに合った取組を着実かつ柔軟に実施する必要があります。同時に、都の取組は、国の取組や住民に身近な区市町村の犯罪被害者等支援の取組を踏まえた、実効性が高いものである必要があります。

国は、現行の「犯罪被害者等基本計画」を本年度に見直し、平成23年度から平成27年度までの5か年を計画期間とする新計画に基づき支援策を展開することとしています。

そこで、都においても、今回の支援計画の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5か年とし、国の施策の展開や犯罪被害者等のニーズ、犯罪被害者等を取り巻く状況の変化等に合わせ、必要な見直しを行いながら支援を進めていくこととします。

第2章 都内の犯罪被害者等を取り巻く現状

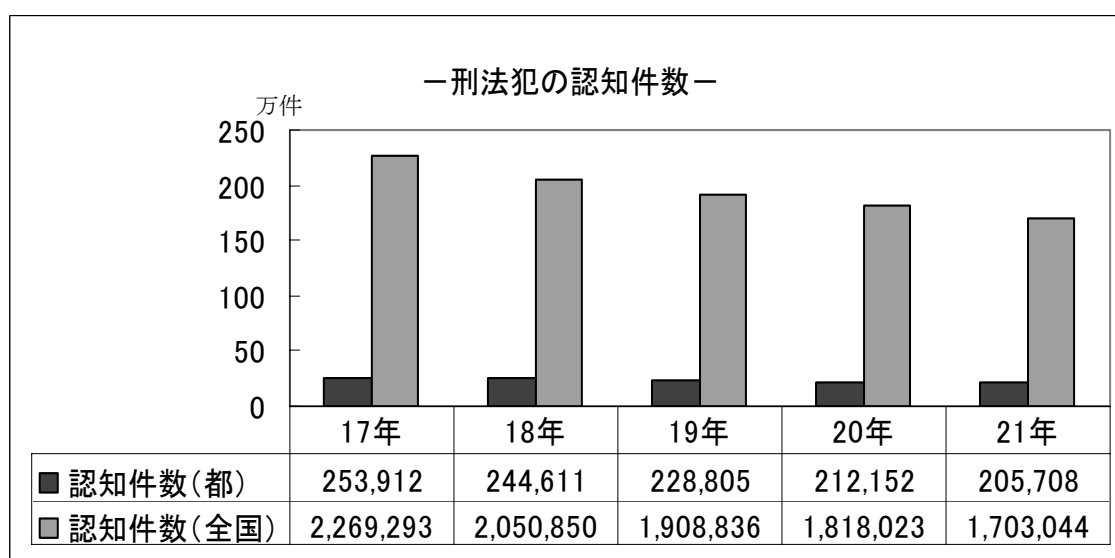
1 都内における犯罪等の現状

(1) 刑法犯の認知件数

全国における刑法犯の認知件数¹は、平成14年に285万3,739件を記録した後、減少に転じ、平成21年の認知件数は170万3,044件となっています。

都内における刑法犯認知件数も平成14年の30万1,913件をピークとして減少しており、平成21年には20万5,708件となりました。

平成21年の都内における刑法犯の認知件数は、日本が世界で最も安全だといわれていた昭和40年代の水準に達するものであり、数値的には治安は改善したといえる状況にあります。



(「警察白書」より作成)

しかし、人口10万人当たりの犯罪率²をみると、平成21年の全国平均は、1,336件であるのに対し、都内の犯罪率は1,599件であり、都内の犯罪発生水準は依然高いといえます。

残念ながら、誰もが犯罪被害者になる可能性があります。

都内における刑法犯の認知件数を、犯罪種別ごとに詳しくみると、次のようになります。

¹ 「認知件数」とは、警察が事件として取り扱った件数を指します。

² 「犯罪率」とは、人口に対する犯罪の認知件数の割合を指します。10万人当たりの犯罪率は、認知件数×100/人口(1,000人)で算出します。

■都内における刑法犯の認知件数

単位 (件)

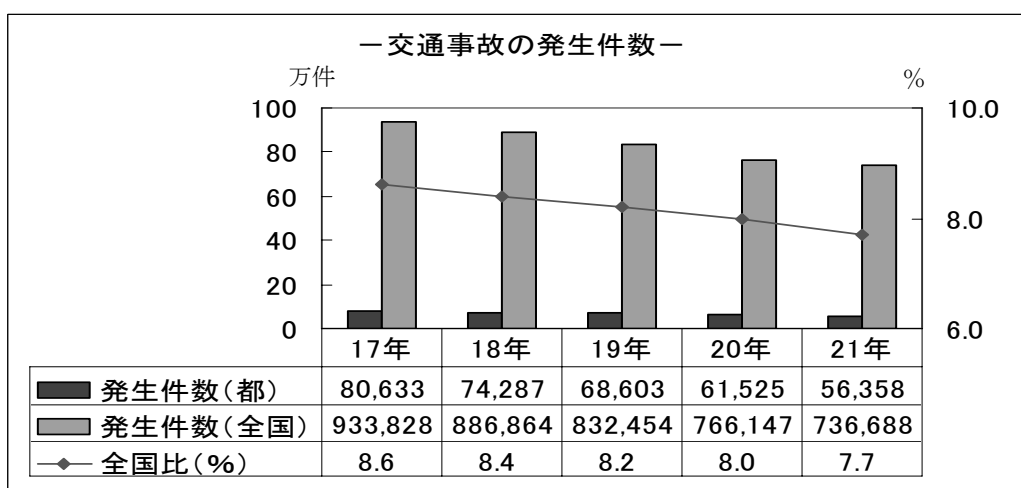
罪種 \ 年	平成19年	平成20年	平成21年
総数	228,805	212,152	205,708
○ 凶悪犯	1,104	1,186	1,109
殺人	133	179	120
強盗	600	672	657
放火	137	120	119
強姦	234	215	213
○ 粗暴犯	10,481	9,752	9,055
凶器準備集合	3	4	2
暴行	5,444	5,096	4,690
傷害	3,685	3,329	3,183
傷害致死	14	18	16
脅迫	401	408	404
恐喝	934	897	760
○ 窃盗犯	164,129	152,854	150,572
侵入窃盗	13,145	11,434	10,770
非侵入窃盗	150,984	141,420	139,802
○ 知能犯	12,748	11,534	8,896
詐欺	11,056	10,227	7,369
横領	246	275	214
偽造	1,437	1,024	1,305
汚職	4	5	5
背任	5	3	3
○ 風俗犯	1,739	1,666	1,484
賭博	56	40	37
わいせつ	1,683	1,626	1,447
○ その他	38,604	35,160	34,592
略取誘拐	25	7	15
占離横領	14,421	11,725	11,181
公務執行妨害	829	711	673
住居侵入	1,743	1,619	1,647
器物損壊	20,815	20,365	20,380
その他	771	733	696

(「警視庁の統計」より作成)

(2) 交通事故の発生件数

全国における交通事故の発生件数¹は、平成12年に90万件を超え、その後も90万件台で推移していましたが、平成17年から減少に転じ、平成21年は736,688件となっています。

都内における交通事故の発生件数は、平成12年から毎年減少しており、平成21年は56,358件となっています。しかし、全国の発生件数に占める都の割合は、全国最多となっています。



(「警察白書」より作成)

都内の交通事故の発生件数と死傷者数、負傷者数の状況を、年ごとに詳しくみると、以下のようになります。

(件)

件数 \ 年	平成19年	平成20年	平成21年
発生件数	68,603	61,525	56,358
死傷者数	269	218	205
負傷者数	77,652	69,666	63,596

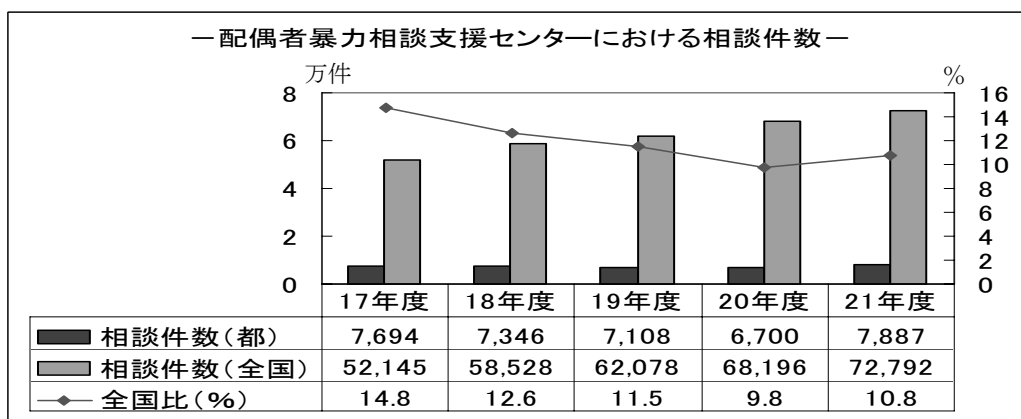
(「警視庁の統計」より作成)

¹ 「交通事故の発生件数」は、ここでは人身事故の発生件数に限っています。

(3) 配偶者からの暴力に関する相談件数

全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、毎年増加しており、平成21年度には、72,792件となっています。

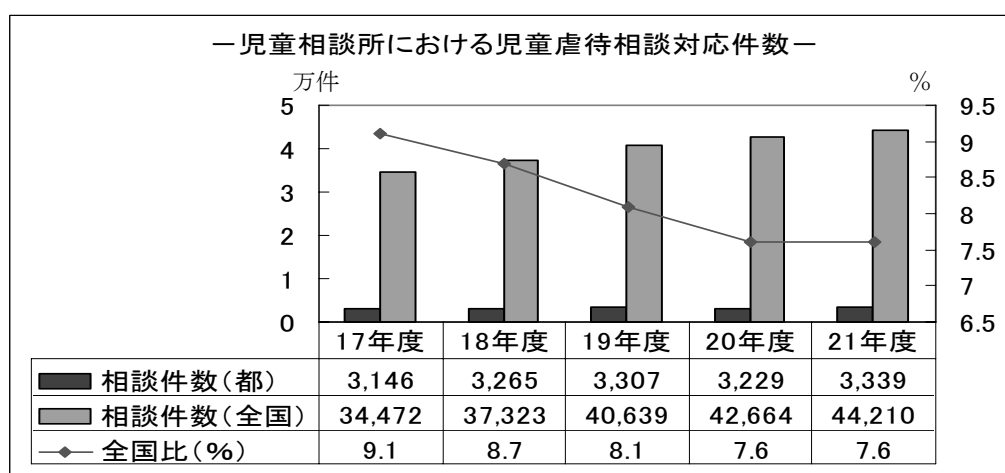
都における平成21年度の配偶者からの暴力（以下、この計画においては「DV」という。）に関する相談件数は、7,887件と、全国の都道府県の中では最も多くなっています。



(内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」より作成)

(4) 児童虐待に関する相談対応件数

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は毎年増加しており、平成21年度の相談対応件数は、44,210件と、「児童虐待の防止等に関する法律」施行前の平成11年度の相談対応件数(11,631件)に比べると約4倍弱にまで増加しています。



平成21年度相談件数(全国)は速報値

(厚生労働省「児童虐待相談対応件数等及び児童虐待等要保護事例の検証結果(第6次報告概要)」及び東京都「児童相談所のしおり 2010年(平成22年)版」より作成)

2 都内における犯罪被害者等の状況

これまでの犯罪被害者等に関する様々な調査や、被害者自身の発言等から明らかのように、犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、様々な副次的な被害に苦しんでいます。

例えば、主たる生計者の喪失等による収入の激減、怪我の治療費や裁判費用、転居費用の負担等の経済的被害、また、職場の無理解や近隣住民・友人の言動から思わぬ被害を受けている事例も多くあります。

犯罪被害者等は、こうした被害に耐えながら、事件の捜査・公判等の刑事に関する手続等へも協力しなければならず、一般に想像されている以上の困難な状況に直面しています。

(1) 犯罪被害者等の実態に関する調査にみる犯罪被害者等の状況

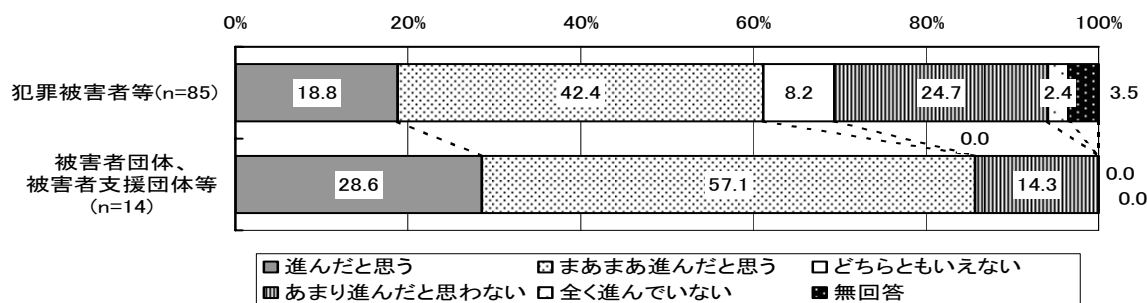
都では、今回の推進計画の見直しに当たり、都内の犯罪被害者等、被害者団体・被害者支援団体等、区市町村及び民間団体を対象として「犯罪被害者等の実態に関する調査」(平成22年1月)(以下「実態調査」という。)を実施しました。この実態調査の回答者の多くは、交通事故や殺人事件の犯罪被害者等でした。犯罪被害者等支援のための取組は進んでいると考えているものの、犯罪被害者等が負う被害の状況への理解が不足していること、経済的被害の発生や生活の変化、周囲の人達の無理解等、犯罪被害者等が置かれている困難な状況が明らかになりました。

ア 犯罪被害者等支援の進捗状況について

基本法施行(平成17年4月)後の行政機関や被害者団体等による取組について、「進んだと思う」「まあまあ進んだと思う」を合わせ、6割以上の犯罪被害者等が、取組は前進していると評価しています。

一 図表 行政機関や被害者支援団体等による支援の取組 一

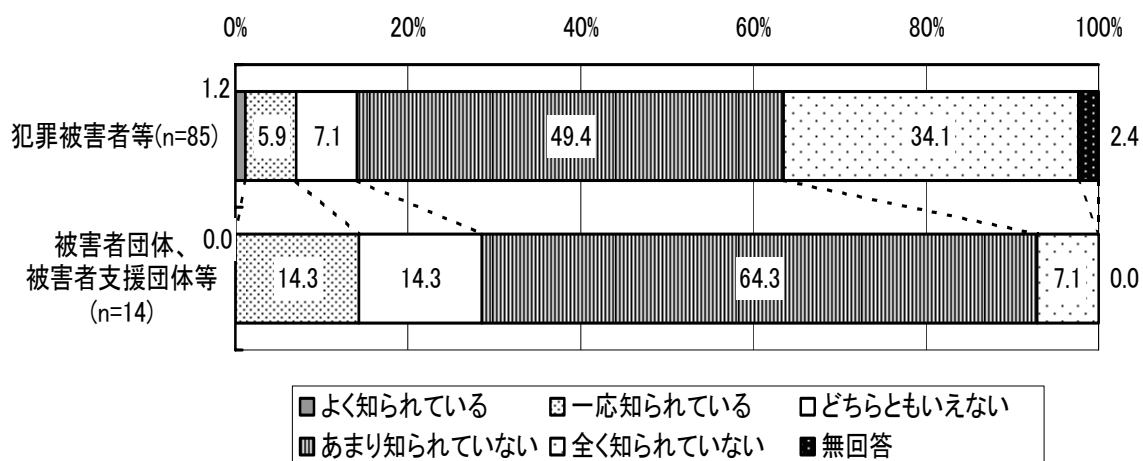
Q 犯罪被害者等基本法の施行により、行政機関や被害者支援団体等による支援の取組が進んだと思いますか。



しかし、世間一般に犯罪被害者等の置かれた状況は「あまり知られていない」と回答した犯罪被害者等が5割近くを占め、「全く知られていない」を合わせると、8割が知られていないと回答しています。

— 図表 犯罪被害者等の置かれた状況 —

Q 世間一般に被害者の置かれた状況は知られていると思いますか。



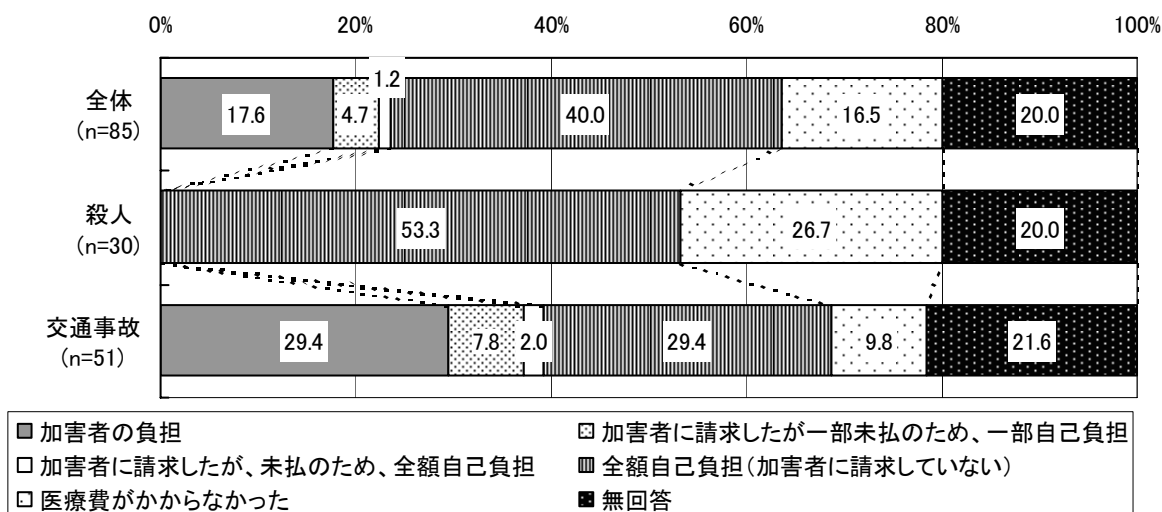
イ 損害賠償請求の負担・その他経済的被害に関すること

犯罪被害者等に医療費の負担を尋ねたところ、「全額自己負担（加害者に請求していない）」が4割を占めています。

また、犯罪被害者等が負担した医療費の平均は、約63万円でした。

— 図表 医療費の負担 —

Q 医療費の負担についてお聞かせください。



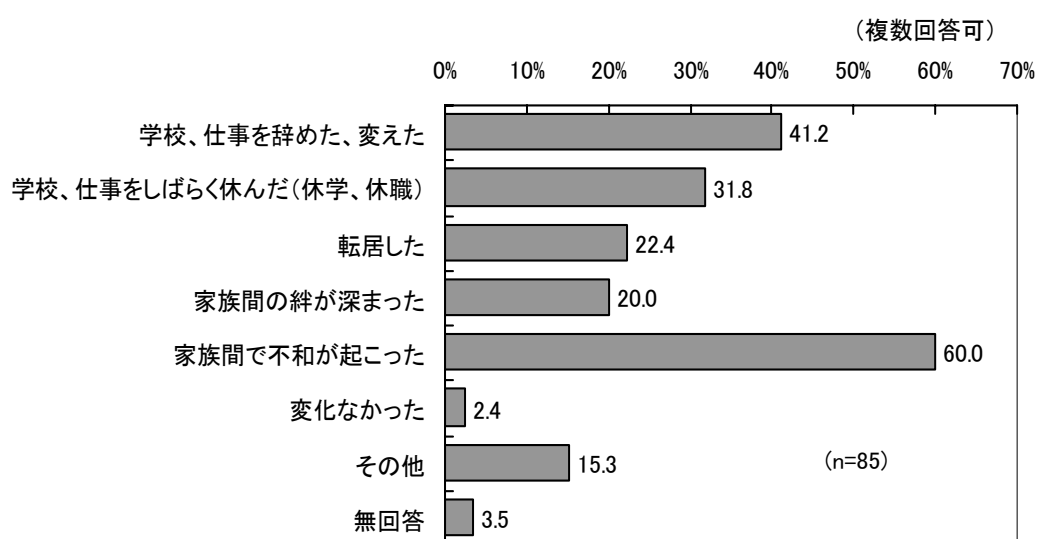
ウ 生活の変化に関すること

犯罪被害者等の被害後の生活の変化を尋ねたところ、「家族間で不和が起こった」が60.0%で最も多く、以下「学校、仕事を辞めた、変えた」が41.2%、「学校、仕事をしばらく休んだ（休学、休職）」が31.8%で続いています。

家族の1人が犯罪被害に遭うことにより、被害者一家の生活環境は大きく変わります。直接の被害者だけでなく、家族も含めてサポートする必要があります。

— 図表 被害後の生活の変化 —

Q 犯罪の被害に遭われたことによる生活上の変化をお聞かせください。



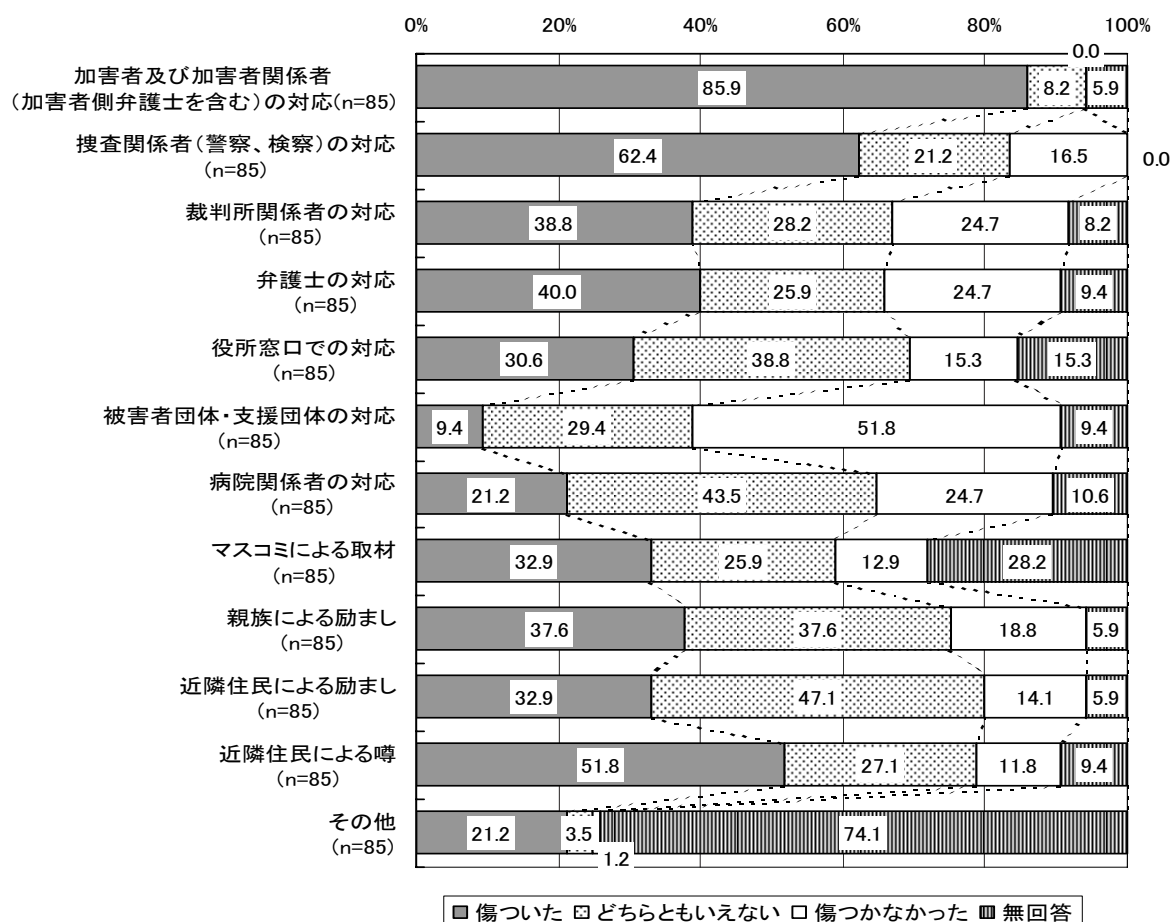
エ 周囲の人達の無理解等に関すること

被害後に他人の言動や態度で傷ついたこと（いわゆる二次的被害）を尋ねたところ、「加害者及び加害者関係者（加害者側弁護士を含む）の対応」が85.9%で最も多く挙げられました。以下「捜査関係者（警察、検察）の対応」が62.4%、「近隣住民による噂」が51.8%と続いています。

犯罪被害者等は、加害者や加害者関係者だけでなく、親族や近隣住民による（配慮に欠けた）励まし等、身近な人々の言動や態度にも傷つくことがあります。

— 図表 被害後の他人の言動や態度で傷ついたこと —

Q 被害後の他人の言動や態度により、傷ついたことがありますか。



(2) 都の総合相談窓口での相談等に見る性犯罪被害者の状況

都の総合相談窓口においては、性犯罪被害者からの相談等が増加しており、平成21年度の都の総合相談窓口における性犯罪被害者からの相談等件数は、全件数の約3分の1を占めています。

性犯罪被害者は、警察の被害者対策要綱¹でも特に重点を置く支援の対象の一つとして位置付けられています。このため、警察では、性犯罪捜査指導官の設置や女性警察官による事情聴取等、個別具体的な対策を講じています。しかし、現実には、性犯罪被害者は、被害に遭ったことによる著しい肉体的・精神的被害に加え、被害そのものを明らかにできず警察への届出自体をためらう傾向もあるといわれます。

¹ 「被害者対策要綱」とは、警察が、被害者の置かれている現状を踏まえ、被害者の視点に立った各種の施策を総合的に推進するに当たっての当面の基本的指針を定めたものです。

性犯罪被害者については、精神的被害が特に深刻で、他の被害類型に比べ、PTSD（心的外傷後ストレス障害）¹症状が発生する確率が高いことも分かっています。少しでも早く事件から受ける精神的な負担を軽減し、生活の建て直しに必要な措置が適切に行われることが、被害の回復につながります。

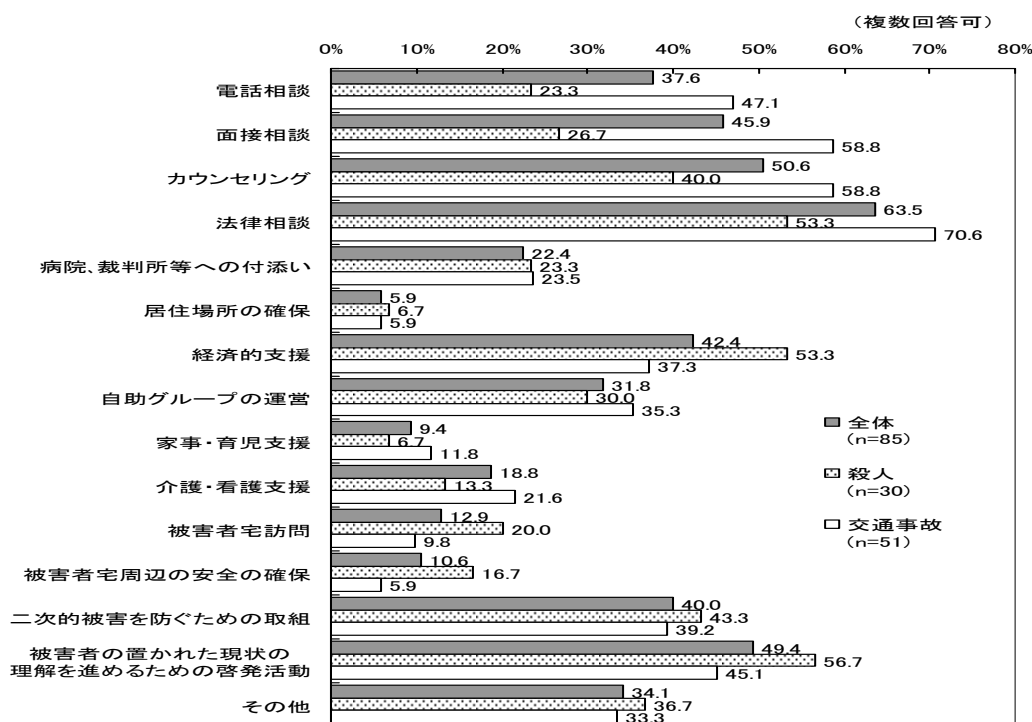
そのためにも、犯罪被害者等が少しでも早く相談窓口にとどりつける方策を講じることが重要です。

（3）今後充実させていくことが望ましいと考える支援

実態調査によると、多くの犯罪被害者等が、今後充実させていくことが望ましいと思う支援として、被害種別により若干の差があるものの、「電話相談」等の各種相談事業や「被害者の置かれた現状の理解を進める」啓発事業をあげています。

— 図表 今後充実させていくことが望ましいと思う支援内容 —

Q 被害者支援を進めていくうえで、今後充実させていくことが望ましいと思う支援内容をお選びください。



¹ 「PTSD（心的外傷後ストレス障害）」とは、一般に、犯罪や事故による被害、自然災害、戦争被害、家族や友人の死等の個人では対処できない衝撃の大きな出来事を経験することによって生じる精神障害のこと。事件等の苦痛な記憶が繰り返しよみがえったり、事件等を思い出させる行為や状況の回避、睡眠障害やびくびくしたりする状態が長期間にわたって続くなどの持続的な症状が生じます。

3 犯罪被害者等に関する都民の意識

犯罪被害者等は、精神的・肉体的に深刻な被害を受けています。犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようになるためには、国及び地方公共団体が十分な施策を行う一方で、犯罪被害者等の置かれた状況に対する都民の理解と犯罪被害者等支援への協力が必要です。

しかし、平成20年10月に内閣府が実施した「犯罪被害者等に関する国民意識調査」¹の結果では、国民一般に、支援の内容について理解が進んでいないこと、また、国民の多くは、犯罪被害者等への配慮としてプライバシー等への配慮が最も必要と考える一方で、犯罪被害者等の多くは、事件についての相談相手を必要としていることなど、国民一般と犯罪被害者等の支援に対する考え方にギャップがあることが示されています。

都でも、これまでに犯罪被害者等に関するインターネット都政モニターアンケート調査²を、平成19年度と平成22年度の2回実施しています。

平成19年度に実施した調査結果と平成22年度に実施した調査結果を比較してみると、基本法があることを知っていたのは、平成19年度は73.1%であったのに対し平成22年度は70.5%でした。

その他の支援策についてみても、例えば、被害事実を立証するために必要な診断書料や緊急避妊薬費用等の一部を公費で負担する経済的支援策を「知らなかった」は、平成19年度は81.0%であるのに対し、平成22年度は86.5%でした。

こうした結果から、基本法や支援策について、その内容まで知っている都民は少なく、犯罪被害者等支援に関する認識は十分といえない状況にあります。

また、前述の実態調査においても、犯罪被害者等からは「被害者の置かれた現状の理解を進めるための啓発活動」や「二次的被害を防ぐための取組」といった啓発を望む声が多く寄せられています。

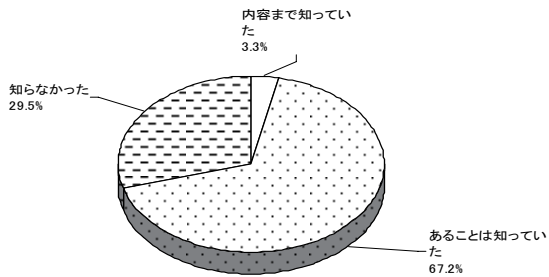
¹ 「犯罪被害者等に関する国民意識調査」は、犯罪被害者等基本計画に基づき、犯罪被害者等の置かれた状況や二次的被害に関し、意識調査を行ったものであり、犯罪被害経験のない国民7,573名、犯罪被害者等1,410名の計8,983名から有効回答を得ました。

² 「インターネット都政モニターアンケート調査」とは、インターネットが使える20歳以上の都内在住者を対象に、性別、年代、地域等を考慮して500人をモニターに選任し、都政の課題等に関する意見・要望を把握するために実施しているアンケートのことです。

社会全体で犯罪被害者等を支え、犯罪被害者等の平穏な生活を回復するためには、犯罪被害者等に対する都民の知識・理解を一層深めていく必要があります。

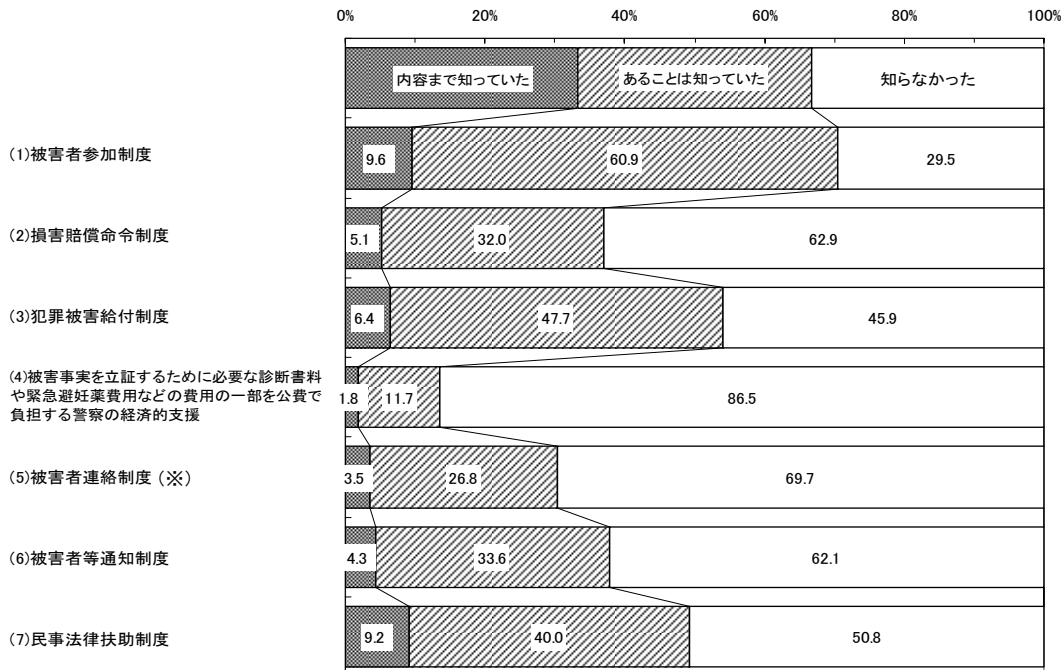
－ 平成22年度インターネット都政モニターアンケート調査 －

Q あなたは、犯罪被害者及びその家族又は遺族の権利利益の保護を目的とした「犯罪被害者等基本法」が制定されていることを知っていましたか。



区 分	22年度調査 n=488	19年度調査 n=491
知っていた (内容まで知っていた+あることは知っていた)	70.5%	73.1%
知らなかった	29.5%	26.9%

Q あなたは、犯罪被害者及びその家族又は遺族に対して行われている支援について、どの程度知っていましたか。それぞれの項目について、お答えください。



※ 「被害者連絡制度」とは、被害者や家族の希望により、被害者連絡員に指定された警察官等が、犯人を逮捕したことや、犯人は誰なのか、犯人の起訴・不起訴等の処分がどうなったか、といったことを捜査に支障のない範囲で知らせる制度

第3章 都における犯罪被害者等支援

推進計画に基づく取組

平成20年1月、全庁を挙げて、犯罪被害者等の多様なニーズに応えるための取組を総合的かつ計画的に推進するとともに区市町村や民間団体等とも幅広く連携して支援体制を構築していくために、「推進計画」を策定しました。

推進計画では、「今後重点的に取り組んでいく事項」として、支援のための総合相談窓口の設置と支援策の提供、庁内、区市町村、民間団体等との連携体制の構築及び都民意識の啓発を定めています。また、102の支援策に取り組んでいくこととしました。

これまで、以下のような取組を進めてきました。

1 犯罪被害者等のための総合相談窓口の設置と支援策の提供

(1) これまでの取組

個々の犯罪被害者等に適した、きめ細かな支援を提供するためには、まず相談窓口を設け、犯罪被害者等の声を受け止める必要があります。

都では、犯罪被害者等に便利で分かりやすい窓口を設置するため、犯罪被害者等への支援に際し、知識や経験が豊富な民間の被害者支援団体である公益社団法人被害者支援都民センター¹(以下「被害者支援都民センター」という。)と協働し、平成20年4月に、都の総合相談窓口を被害者支援都民センター内に設置しました。

都の総合相談窓口では、主に、①電話相談、②面接相談、③精神的支援(精神科医等によるカウンセリング等)、④直接的支援(自宅訪問及び病院、警察署、検察庁、裁判所等への付添い等)や⑤一時居所の提供、を行っています(本計画中、総合相談窓口において行う上記①から⑤までの支援を総称して「相談等」という。)

¹ 「公益社団法人被害者支援都民センター」は、「犯罪等の被害者及び遺族に対して、精神的支援その他各種支援活動を行うと共に、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者の被害の回復及び軽減に資する」ことを目的として設立された公益法人です。東京都公安委員会から、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人として「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けています。

都の総合相談窓口における平成21年度の相談等件数は、3,342件で、相談等の支援業務を開始した平成20年度の件数を合わせると、これまでに6,154件の相談等に対応しています。

— 表:都の総合相談窓口における相談等件数(支援類型別) —

年度	電話相談	面接相談	精神的支援	直接的支援	一時居所	合計
20年度	1,939件	216件	179件	478件	0件	2,812件
21年度	2,469件	202件	374件	293件	4件	3,342件
合計	4,408件	418件	553件	771件	4件	6,154件

相談等の支援のうち、電話相談や面接相談では、犯罪被害者等からの話を傾聴する中で、犯罪被害者等にとって望ましい行動等の助言、刑事手続等の様々な支援に関する情報を提供しています。

また、犯罪被害者等が深刻な精神的被害を被り、できる限り早期に効果的な専門的ケアが必要である場合には、精神科医等によるカウンセリングを実施します。

直接的支援は、相談者の希望を踏まえ実施します。

都の総合相談窓口における相談等を被害類型別にみると、年度によって順位に違いがありますが、殺人（殺人、強盗殺人、傷害致死）、性犯罪被害（強姦、強制わいせつ、他の性犯罪）、交通被害（交通死亡事故、交通事故、危険運転致死障害）の3つの被害類型に関する相談等が多くなっています。

— 表:都の総合相談窓口における主な相談等件数(被害類型別) —

被害種別	殺人	交通被害	性犯罪被害	暴行傷害	財産的被害
20年度	1,014件	489件	393件	212件	176件
21年度	666件	774件	1,101件	188件	156件

(2) 都の総合相談窓口のより一層の活用に向けて

実態調査では、犯罪被害者等からは、今後充実させていくことが望ましい支援として、「電話相談」等の各種相談事業の充実があげられています。犯罪被害者等の支援には、相談窓口の重要性はますます高まると考えます。

都の総合相談窓口では、次のように、更に支援策の充実・強化に努める必要があります。

- ・ **犯罪被害者等が速やかに都の総合相談窓口の情報を入手できるような体制づくり**

実態調査では、多くの犯罪被害者等に総合相談窓口の存在が知られていないことが伺えます。特に性犯罪被害者は、少しでも早く事件による精神的な負担を軽減するため、速やかに都の総合相談窓口で相談等を受けられるような仕組みの構築が重要です。

犯罪被害者等が医療機関等を訪れた際、医療機関等から相談窓口や支援策の情報を犯罪被害者等に確実に伝えてもらえるよう、医療機関等に対しても、こうした情報を周知する必要があります。

- ・ **都の総合相談窓口における支援策についての見直し**

自宅が犯行現場となった場合等、被害直後に自宅に居住することができない場合で、一時的に利用できる宿泊施設を自ら確保することができない犯罪被害者等に対し、一時的に滞在できるホテル等を都が借り上げて提供する支援策である「一時居所の提供」は、非常に高く評価されています。

しかし、一人暮らしの被害者が強い精神的ショックを受け、親族の付添いが必要な場合であっても、親族の利用要件が限られているため、この支援策を利用できないという状況もありました。

犯罪被害者等の早期回復のために、「一時居所の提供」が利用できる対象者の範囲を広げるなどの検討が必要です。

2 庁内、区市町村、民間団体等との連携体制の構築

犯罪被害者等に対して途切れることのない支援を行うため、都では、庁内の連携をはじめ東京都犯罪被害者支援連絡会¹や警察署等の既存のネットワークを活用し、区市町村や都内に数多く存在する被害者支援機関・団体との連携体制の構築を進めています。

(1) 庁内の連携

ア 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」による事業の進行管理

都の犯罪被害者等支援が着実に進むよう、都の関係局で構成される

¹ 「東京都犯罪被害者支援連絡会」には、警視庁、都の機関を始め、東京地方検察庁、東京都特別区福祉事務所長会、日本司法支援センター東京地方事務所、社団法人東京都医師会、公益社団法人被害者支援都民センター、在京の三つの弁護士会、東京保護観察所など、38機関・団体が参加しています。

「東京都犯罪被害者等支援推進会議」¹において、総合相談窓口の相談等の支援状況のほか、連携体制や啓発の取組について検証や評価を行っています。

イ 総合相談窓口から都の行政機関等への助言

総合相談窓口を通じ、東京ウィメンズプラザや東京都女性相談センター、保健所等の都の相談機関に対し、精神的ケアに関する助言や支援策の情報提供等を行っています。

ウ 都の職員に対する研修等

犯罪被害者等の立ち直りには、被害直後の支援のほか、犯罪被害者等が心身の回復とともに平穏な生活に戻る過程でも、都が所管する相談、医療、住宅等の行政サービスが不可欠です。

都の様々な窓口を訪れる犯罪被害者等への配慮を欠いた職員の対応により二次的被害を与えることがないよう、犯罪被害者等の支援の重要性や犯罪被害者等への接し方を理解するための研修を実施するほか、犯罪被害者等が必要とする情報が提供できるよう「犯罪被害者等支援の手引」を作成し、各窓口や事業所等に配布しています。

(2) 区市町村との連携

ア これまでの取組

犯罪被害者等にとって最も身近な基礎的自治体である区市町村は、日々の生活に密接に関係する必要かつ有益で多種多様な施策を実施しており、犯罪被害者等への支援にとって重要な役割を担っています。

このため、都は、東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会を設置し、区市町村が早期に犯罪被害者等支援を開始するよう施策を担当する窓口（以下「施策担当窓口」という。）や犯罪被害者等から直接相談を受ける窓口（以下「相談窓口」という。）の設置を要請しているほか、区市町村職員に対する研修会の実施等により必要な知識等の付与に努めています。

平成22年4月1日現在、施策担当窓口や相談窓口を設置した区市町村は全区市町村の3分に2にまで拡大しています。

イ 区市町村との連携の強化に向けて

犯罪被害者等がどのような相談窓口を起点としても、必要な情報提供、支援等を途切れることなく受けることができるためには、都、区市町村、民間団体等の支援機関の連携が必要です。

¹ 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」については、参考資料の資料5を参照してください。

区市町村も犯罪被害者等支援を開始していますが、実態調査では、区市町村によっては、相談窓口での犯罪被害者等への対応が不慣れであったり、十分な支援策を提供できないなどの状況が明らかになっています。

犯罪被害者等に一番身近な区市町村での取組が都内全域で進み、都を始めとする機関との連携により犯罪被害者等支援が進展するよう、区市町村に対する都の支援や働きかけが必要です。

(3) 民間団体等との連携

ア これまでの取組

都は、犯罪被害者等への支援に関する知識や経験が豊富な民間の被害者支援団体である被害者支援都民センターと協働で窓口を設置しています。熟練した相談員の対応により、犯罪被害者等が安心して相談でき、犯罪被害者等との信頼関係を第一とした支援体制を構築できたことが、犯罪被害者等からの相談等件数の増加につながっているものと考えています。

その他に、民間の支援団体から、犯罪被害者等の声を聴く講演会等における講師の選定に際し、被害者支援団体に所属しながら社会的な講演活動をされている方を紹介していただくなどの協力を得ているほか、実態調査でも、調査対象となる犯罪被害者等の紹介や調整への協力を得ました。

また、都では、都民の日常生活に密接に関わりのある民間団体を主たる構成員とする「犯罪被害者等支援を進める会議」¹を平成21年度から開催し、犯罪被害者等への配慮や支援に協力が得られるよう取組を進めています。この取組の結果、犯罪被害者等の置かれている状況と必要な支援について団体内での勉強会を開催したり、団体自身の活動をPRする催しにおいて、団体自身の紹介のほか犯罪被害者等への支援への協力を訴えるパネル展示を行うなど、独自の取組を開始した民間団体もあります。

¹ 「犯罪被害者等支援を進める会議」とは、犯罪被害者等が生活する地域社会全体の理解、配慮及び支援への協力を得るため、地域で活動する11団体（東京都町会連合会、東京都民生児童委員連合会、東京都公立中学校PTA協議会、社団法人東京都小学校PTA協議会、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、社会福祉法人東京都社会福祉協議会、東京都生活協同組合連合会、一般社団法人東京都病院協会、社団法人東京都宅地建物取引業協会、社団法人全日本不動産協会東京都本部）のほか学識経験者、行政機関等で組織した会議です。

イ 民間団体との連携の強化に向けて

実態調査では、被害者団体・被害者支援団体等や地域で活動する民間団体の多くが、今後、支援に取り組む行政機関等との連携を充実させたいとしています。

こうしたことから、今後も、より多くの被害者支援団体と、東京都犯罪被害者支援連絡会や警察署等の既存のネットワークを活用するなどして、随時情報交換を行い、支援のための連携体制を更に充実、強化する必要があります。

3 都民意識の啓発

都は、犯罪被害者等を地域社会全体で支えることができるよう、犯罪被害者等が置かれている状況等について、都民の理解を深めるための啓発活動に取り組んできました。

平成20年4月に開設した都の総合相談窓口の紹介のほか、犯罪被害者等が置かれている状況等について都民の理解を深めるため、啓発資料の作成・配布や、人権啓発行事等の際に、犯罪被害者等支援に関するパネル展示を行うほか、インターネット等のメディア等も活用し啓発活動を実施しています。

特に、11月の「犯罪被害者週間」¹には、区市町村とともに、実際に犯罪被害に遭われた方の声を都民に聴いていただくための講演会やシンポジウム等も開催しています。

また、地域社会全体で、犯罪被害者等支援に取り組めるよう、「犯罪被害者等支援を進める会議」に参加している民間団体を通じ、実際に犯罪被害者等が生活されている地域社会全体において、犯罪被害者等への配慮や協力が得られるよう啓発にも力を入れています。

「犯罪被害者等支援を進める会議」の構成団体の中には、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の重要性を理解し、自ら取組を行う動きもあります。

¹ 「犯罪被害者週間」は、毎年11月25日から12月1日までです。

しかし、「犯罪被害者等に関する国民意識調査」や「インターネット都政モニターアンケート調査」の結果からは、社会全体としての都民の理解度は高いとはいえ、犯罪被害者等が直面している苦しみを理解せず、犯罪被害者等への配慮に欠けた言動をすることがないとはいえません。

引き続き、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の重要性について、積極的な啓発活動が必要です。

第4章 都の今後の取組

1 取組の考え方

これまで、都は、様々な犯罪被害者等支援を進めてきましたが、今後は、次により取組を推進していきます。

(1) 支援策の充実・強化

都は、総合相談窓口をはじめとする各種の支援策の充実・強化に取り組みます。総合相談窓口では、犯罪被害者等が速やかに都の総合相談窓口で相談できるよう総合相談窓口への円滑な相談の流れを構築するなど、支援策の充実・強化に取り組みます。

(2) 区市町村等との連携体制の充実・強化

犯罪被害者等の立ち直りに向けて、様々な支援施策を途切れることなく提供していくため、特に、区市町村との連携の充実・強化に取り組みます。区市町村の相談窓口に対する支援を行うとともに、情報の共有化、啓発事業の共同実施等に取り組みます。

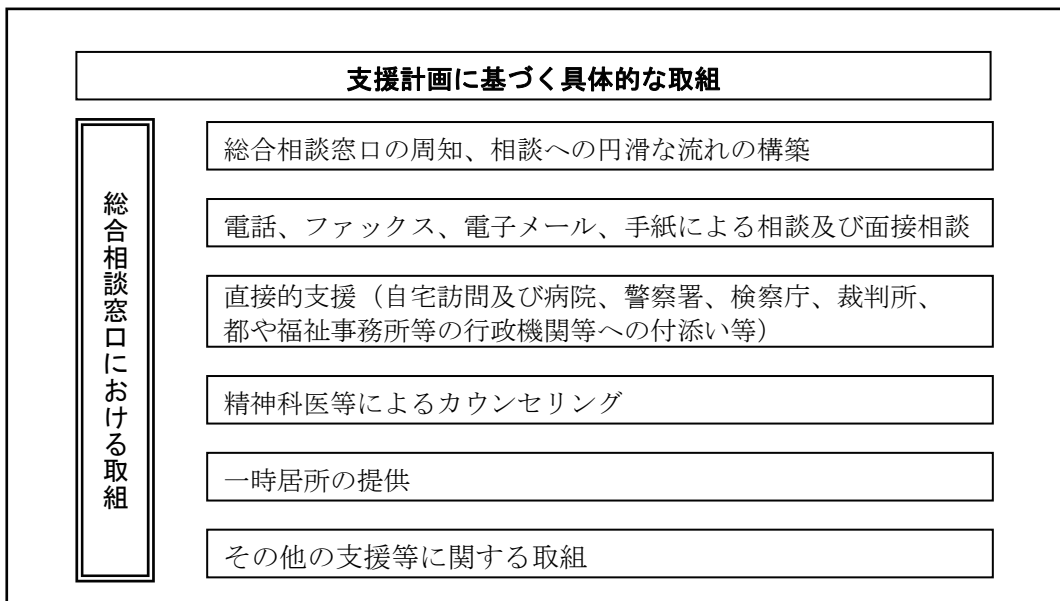
(3) 都民意識の啓発の充実・強化

犯罪被害者等に対する支援を社会全体の問題としてとらえ、犯罪被害者等の支援に対する理解を深めてもらうため、様々な手法を活用して、区市町村や犯罪被害者等の日常生活に密接に関わりのある民間団体とともに啓発活動に取り組みます。

2 具体的な取組

(1) 都の総合相談窓口における取組

実態調査では、犯罪被害者等の多くが、今後充実させていくことが望ましいと思う支援として、被害種別により若干の差はあるものの「電話相談」等の各種相談事業や「被害者の置かれた現状の理解を進める」啓発事業をあげていることなどを踏まえ、都は、引き続き、総合相談窓口を通じ犯罪被害者等に必要な支援策を提供します。



ア 都の総合相談窓口の周知、相談への円滑な流れの構築

これまで都の総合相談窓口のPRは、公共機関や民間団体等へのパンフレットの配布、ポスターの掲出、都ホームページへの掲載等、様々な方法で行っていますが、今後、これに加え、犯罪被害者等が被害直後に訪れた医療機関で、医師等から都の総合相談窓口での支援の説明が受けられるよう、都内の医療機関に対し、総合相談窓口での支援の内容等の情報提供を更に進めていきます。

取組事例

- ・ 医療機関等への総合相談窓口に関するパンフレット等の配布
- ・ 都の総合相談窓口相談員の医療機関等への出張相談

イ 電話、ファックス、電子メール、手紙による相談及び面接相談

犯罪被害者等からの相談は、電話だけでなく、ファックス、電子メール、手紙による相談を受け付けるほか、面接相談も実施します。

また、都の総合相談窓口が設置されている被害者支援都民センターは、都公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体¹の指定を受けています。そのため、事件によっては、犯罪被害者等の同意を踏まえ、事件の概要に関する情報を警察から得て、総合相談窓口から犯罪被害者等に連絡を取る場合もあります。

ウ 直接的支援（自宅訪問及び病院、警察署、検察庁、裁判所、都や福祉事務所等の行政機関等への付添い等）

犯罪被害者等が、公的な機関等に出向く際などに不安を感じることなく、安心して目的が果たせるよう、今後も、必要に応じて、専門相談員等が犯罪被害者等に付き添います。

エ 精神科医等によるカウンセリング

実態調査では、犯罪被害者等の約9割の方が、心身に影響があったとしています。犯罪被害により深刻な精神被害を被った場合、できる限り早期から効果的な専門的ケアを受けることが被害回復に必要です。

このため、都の総合相談窓口では、専門相談員による電話相談や面接相談と一体となって精神科医や臨床心理士等によるカウンセリングを引き続き実施します。

カウンセリングにおいては、トラウマ焦点化認知行動療法²として有効性が実証されているものの、国内では提供できる機関が数少ないPE療法³等に基づくカウンセリング手法も取り入れており、心的外傷その他犯罪等により受けた影響から早期に回復できるよう、犯罪被害者等を支援します。

1 「犯罪被害者等早期援助団体」とは、都道府県公安委員会が犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるとして指定した非営利法人。平成13年4月、犯罪被害者等給付金の支給に関する法律の改正により創設されました。犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動、犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助、犯罪被害等に関する相談、物品供与又は貸与、役務の提供その他の方法による犯罪被害者等の援助等を行います。

2 「トラウマ焦点化認知行動療法」とは、トラウマ体験の記憶やトラウマ体験後の考え方の変化（自責感等）にアプローチし、トラウマ反応の軽減を図るもので、トラウマ反応（トラウマ体験後の精神的反応）の軽減を目的とした認知行動療法です。

3 「PE療法」とは、長時間曝露療法（prolonged exposure therapy）のこと。PE療法のプログラムでは、実際には危険のない安全な環境の下で、外傷記憶やそれにまつわる状況に、時間をかけた系統的で丁寧な方法を用いて繰り返し向き合うことで心的外傷体験にまつわる記憶と感情の処理ができるようになり、心身の反応が和らいだり、これまで避けてきた事物や状況に対する恐怖と不快感が徐々に薄らぎ、症状による生活上の支障が改善されます。

オ 一時居所の提供

犯罪被害者等に対して一時的に滞在できるホテル等を都が借り上げて提供する「一時居所の提供」について、対象を被害者及び被害者と同居の親族等に限定せず、非同居の親族も被害者とともに宿泊できるよう、今後、制度改正の検討を行います。

カ その他の支援等に関する取組

都の総合相談窓口を始めとする様々な事業所・窓口で、犯罪被害者等からの求めに応じ速やかに事業の情報が提供できるよう、「犯罪被害者等支援の手引」等の各種マニュアルについて、必要に応じ改訂します。

また、社会状況の変化や新たな補償制度の創設を始めとする経済的支援や性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置等を検討することとしている国の「第2次犯罪被害者等基本計画」の進展等に柔軟に対応して、今後も犯罪被害者等のニーズに応えるための必要な検討を行っていきます。

取組事例

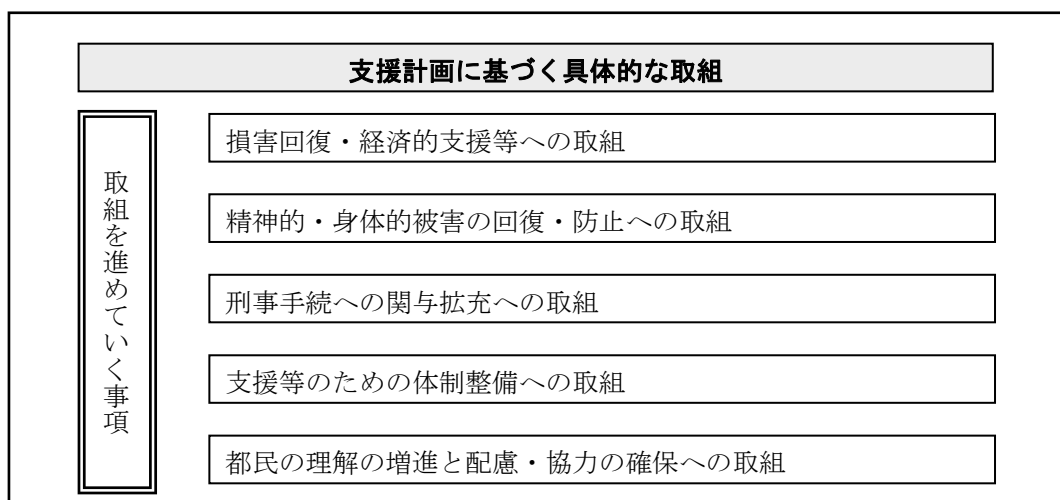
- ・ 「犯罪被害者等支援の手引」等の各種マニュアルの改訂
- ・ 国の「第2次犯罪被害者等基本計画」に関連した取組に関する検討
- ・ 都の事業についての随時見直し

(2) 取組を進めていく事項

犯罪被害者等には、被害直後の短期的な支援のほかにも医療、住宅、経済的支援、就労等、長期的かつ幅広いニーズがあります。

一方、都の事業には、犯罪被害者等への支援を直接の目的としたもののほか、犯罪被害者等が活用できる事業もあります。

そこで、都では、国の基本計画で設定している五つの重点課題における施策に関し、以下のように取り組んでいきます。



ア 損害回復・経済的支援等への取組

(ア) 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

〔取組内容〕

犯罪被害者等が、加害者に損害賠償を適切に請求することができるよう、損害賠償請求制度等についての情報提供を行うとともに、その方法等についてアドバイスするなどの支援に努めていきます。

〔主な取組〕

- 交通事故に係る損害賠償問題等に関して、交通事故相談員による無料相談を行うほか、相談内容によっては、交通事故被害者と加害者の間で解決が困難な案件等について弁護士会等の専門機関を紹介します。（生活文化局）
- 損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した「被害者の手引」を作成、交付します。（警視庁）

- 暴力団追放運動推進都民センター及び弁護士会と連携して、暴力団犯罪による被害の回復を支援します。(警視庁)

(イ) 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

〔取組内容〕

制度の周知徹底や情報提供に努めるとともに、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、犯罪被害給付制度の更なる充実や経済的支援の充実等について国に対する提案要求等を行っていきます。

〔主な取組〕

- 既存の貸付制度を活用して、一時費用（転居費、就職支度金等）の貸付けを行います（母子福祉資金、女性福祉資金、生活福祉資金）。（福祉保健局）
- 犯罪被害者等給付金の対象となる犯罪被害者等に対して、現行制度の周知徹底に努めるとともに、適切な教示と迅速な裁定を行います。（警視庁）
- 性犯罪の被害者に対して、緊急避妊薬、性感染症検査及び人工妊娠中絶に必要な費用の一部を、一定の条件の下、公費で支出します。（警視庁）
- 司法解剖後の遺体搬送費を、公費で支出します。（警視庁）

(ウ) 居住の安定（基本法第16条関係）

〔取組内容〕

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、安定した新たな居住先の確保に努めていきます。

〔主な取組〕

- DV被害者世帯及び犯罪被害者世帯に対し、都営住宅の入居において、当選率が一般申込者の5倍となる優遇抽せん制度を実施します。（都市整備局）

(エ) 雇用の安定（基本法第17条関係）

〔取組内容〕

犯罪被害者等の雇用が安定するよう、希望する人については、労働問題に対する相談や、職業訓練、職業紹介を通じて、支援に努めていきます。

〔主な取組〕

- 都総合相談窓口を通じて、労働問題に対する相談や、職業訓練、職業紹介に関するチラシを配布し、犯罪被害者等の雇用の安定を図ります。（産業労働局）
- 職業能力開発センターにおいて、犯罪被害者等で就業を希望する人に対し、就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練及び職業紹介を実施します。（産業労働局）
- 東京しごとセンターにおいて、犯罪被害者等で就業を希望する人に対し、カウンセリングや就職活動のためのセミナー、職業紹介等の支援を実施します。（産業労働局）
- 労働相談情報センターにおいて、犯罪被害者等で労働問題について相談を希望する人に対し、職場における労働問題全般に関する相談を実施します。（産業労働局）

イ 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

(ア) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

〔取組内容〕

犯罪被害者等が、心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復するために、その状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供に努めていきます。

〔主な取組〕

精神的被害等に関する取組

- 各都立（総合）精神保健福祉センターにおける精神的な悩みやこころの病気に関する相談を関連機関と協力しながら実施します。
また、行政職員や精神保健福祉関係職員で、精神保健福祉実務経験者（1年以上3年未満）を対象に、相談援助の基礎的な知識と技

術を学ぶ研修会を行います。(福祉保健局)

- 突発的に傷害を受けた人が、いつでも、どこでも、その症状に応じた適切な医療が受けられるよう、区市町村との役割分担の下、初期・二次・三次の救急医療体制の整備を進めます。(福祉保健局)
- 心身障害者福祉センターにおける高次脳機能障害者支援拠点としての高次脳機能障害¹のある人への相談、支援等の実施及び医療機関向けに作成した診断マニュアルやパンフレット等による医療関係者への普及啓発を行います。(福祉保健局)
- 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」において、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の診療ができる医療機関を紹介しています。(福祉保健局)
- 精神疾患を有して通院による精神医療を継続的に要する程度の病状を有し、一定の要件を満たす方に対して、医療に要する費用の一部を公費で負担します（自立支援医療（精神通院医療））。(福祉保健局)
- 長期療養を必要とする患者等への医療・介護サービスについて、「東京都保健医療計画」²改定に合わせ検討を行います。(福祉保健局)
- 都立病院において、患者の症状により、精神的ケアが必要な場合には、各診療科と精神科とが連携しながら治療を実施します。(病院経営本部)
- 都立病院の医療相談室では、生活全般の相談に応じるとともに、必要に応じて対応する行政機関等の窓口を紹介します。(病院経営本部)

¹ 「高次脳機能障害」とは、交通事故や脳血管疾患（脳卒中等）により、脳障害を経験した人が、記憶・注意・思考・言語等の知的な機能に障害を抱え、生活に支障をきたすことをいいます。

² 「東京都保健医療計画」は、東京の保健医療に関する総合的・基本的な計画であり、この計画に基づき、都民中心の安全で安心かつ良質な保健医療体制の構築に向けた取組を進めています。

- 少年の悩みごと、困りごとに対する相談窓口として、「ヤング・テレホン・コーナー」を少年育成課に設置し、少年自身からの相談や両親等からの相談に応じるとともに、少年相談専門職員が、精神的ケア等を実施します。（警視庁）

安全教育の推進

- 子供が安全に暮らすための取組を推進するため、学校の安全教育において、児童・生徒に危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けられるよう、安全教育プログラムを活用した教育を推進します。（教育庁）

(イ) 安全の確保（基本法第15条関係）

〔取組内容〕

犯罪被害者等が再被害に遭うことの不安を解消するよう、再被害防止の取組を実施するとともに、地域社会が一丸となって犯罪と対決する気運を醸成していきます。

〔主な取組〕

加害者に関する情報の提供

- 法務省等から受けた加害者に関する情報のほか、保護観察所からの協力依頼に基づき、警察が所在不明となった仮釈放者又は保護観察付執行猶予者に関する情報を把握した場合は、それを保護観察所へ提供します。（警視庁）
- 法務省から警察庁を経由して「子どもを対象とした暴力的性犯罪の出所者」に関する情報の提供を受けた場合は、出所情報に基づき出所後の居住確認等を実施します。（警視庁）

犯罪被害者等に関する情報の保護

- 「警視庁犯罪被害者支援要綱」に基づき、犯罪被害者等支援に関する広報に当たっては、被害者のプライバシーに十分配慮しています。特に、事件について報道発表を行う場合は、当該事件の被害者に対し、事前に必要な情報を提供するよう努めます。（警視庁）

再被害防止の対策

- 暴力や人身取引の女性被害者の緊急一時保護を女性相談センターで行い、必要な支援につなげます。(福祉保健局)
- 同じ加害者から再び危害が加えられるおそれのある犯罪被害者等に対し、「再被害防止要綱」に基づき、機械警備、防犯指導、パトロール等を実施し、再被害の発生を防止します。(警視庁)
- 暴力団等から危害を加えられるおそれのある人に対し、「保護対策実施要綱」に基づき保護対策を実施します。(警視庁)

再被害防止等に向けた連携

- 「警視庁スクールサポーター運用要綱」、「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」、「セーフティ教室等事業の実施」に基づき、再被害防止に向けて関係機関や団体と連携を図ります。(教育庁、警視庁)
- 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「児童虐待の防止等に関する法律」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」等に基づき、再被害の防止に向けての対策及び関係機関や団体と連携を図ります。(警視庁)

再被害防止に資する教育等の実施

- 非行少年等の立ち直り支援を行う中で、再被害の防止に資するよう、学校サポートチームの積極的な運用、問題行動に対する地域における行動連携推進事業の推進等に取り組みます。(教育庁)

(ウ) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

〔取組内容〕

犯罪被害者等に対して二次的被害を与えないようにするため、犯罪被害者等の心身、その置かれている状況等に関する理解を深めるための研修や啓発に努めていきます。

〔主な取組〕

- 職員が犯罪被害者等へ適切な対応がとれるよう、採用・昇任時教養研修、実務担当者研修、部門別任用科教養研修の実施、被害者・遺族等を招いた講演会の開催、警視庁被害者支援担当者による警察署巡回教養研修等を行います。（警視庁）
- 警視庁本部関係各課及び警察署に性犯罪捜査員（女性警察官）を指定して配置し、性犯罪被害者へ適切な支援を行います。（警視庁）
- 各警察署に被害者相談室を整備し、犯罪被害者等の事情聴取等に活用しているほか、犯罪被害者支援室及び各警察署に、被害者支援車両又はスモークフィルム装着車を配備して、犯罪被害者等の心情に配慮した犯罪被害者等支援にあたります。（警視庁）

ウ 刑事手続への関与拡充への取組

（ア）刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

〔取組内容〕

捜査、起訴、裁判など犯罪事実を確定し、犯人に刑罰が科せられるまでの刑事手続等に関し、一層の情報提供等に努めていきます。

〔主な取組〕

- 「被害者の手引」及びリーフレット2種類（「被害にあったら」、「身近な方が被害にあったら」）を毎年作成し、交付します。
また、外国語版（英語、中国語、ハングル）の「被害者の手引」も作成し、交付します。（警視庁）
- 「警視庁指定被害者支援実施要領」に基づき、一定の犯罪被害者等に対し、「被害者の手引」の交付、被害者連絡を実施し、捜査等への支障等が生じないように配慮しつつ、捜査状況等を適時適切に情報提供します。（警視庁）
- 交通捜査任用科講習の実施や主要交差点への記録装置の設置等、事故捜査体制を強化し、捜査支援機器を整備、活用します。（警視庁）

エ 支援等のための体制整備への取組

(ア) 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

〔取組内容〕

犯罪被害者等が、日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、直面している様々な問題について、相談に応じて必要な情報を提供し助言を行うとともに、援助に精通している者を紹介する仕組みの構築に努めていきます。

〔主な取組〕

情報提供の充実

- 総務局人権部のホームページ「じんけんのとびら」で、相談機関の一覧並びに区市町村の窓口及び連絡先を提供します。
また、犯罪被害者等施策に関する法令も紹介します。（総務局）
- 指導主事や心理職職員を教育相談センターに配置し、相談窓口で、必要に応じて少年センター、児童相談所等の関係機関の情報について被害児童やその保護者に情報を提供します。（教育庁）
- 犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏への配慮の重要性に関する都民の理解が深まるよう、また、地域社会全体の犯罪被害者等支援に関する気運及び連帯共助の精神が醸成されるように広報を行います。（警視庁）
- 損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した「被害者の手引」を毎年、外国語版（英語・中国語・ハングル）も含め、内容に改善を加えて作成し、交付します。
また、警視庁ホームページにおいて、犯罪被害者等支援関係情報を紹介します。（警視庁）

多様な方法による情報の提供

- 都営住宅における犯罪被害者世帯向けの優先入居（優遇抽せん制度）についてのチラシを、都総合相談窓口及び警察署の被害者相談窓口に配布し、同制度を周知します。（都市整備局）

- 女性の性犯罪被害者からの相談に当たっては、警察等と連携し、必要な支援を行います。
また、必要に応じ、弁護士会や日本司法支援センターの犯罪被害者相談を紹介します。(福祉保健局)
- 初期支援要員・被害者連絡員、性犯罪捜査員、相談窓口担当者等が、性犯罪被害者に対する情報提供を実施します。犯罪被害者支援室に「犯罪被害者ホットライン」¹を設置して、性犯罪被害者に対する相談を実施します。
また、「被害者の手引」及びリーフレットに性犯罪被害者にも対応する情報を記載します。(警視庁)
- 「被害者の手引」の交付、リーフレットの配布、犯罪被害者ホットライン広報用ポスターの掲出、各種広報紙による広報を実施するなどして、情報提供を行います。(警視庁)

連携及び相談体制

- 保健所における精神保健福祉相談の一環として、虐待、アルコール依存、薬物依存、DV等の被害者本人やその家族及び関係者を対象に、保健師や専門医による相談を行います。(福祉保健局)
- 女性相談センターにおいて、「人身取引行動計画2009」(内閣府)に基づく人身取引被害女性の緊急一時保護及び被害女性の帰国を含むその後の自立に向けた具体的支援を関係機関と連携を取りながら実施しています。(福祉保健局)
- 「医療機関向け犯罪被害者支援マニュアル」を都内の医療機関へ配布・周知し、犯罪被害者等支援に関する情報を提供し、関係機関との連携を図っています。(福祉保健局)

¹ 「犯罪被害者ホットライン」では、犯罪により心に深い傷を負った被害者やそのご家族の精神的な支援を行うため、電話による相談に応じています。電話：03-3597-7830(月曜日～金曜日)8:30～17:15)

- スクールカウンセラー¹の活用、アドバイザースタッフ²の派遣により、少年被害者を含む児童・生徒の心のケアを実施し、学校への支援を行います。(教育庁)
- 生活指導担当指導主事連絡協議会等で、学校サポートチーム³の効果的な活用や積極的な運用の働きかけを行います。(教育庁)
- 「東京都犯罪被害者支援連絡会」の開催、「犯罪被害者支援ガイドブック」の作成、連携支援の推進、会員の充実等の連携を図ります。
また、警察署犯罪被害者支援ネットワークを各警察署に構築し、会議・講演会の開催、会報の発行、連携支援の推進、会員の充実等を行います。(警視庁)
- 犯罪被害者支援室に「犯罪被害者ホットライン」を設置し、臨床心理士の資格を持つ専従職員を配置して、犯罪被害者等からの相談に対応するとともに、内容によって各種相談窓口で相談に応じます。
また、必要に応じ、犯罪被害者等をサポートするため被害者支援都民センターを始めとする関係機関や団体を紹介します。(警視庁)
- 少年の悩みごと、困りごとに対する相談窓口として、「ヤング・テレホン・コーナー」を少年育成課に設置するとともに、電子メールにより、意見、要望、相談等を広報課で受け付けます。(警視庁)
- 「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の運用上の留意事項について」に基づき、ストーカー事案に対応します。(警視庁)

¹ 「スクールカウンセラー」とは、児童・生徒へのカウンセリング、保護者からの相談、教員の児童・生徒理解や指導に関する助言等を行う者で、心の問題について専門的な知識と臨床経験を有する臨床心理士です。

² 「アドバイザースタッフ」は、幼児、児童、生徒に係るいじめ、不登校、集団不適應等の問題の解決に役立てるため、学校、家庭等に派遣され、相談・助言等の援助を行います。教育相談、臨床心理学、精神医学等の識見・経験を有するスタッフがいます。

³ 「学校サポートチーム」とは、学校や警察、児童相談所、民生委員・児童委員、保護司等からなり、非行・問題行動についての情報交換、事例の分析、援助活動を実施する組織です。

- 指定被害者支援制度¹の適正な運用を図るため、犯罪被害者等に対する支援に必要となる知識等について、実務担当者教養研修、巡回教養研修等の各種教養研修を実施します。（警視庁）
- 指定被害者支援制度の適正な運用に努めるとともに、犯罪被害者等早期援助団体、精神科医、臨床心理士、東京都犯罪被害者支援連絡会、警察署犯罪被害者支援ネットワーク等の関係機関・団体との連携等による総合的・横断的な犯罪被害者等支援を実施します。（警視庁）

支援に精通している者の紹介等

- 都政一般相談の中で、犯罪被害者等からの相談に対応するとともに、犯罪被害者等が必要とする支援について、支援機関に円滑に相談ができるよう取り組みます。（生活文化局）
- 外国人相談の中で、犯罪被害者等からの相談に対応するとともに、犯罪被害者等が必要とする支援について、支援機関に円滑に相談ができるよう取り組みます。（生活文化局）
- 被害者支援都民センターを通じ自助グループを紹介します。（警視庁）

(イ) 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

〔取組内容〕

犯罪被害者等の支援に携わる者が共有し修得すべき知識や技能について、情報を収集、整理及び活用すること等により、犯罪被害者等を支援する人材を養成するとともに、その資質の向上に努めていきます。

〔主な取組〕

- 採用時、昇任時に犯罪被害者等支援関係の教養研修を実施します。また、警察庁が主催するカウンセリング研修を犯罪被害者支援室の職員等が受講して、専門知識の習得に努めます。（警視庁）

¹ 「指定被害者支援制度」とは、犯罪被害者等の精神的負担を軽減するため、事件発生直後から捜査員とは別に、指定された警察職員が付き添い、犯罪被害者等への事情聴取や説明等を行う制度です。

- 少年相談専門職員に対する各種研修（カウンセラー養成講習、児童虐待セミナー等）、被害少年サポーター研修等を実施するなどして必要な専門技術等を修得させます。
また、少年育成課や各少年センターに少年相談専門員（心理専門職）を配置して対応します。（警視庁）
- 犯罪被害者等の援助を行う民間団体に対し、それらが実施するボランティアの養成研修について、講師の派遣による支援を実施します。（警視庁）

（ウ）民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

〔取組内容〕

犯罪被害者等の支援を行っている民間団体が果たしている役割の重要性を考えて、その活動を促進させるため、必要な情報の提供や支援等に努めていきます。

〔主な取組〕

- リーフレット、啓発冊子等の各種広報媒体を通じて、犯罪被害者等に援助を行う団体の紹介及び情報提供を行います。（総務局、警視庁）
- 援助を行う民間団体への支援の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に対する広報、犯罪被害者等の援助に関する研修への講師の手配・派遣等の支援を行います。（警視庁）
- 犯罪被害者等早期援助団体である被害者支援都民センター、東京都犯罪被害者支援連絡会、警察署犯罪被害者支援ネットワークとの緊密な連携・協力を行います。（警視庁）

オ 都民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

（ア）都民の理解の増進（基本法第20条関係）

〔取組内容〕

犯罪被害者等についての都民の理解を深めていくため、様々な分野、場面での教育活動や広報・啓発活動等に努めます。

〔主な取組〕

教育活動を通じた理解の増進

- 小・中学校、中等教育学校及び特別支援学校において、道徳の授業を公開し、開かれた学校づくりを推進するとともに、道徳の時間の活性化を図ります。
また、保護者・地域住民等との意見交換を通じて、家庭・学校・地域社会が一体となった道徳教育を推進します。(教育庁)

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、都教育委員会の教育目標及び基本方針に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含めて学校における人権教育を推進します。
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、都教育委員会の教育目標及び基本方針、犯罪被害者等の人権問題にかかわる解説を掲載した「みんなの幸せをもとめて（毎年3月発行）」を作成し、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者が、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人権学習や社会教育事業に活用できる人権啓発学習資料として、都内小中高校PTAや社会教育関係機関に配布します。
社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者を対象に、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、東京都及び区市町村において人権教育が推進されるよう、人権学習指導者研修を実施します。(教育庁)

- 文部科学省の調査研究会議から出された、「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について」を踏まえ、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第3次とりまとめ〕」の内容について、各種研修会や人権教育プログラム等により各学校に周知します。(教育庁)

- 犯罪防止・犯罪被害者理解教材（DVD）及び犯罪被害者等の体験談を取り入れた非行防止・犯罪被害防止教育推進指導資料（第1集から第3集まで）の各学校での活用を促します。(教育庁)

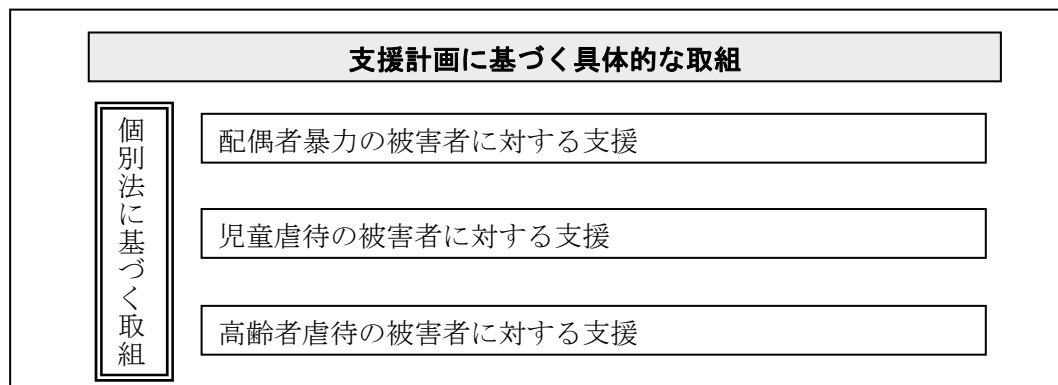
- 非行防止、犯罪被害防止を目的とした「セーフティ教室」を、警視庁を始めとする関係諸機関との連携により、都内全公立学校で実施します。(教育庁)

- 教職員研修センターで行われる養護教諭対象の専門研修や新規採用研修の中で、虐待を受けた児童等への対応等を含めた研修を行い、養護教諭の資質を高めます。(教育庁)

広報・啓発

- 犯罪被害者等の置かれている状況や心情について記載した啓発リーフレット「犯罪被害者やその家族に必要なのは、みなさんの理解です」を作成し、犯罪被害者週間行事等の犯罪被害者等支援に関する行事会場での配布のほか、人権啓発行事や警視庁行事等において配布します。
また、犯罪被害者等に関するパネルの展示等の啓発事業も行います。(総務局)
- 被害者支援都民センターが実施するシンポジウムやキャンペーンに対する協力・広報協力、リーフレットの配布、犯罪被害者ホットライン広報用ポスターの掲出、各種広報紙による広報を実施します。(警視庁)
- 交通安全運動、安全運転管理者講習等で、交通事故の被害者等の講演や被害者支援都民センターが作成した「もう一度会いたい(遺族の手記)」を配布します。(警視庁)
- 中高生を対象とし、交通安全教室、薬物乱用防止等非行防止教室と連動して、犯罪被害者等による講演を行い、命の大切さ等の理解を深め、犯罪を犯してはならないという規範意識の向上を図ります。(警視庁)
- 住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となるよう、犯罪被害者等が特定されない工夫をした上で、警視庁ホームページ及び各警察署の広報媒体を通じて犯罪被害発生状況等の情報提供を実施します。また、交通事故発生状況についても情報提供を実施します。(警視庁)

(3) 犯罪被害者等支援に関する個別法に基づく取組



ア 配偶者暴力の被害者に対する支援（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」）

（ア）相談体制

- 東京ウィメンズプラザにおいて、相談者の精神的被害の回復に向けた相談や、精神科医による面接相談を行います。（生活文化局）
- 東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、DV被害者への保護命令の申立てに係る書面の作成及び安全な生活を確保するために必要な情報提供・助言を行うとともに、必要に応じて各警察署と連携するなど、適切に対応します。（生活文化局、福祉保健局）
- 緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性及びその者の監護する児童に対し、生活各般の相談、指導及び援護を行うことにより、その福祉の増進を図ります。（福祉保健局）
女性相談センターでは、以下の機能を担っています。

【婦人相談所】

- ・ 「売春防止法」による要保護女子及び同伴児童の保護、相談
- ・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」以外の家族間暴力被害者、その他暴力被害者等の保護、相談
- ・ 「人身取引対策行動計画」による人身取引被害者の保護、相談

【配偶者暴力相談支援センター】

- ・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の被害者の保護、相談

- 女性の福祉増進のため、以下の活動を実施します。(福祉保健局)
 - ・ 婦人相談員の活動
 - ・ 来日外国人女性緊急保護事業(緊急に保護を求める外国人女性に対する保護体制の充実を図る。)
 - ・ 婦人保護施設退所者自立生活援助事業補助(婦人保護施設退所者が地域社会で安定した生活を送れるよう、自立のために必要な相談、指導等の援助を行う。)

(イ) 損害回復・経済的支援等への取組

- DV被害者世帯及び犯罪被害者世帯に対し、都営住宅の入居において、当選率が一般申込者の5倍となる優遇抽せん制度を実施します。(都市整備局)
- 平成18年2月より、都営住宅の単身者の申込資格を拡大し、単身のDV被害者の申込みに対応できるようにしています。(都市整備局)
- 女性相談センターでは、DV被害者とその同伴児童を一時保護し、福祉事務所等と連携して自立の支援を行います。また、婦人保護施設では、就労及び生活に関する指導等を行い自立の支援を行っています。(福祉保健局)
- 母子を入所させ自立に向けて支援を行う母子生活支援施設に対して、運営費の補助を行うとともに、運営指導を行います。(福祉保健局)

(ウ) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- 「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」¹により、DVの防止、被害者の安全確保及び支援等の総合的な取組について検討し、関係機関との連携を図ります。(生活文化局)
- 女性相談センターでは、DV被害者とその同伴児童に安全・安心な場を提供し、心身の回復を図る支援を行っています。DV被害者や児童に心理学的、医学的支援を行い、必要に応じて精神科診察に

¹ 「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」とは、都と区市町村等の関係機関のほか、民間団体と連携し、配偶者暴力に関する広域及び地域のネットワークの形成を目指すものです。

つなげます。

また、グループミーティングを実施します。(福祉保健局)

- 小児科・産婦人科等の診療を通じた虐待・暴力等の予防・早期発見に努め、関係機関との連携や保護等の充実を図るとともに、各病院に設置された児童虐待対策委員会（CAPS）等を活用し、児童虐待やDV等に組織的に対応します。(病院経営本部)
- 「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」への参加等により関係機関や団体と連携を図ります。(警視庁)

(エ) 支援等のための体制整備への取組

- 東京ウィメンズプラザにおいて、DV被害者の自立促進援助を目的として「自立支援講座」(こころのサポート、生活自立支援等)を開催します。
また、DV家庭に育った子供の精神的ケアを中心に母子で学ぶ「子どもひろば」を開催します。(生活文化局)
- 東京ウィメンズプラザにおいて、DV防止等に関する民間団体に対し、その自主的な活動や調査等に係る経費の一部を補助するほか、DV被害者等支援に必要な民間団体等の人材養成のための講座を実施します。(生活文化局)
- 保健所における精神保健福祉相談の一環として虐待、アルコール依存、薬物依存、DV等の被害者本人やその家族及び関係者を対象に、保健師や専門医による相談を実施します。(福祉保健局)

(オ) 都民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- 「配偶者からの暴力に悩んでいませんか」等、配偶者暴力の防止に係るパンフレットの作成・配布等による都民への啓発活動を実施します。(生活文化局)

イ 児童虐待の被害者に対する支援（「児童虐待の防止等に関する法律」、 「児童福祉法」）

（ア）相談体制

- 児童相談所において、土日・休日も虐待相談及び緊急性のある相談に対応し、365日切れ目のない相談体制を整えています。夜間についても、電話連絡網を通じて緊急ケースに対応します。（福祉保健局）
- 子供家庭支援センター等を中心とした児童家庭相談・在宅サービスの充実により、児童虐待につながる可能性のある育児不安や子育ての悩みを抱えた親への支援をします。（福祉保健局）
- 子供と家庭を総合的・一体的に支援する拠点として、平成24年度に「子ども家庭総合センター（仮称）」を開設します。（福祉保健局、教育庁、警視庁）
【子ども家庭総合センター（仮称）の主な機能】
 - ・ 子供と家庭に関する総合相談
 - ・ 子供と親を一体的に支援する専門的援助機能の強化 等

（イ）精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- 児童虐待については、心理職等職員の専門研修で、思春期精神保健関連の研修を実施します。（福祉保健局）
- 性暴力被害者について、18歳未満の場合は、児童相談所において「児童虐待ケースマネジメント事業」¹、「児童虐待カウンセリング強化事業」²等を実施します。（福祉保健局）
- 虐待が疑われる傷病に関して医師の専門的な所見を得る「協力病院制度」における医療機関との連携を図ります。（福祉保健局）

¹ 「児童虐待ケースマネジメント事業」とは、児童の虐待の早期発見と迅速な対応、継続的なフォローアップのために、地域虐待対応ネットワークを構築し、虐待の早期発見に努めるとともに、ケースマネジメントを実施し、福祉事務所、医師、弁護士、警察等の関係者を含めたチームとの連携により、困難な事例に対応する事業です。

² 「児童虐待カウンセリング強化事業」とは、家族再統合を図るため、心に問題のある保護者に対して地域の精神科医の協力を得てカウンセリングを実施するものです。

- 「東京都要保護児童対策地域協議会」¹を設置し、保護を要する児童の早期発見や適切な保護のため、関係機関と情報交換、支援内容の協議を行うなど、連携を図っています。(福祉保健局)
- 里親研修や養育相談等を通じ、被虐待児童等への理解促進及び里親が行う養育の支援を行います。(福祉保健局)
- 児童相談所の一時保護所については、施設の整備及び居住環境の改善に努め、必要な児童を速やかに一時保護します。(福祉保健局)
- 小児科・産婦人科等の診療を通じた虐待・暴力等の予防・早期発見に努め、関係機関との連携や保護等の充実を図るとともに、各病院に設置された児童虐待対策委員会（CAPS）等を活用し、児童虐待やDV等に組織的に対応します。(病院経営本部)
- 教員を対象とした各種研修会の実施や、新たに作成した児童虐待のチェックリストを掲載した人権教育に関する実践的な手引である「人権教育プログラム」の配布等により、通告義務の周知徹底を図り、早期発見・早期対応や関係諸機関との継続的な連携のための体制整備に努めます。(教育庁)
- 区市教育委員会等の指導主事を対象とした「人権教育指導推進委員会」において、各区市町村教育委員会での児童虐待防止に向けた取組等について、情報の収集及び協議を行います。(教育庁)
- 「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」に基づき、被害児童の事情聴取に当たっては、少年の心理等に関する専門的知識を有する少年相談専門職員を立ち会わせるなど、事案に応じて被害児童の心情及び特性に十分配慮するとともに、関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリング等を行い、被害児童の立ち直りに向けたきめ細やかな支援を実施します。(警視庁)

¹ 「東京都要保護児童対策地域協議会」とは、要保護児童（虐待を受けた子供や非行の子供等）の適切な保護を図るため、児童福祉法に基づき、東京都が設置した協議会です。関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成され、情報交換や支援内容に関する協議を行っています。

- 「東京都要保護児童対策地域協議会」への参加等により関係機関や団体と連携を図ります。(警視庁)

(ウ) 支援等のための体制整備への取組

- 児童相談所において、児童福祉司や児童心理司、一時保護所の職員等を対象に、専門研修を実施します。(福祉保健局)

(エ) 都民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- 児童虐待防止推進月間に合わせ、児童相談所ごとに区市町村と協力しながら広報活動を行うとともに、児童虐待に関する講演会等のイベントを開催します。また、「広報東京都」等により、児童虐待及びその防止についての広報啓発を行います。(福祉保健局)

ウ 高齢者虐待の被害者に対する支援（「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に対する法律」）

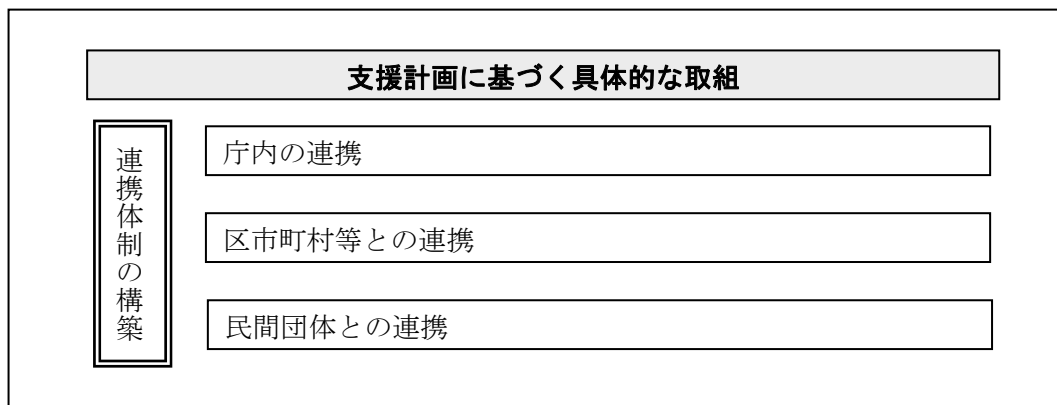
(ア) 相談体制

- 社会福祉士及び弁護士による専門相談窓口を設置し、虐待対応困難事例への対応、虐待防止ネットワークの構築における支援等、高齢者虐待防止・権利擁護対応にかかわる区市町村職員及び地域包括支援センターへの助言及び支援を行います。(福祉保健局)

(イ) 支援等のための体制整備への取組

- 区市町村において高齢者虐待防止を担当する職員に対し、虐待等事例に対して適切かつ迅速に対応するために必要な知識及び技術を習得するための講義・演習を実施します。(福祉保健局)
- 介護サービス事業所の管理者等に対し、高齢者虐待を早期発見し、かつ従事者による高齢者虐待を防止するために、管理者として果たすべき役割についての具体的な知識を習得するための講義を実施します。(福祉保健局)
- 介護施設等における看護の指導的立場にある者や看護主任を対象に、利用者の権利擁護推進や身体拘束廃止の取組を行うための専門的・実践的な知識・技術を習得するための講義・演習を実施します。(福祉保健局)

(4) 連携体制の構築



ア 庁内の連携

引き続き「東京都犯罪被害者等支援推進会議」において事業の進行管理を行うほか、総合相談窓口から都の行政機関等への助言や都職員に対する研修等を実施します。

イ 区市町村等との連携

(ア) 区市町村の相談窓口に対する支援の充実・強化

都内の全ての区市町村が相談窓口を開設し、相談窓口の機能を充実することで、犯罪被害者等がより安心して利用できるよう、都の総合相談窓口では、区市町村の相談窓口に対し必要な支援を開始します。

取組事例

- ・ 都の総合相談窓口相談員による区市町村窓口の訪問・助言
- ・ 都の総合相談窓口における区市町村の中・長期研修生の受入れ
- ・ 都の総合相談窓口における区市町村の専門相談員の育成研修

(イ) 区市町村の施策担当窓口との情報共有・連携強化

既に支援を実施している区市町村のノウハウの共有や支援に関する情報の交換を行うため、都の施策担当と区市町村の施策担当間における定期的な連絡会である東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会を開催し、この連絡会を通じた支援ノウハウの共有・情報交換等により、犯罪被害者等に対し都内全域で一体となって支援する体制の構築を目指します。

こうした都と区市町村との支援の連携協力を通じ、都が担うべき支援と区市町村が担うべき支援を明確にし、地方公共団体としてのそれぞれの役割を踏まえ、犯罪被害者等にとって、より望ましい支援の実

現を目指します。

取組事例

- ・ 東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会の開催
- ・ 支援に必要な知識・ノウハウを学ぶ区市町村職員研修の実施
- ・ 都の総合相談窓口相談員による区市町村窓口の訪問・助言
- ・ メールマガジンによる都内の支援に関する情報共有

(ウ) 首都圏における犯罪被害者等の相互支援に関する検討

他県で犯罪被害に遭い、事件後都内に引っ越された方、あるいは、都内から近県に引っ越された犯罪被害者等に対して、そのプライバシーに配慮しつつ、支援に必要な情報提供が行われることにより、犯罪被害者等はより安心して行政の施策を利用することができます。

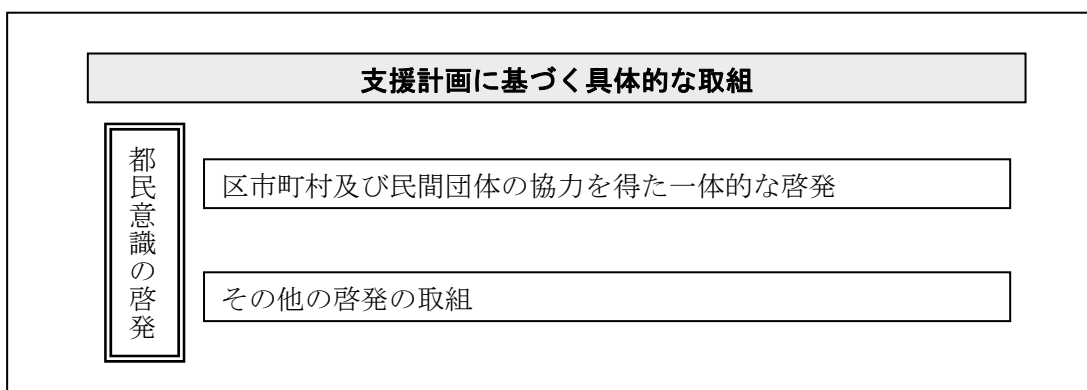
そこで今後、都道府県の圏域を越え移動した場合の犯罪被害者等の支援に関し、近隣県と共同で支援体制について検討を行います。

ウ 民間団体との連携

引き続き被害者支援都民センターと協働で総合相談窓口を開設し犯罪被害者等からの相談等に対応していくほか、今後も、より多くの被害者支援団体と、東京都犯罪被害者支援連絡会や警察署等の既存のネットワークを通じ随時情報交換を行います。

さらに、地域で活動する民間団体等との会議である「犯罪被害者等支援を進める会議」を通じ民間団体従事者への研修を実施するほか、犯罪被害者等の支援に協力する会員の情報交流の場を設けるなど、支援のための連携体制をさらに充実・強化します。

(5) 都民意識の啓発



ア 区市町村及び民間団体の協力を得た一体的な啓発

都の総合相談窓口の紹介のほか、犯罪被害者等を地域社会全体で支えることができるよう、犯罪被害者等が置かれている状況等について都民の理解を深めるための取組が必要です。

実態調査でも、今後充実させていくことが望ましい支援として「被害者の置かれた現状の理解を進めるための啓発活動」や「二次的被害を防ぐための取組」といった声が、犯罪被害者等から多く寄せられています。

そこで、住民に身近な基礎的自治体である区市町村や、犯罪被害者等の日常生活に密接に関わりのある民間団体とともに啓発活動に取り組みます。

取組事例

- ・ 犯罪被害者週間行事の区市町村との共同開催
- ・ 犯罪被害者等支援を進める会議の開催
- ・ 都と区市町村間の犯罪被害者等支援ホームページのリンク
- ・ 都と「犯罪被害者等支援を進める会議」を構成する民間団体間のホームページのリンク

イ その他の啓発の取組

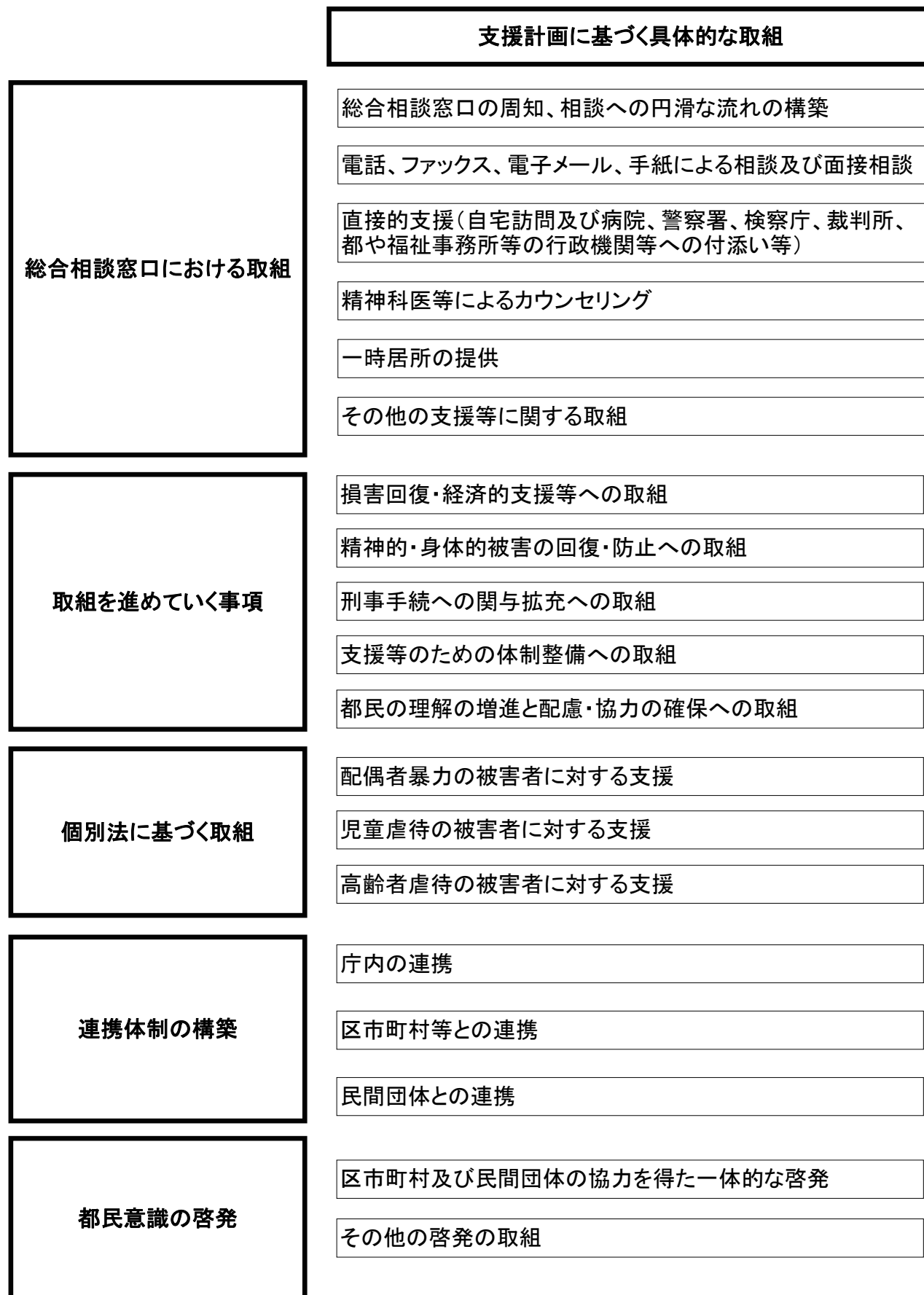
都として引き続き、教育活動や広報・啓発活動等、あらゆる分野・場面を活用して、啓発の取組を進めます。

地域で行う行事等における犯罪被害者等支援の啓発も支援します。

取組事例

- ・ 犯罪被害者等の声を聴く講演会の開催
- ・ 人権部ホームページによる支援機関や支援知識等に関する情報の提供の充実
- ・ 犯罪被害者等支援に関するパネル、映像資料の貸出し

東京都犯罪被害者等支援計画の施策体系図



参 考 資 料

資料 1	被害回復のプロセス 便覧	
1	生命・身体に被害を受けた場合（殺人等）	資 1
2	交通事故による被害を受けた場合（人身事故）	資 2
3	性犯罪による被害を受けた場合	資 3
4	DV被害を受けた場合	資 4
5	児童虐待を受けた場合	資 5
資料 2	犯罪被害者等基本法	資 6
資料 3	犯罪被害者等支援に関する年表	資 1 2
資料 4－1	犯罪被害者等の実態に関する調査（抜粋） （平成 2 2 年 1 月/東京都実施）	資 1 6
資料 4－2	インターネット都政モニターアンケート「犯罪被害者等支援 について」（抜粋）（平成 2 2 年 6 月/東京都実施）	資 3 0
資料 4－3	「犯罪被害者等に関する国民意識調査」結果（要約） （平成 2 0 年 1 0 月/内閣府実施）	資 3 4
資料 5	東京都犯罪被害者等支援推進会議設置要綱	資 4 1

被害回復のプロセス 便覧

1 生命・身体に被害を受けた場合（殺人等）



◎ それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。

☆印は、都において実施、手続等をしているものです。

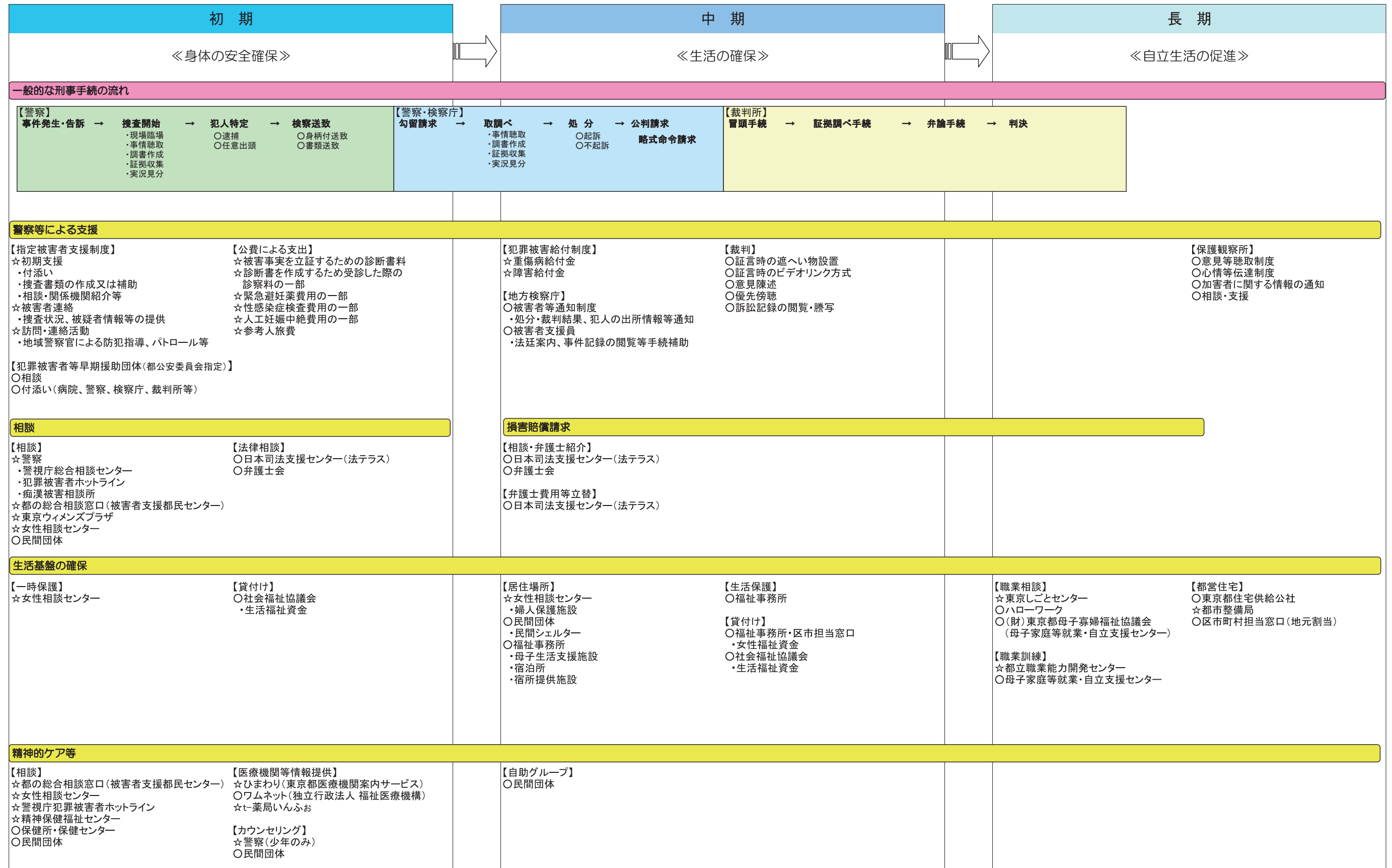
2 交通事故による被害を受けた場合（人身事故）

初期	中期		長期
≪被害直後の支援≫	≪損害の回復≫		≪自立生活の促進≫
一般的な刑事手続の流れ			
【警察】 事件発生 → 捜査開始 → 犯人特定 → 検察送致 ・現場臨場 ・事情聴取 ・調書作成 ・証拠収集 ・実況見分 ○逮捕 ○任意出頭 ○身柄付送致 ○書類送致	【警察・検察庁】 勾留請求 → 取調べ → 処分 → 公判請求 ・事情聴取 ・調書作成 ・証拠収集 ・実況見分 ○起訴 ○不起訴 略式命令請求		【裁判所】 冒頭手続 → 証拠調べ手続 → 弁論手続 → 判決
警察等による支援			
【相談】 ☆総合相談センター ☆交通相談コーナー 【指定被害者支援制度】 ☆初期支援 ・付添い ・捜査書類の作成又は補助 ・相談・関係機関紹介等 ☆被害者連絡 ・捜査状況、被疑者情報等の提供 【犯罪被害者等早期援助団体(都公安委員会指定)】 ○相談 ○付添い(病院、警察、検察庁、裁判所等)	【公費による支出】 ☆遺体搬送費用 ☆参考人旅費 【地方検察庁】 ○被害者等通知制度 ○処分・裁判結果、犯人の住所情報等通知 ○被害者支援員 ・法廷案内、事件記録の閲覧等手続補助 【加害者の運転免許の行政処分】 ○加害者に対する意見聴取期日、行政処分結果等の情報提供 【裁判】 ○証言時の遮へい物設置 ○証言時のビデオリンク方式 ○意見陳述 ○優先傍聴 ○訴訟記録の閲覧・謄写 【保護観察所】 ○意見等聴取制度 ○心情等伝達制度 ○加害者に関する情報の通知 ○相談・支援		
生活基盤の確保			
【職業相談】 ☆東京しごとセンター ○ハローワーク ○(財)東京都母子寡婦福祉協議会 (母子家庭等就業・自立支援センター)	【母子生活支援施設】 ○福祉事務所		【職業訓練】 ☆都立職業能力開発センター ○母子家庭等就業・自立支援センター 【都営住宅】 ○東京都住宅供給公社 ☆都市整備局 ○区市町村担当窓口(地元割当)
損害賠償請求			
【相談】 ☆交通事故相談所(都・区・市) ○(財)交通事故紛争処理センター ○(社)日本損害保険協会 ・自動車保険請求相談センター ・損害保険相談室 ○(財)東京交通安全協会 事故相談所 ○(財)自賠責保険・共済紛争処理機構 ○(財)日弁連交通事故相談センター ○日本司法支援センター(法テラス)	【解決の過程】 交通事故 → 示談交渉 → 調停 → 訴訟 → 判決 ↓ 不成立 ↓ 不調 ↓ 和解 ↓ 和解不調 成立 ↓ 成立 ↓ 和解 ↓ 示談書 ↓ 調停調書 ↓ 和解調書 ↓ 賠償金支払い ↓ 賠償履行 ↓		【自賠責保険】 ○交通事故相談所(都・区・市) ○保険会社、農業協同組合、共済組合 【法律相談】 ○(財)日弁連交通事故相談センター ○日本司法支援センター(法テラス) 【弁護士費用等立替】 ○日本司法支援センター(法テラス)
経済的支援			
○(財)自動車事故被害者援護財団 ・緊急一時貸付	【貸付け】 ○福祉事務所・区市担当窓口 ・母子福祉資金 ・女性福祉資金 ○社会福祉協議会 ・生活福祉資金 ○独立行政法人自動車事故対策機構 ・交通遺児等貸付 ・保険金等立替貸付 ・保障金立替貸付 ・不履行判決等貸付 【貸付け】 ○(財)東京都私学財団 ・入学支度金貸付 ・育英資金貸付 ○(財)交通遺児育英会 ○(財)交通遺児育成基金 【各種手当】 ○区市町村担当窓口 ・児童手当 ・児童扶養手当 ・児童育成手当 【生活保護】 ○福祉事務所		【給付金】 ○(財)自動車事故被害者援護財団 ・越年資金 ・入学支度金 ・育英資金貸付 ・就職支度金 ・緊急時見舞金 ○独立行政法人自動車事故対策機構 ・介護料 【助成等】 ○区市町村担当窓口 ・ひとり親家庭等医療費助成 ○学校 ・私立高等学校等交通遺児等授業料減免 ○(財)東京都私学財団 ・私立高等学校等授業料軽減助成 ☆都立高等学校等 ・都立高等学校等授業料等減免制度
職業訓練等に係る給付等			
○福祉事務所 ・母子家庭自立支援教育訓練給付金 ・母子家庭高等技術訓練促進費			
精神的ケア等			
【相談】 ☆都の総合相談窓口 (被害者支援都民センター) ☆警視庁犯罪被害者ホットライン ☆精神保健福祉センター ○保健所・保健センター ○民間団体	【医療機関等情報提供】 ☆ひまわり(東京都医療機関案内サービス) ○ワムネット(独立行政法人 福祉医療機構) ☆t-薬局いんふお 【カウンセリング】 ☆警察(少年のみ) ○民間団体		【後遺症、障害】 ☆心身障害者福祉センター ・高次脳機能障害 相談・支援 ○独立行政法人自動車事故対策機構 ・療護センター 【自助グループ】 ○民間団体

◎ それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。

☆印は、都において実施、手続等をしているものです。

3 性犯罪による被害を受けた場合



◎ それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。

☆印は、都において実施、手続等をしているものです。

4 DV被害を受けた場合

初期	中期	長期
≪ 身体の安全確保 ≫	≪ 安全な生活確保 ≫	≪ 自立生活の促進 ≫
暴力に対する相談		
【相談】 ☆配偶者暴力相談支援センター {東京ウィメンズプラザ 女性相談センター} ☆警察 ・生活安全相談センター ・警察署生活安全課等 ○福祉事務所 ○区市女性センター ○保健所・保健センター ○民間団体 ○人権擁護機関(女性の人権ホットライン 等)	【法律相談】 ☆配偶者暴力相談支援センター {東京ウィメンズプラザ} ○(財)東京都人権啓発センター ○弁護士会 ○日本司法支援センター(法テラス)	【職業訓練等に係る給付等】 ○福祉事務所 ・母子家庭自立支援教育訓練給付金 ・母子家庭高等技術訓練促進費
加害者からの保護		
【緊急避難】 ○警察 【一時保護】 ☆配偶者暴力相談支援センター {女性相談センター} ○福祉事務所 ○民間団体(民間シェルター等) 【保護命令申立に関する支援】 ☆配偶者暴力相談支援センター {東京ウィメンズプラザ 女性相談センター} ☆警察	【保護命令・仮処分申立】 ○地方裁判所 【ストーカー規制法に基づく警告等】 ○警察 【逮捕、告訴、パトロール】 ○警察 ○警視庁ストーカー対策室	【保護命令違反の場合の捜査】 ○警察 ○警視庁ストーカー対策室
生活基盤の確保		
【保護施設】 ☆女性相談センター ・婦人保護施設 ○民間団体 ・民間シェルター	○福祉事務所 ・母子生活支援施設 ・宿泊所 ・宿所提供施設	【都営住宅】 ○東京都住宅供給公社 ☆都市整備局 ○区市町村担当窓口(地元割当) 【職業相談】 ☆東京しごとセンター ○ハローワーク(マザーズハローワーク) ○(財)東京都母子寡婦福祉協議会 (母子家庭等就業・自立支援センター)
精神的ケア等		
【相談】 ☆配偶者暴力相談支援センター {東京ウィメンズプラザ 女性相談センター} ☆精神保健福祉センター ○保健所・保健センター ○民間団体 【カウンセリング】 ☆配偶者暴力相談支援センター {東京ウィメンズプラザ 女性相談センター} ○民間団体	【医療機関等情報提供】 ☆ひまわり(東京都医療機関案内サービス) ○ワムネット(独立行政法人 福祉医療機構) ☆t-薬局いんふお	【自助グループ】 ○民間団体 ☆東京ウィメンズプラザ(情報提供)
離婚請求		損害賠償請求
【相談・弁護士紹介】 ☆東京ウィメンズプラザ ○日本司法支援センター(法テラス) ○弁護士会	【弁護士費用等立替】 ○日本司法支援センター(法テラス) 【離婚調停申立】 ○家庭裁判所	【裁判】 ○簡易裁判所、地方裁判所

◎ それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。

☆印は、都において実施、手続等をしているものです。

※「ステップハウス」とは、緊急的な一時保護の後、すぐに自立生活に移れない被害者が、心のケアや自立に向けた準備をするための中間的施設

5 児童虐待を受けた場合

初期	中期	長期
≪身体の安全確保≫	≪心身の回復≫	≪家庭復帰促進≫
虐待に対する相談	経済的支援	
【相談】 ☆児童相談センター ☆児童相談所 ○子供家庭支援センター ○福祉事務所 ☆警察 ○保健所・保健センター ○児童委員 ○子どもの虐待防止センター ○カリヨン子どもセンター ○民間団体 ○人権擁護機関(子どもの人権110番等)	【医療費公費負担】 ☆一時保護所入所児童 ☆児童養護施設等入所児童 ☆里親養育児童	
児童の保護		
【一時保護】 ☆児童相談所	【施設養護】 ☆乳児院 ☆児童養護施設 ・児童養護グループホーム ☆児童自立支援施設	【家庭的養護】 ☆養育家庭(ほっとファミリー) ・ファミリーホーム ☆専門養育家庭 ☆親族里親 ☆養子縁組里親 ☆フレンドホーム制度
精神的ケア等		
【児童相談所】 ☆カウンセリング ☆メンタルフレンドの派遣 【児童相談センター】 ☆施設巡回支援 ☆治療指導 【一時保護所】 ☆個別療法 ☆集団療法	【警察】 ☆カウンセリング ☆被害少年サポーター 【学校】 ☆スクールカウンセラー 【医療機関等情報提供】 ☆ひまわり(東京都医療機関案内サービス) ○ワムネット(独立行政法人 福祉医療機構) ☆t-薬局いんぷお	
保護者への支援		
【児童相談所】 ☆養護相談 ☆保健相談 ☆身体障害相談 ☆知的障害相談 ☆発達障害相談 ☆非行相談 ☆育成相談		【児童相談センター】 ☆親子グループ療法 ☆個別家族療法 ・家族療法士によるカウンセリング 【児童相談所】 ☆児童福祉司指導 ☆継続指導 ☆助言指導

◎ それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。

☆印は、都において実施、手続等をしているものです。

資料2 犯罪被害者等基本法

(平成16年法律第161号)

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護を図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進す

るために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗および状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第六七号で平成一七年四月一日から施行)

資料3 犯罪被害者等支援に関する年表

年 月	内 容
昭和28年8月	「刑事訴訟法の一部を改正する法律」公布（権利保釈の除外事由の一部改正）（28年11月5日施行）
30年7月	「自動車損害賠償保障法」公布（30年12月1日施行）
33年4月	「刑法の一部を改正する法律」、「刑事訴訟法の一部を改正する法律」、「証人等の被害についての給付に関する法律」公布（33年5月20日施行）
49年8月	三菱重工ビル爆破事件（犯罪被害給付制度創設の契機となる）
55年5月	「犯罪被害者等給付金支給法」公布（56年1月1日施行）
56年5月	「財団法人犯罪被害救援基金」設立
60年8月	犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第7回国際連合会議で「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」を採択
平成2年11月	「日本被害者学会」設立
3年10月	「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム」開催（被害者の精神的援助の必要性が指摘される）
4年3月	東京医科歯科大学内に「犯罪被害者相談室」を開設
4月	犯罪被害者実態調査研究会による調査（7年3月報告書提出）
7年3月	地下鉄サリン事件（被害者が受ける精神的被害の深刻さが広く認識される）
8年2月	警察庁において「被害者対策要綱」を策定、全国の警察に通達
5月	警察庁長官官房給与厚生課に「犯罪被害者対策室」設置
9月	警視庁総務部企画課に「犯罪被害者対策室」設置
9年1月	「警視庁犯罪被害者対策要綱」策定（9年2月10日実施）
12月	「東京都犯罪被害者支援連絡会」設立
10年5月	「全国被害者支援ネットワーク」設立
11年4月	東京地方検察庁「被害者等通知制度」開始
5月	全国被害者支援ネットワーク「犯罪被害者の権利宣言」発表 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」公布（11年11月1日施行）
6月	「犯罪捜査規範の一部を改正する規則」公布（11年6月18日施行）（被害者対策に関する規定が盛り込まれる）
11月	政府に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」設置
12年4月	「社団法人被害者支援都民センター」設立（東京医科歯科大学内「犯罪被害者相談室」を発展的に改組）
5月	「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」公布（12年11月1日施行） 「児童虐待の防止等に関する法律」公布（12年11月20日施行） 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布（12年11月24日施行）

年 月	内 容
平成12年12月	「少年法等の一部を改正する法律」公布（13年4月1日施行）
13年1月 4月 12月	（財）法律扶助協会東京都支部「犯罪被害者法律援助制度」開始 「犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律」公布（13年7月1日一部施行）（障害給付金の支給対象範囲の拡大、重傷病給付金の創設） 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布（13年10月13日施行） 「刑法の一部を改正する法律」公布（13年12月25日施行）（危険運転致死傷罪の新設）
14年1月 5月 11月	「犯罪被害者等早期援助団体に関する規則」公布（14年4月1日施行） 「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」公布（14年4月1日施行） 東京都公安委員会が（社）被害者支援都民センターを犯罪被害者等早期援助団体に指定 東京都知事が（社）被害者支援都民センターを特定公益増進法人に認定
15年3月 6月	全国被害者支援ネットワークが、10月3日を「犯罪被害者支援の日」と定め、全国キャンペーンを実施 日野市「日野市被害者、遺族等支援条例」制定（15年7月1日施行）
16年4月 6月 12月	「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」公布（16年10月1日施行） 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布（16年12月2日施行） 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保障等に関する法律の一部を改正する法律」公布（16年7月8日施行） 「犯罪被害者等基本法」公布（17年4月1日施行）
17年10月 11月 12月	杉並区「杉並区犯罪被害者等支援条例」制定（18年4月1日施行） 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」公布（18年4月1日施行） 「犯罪被害者等基本計画」閣議決定
18年3月 11月	「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令」、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する規則」公布（18年4月1日施行）（重傷病給付金の支給要件緩和・支給対象期間の延長、親族間犯罪における支給制限の緩和） 内閣府 第1回犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）の実施
19年4月 6月	東京都「東京都犯罪被害者等支援推進会議」設置及び開催（第1回） 「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」公布（20年4月1日施行）（関係機関による要保護児童対策地域協議会の設置の努力義務化） 「更生保護法」公布（19年12月1日施行）（「犯罪者予防更生法」と「執行猶予者保護観察法」を整理・統合し、保護観察対象者に犯罪被害者等の心情等を伝達する制度、仮釈放審理において犯罪被害者等の意見等を聴取する制度を導入）

年 月	内 容
平成19年6月	「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」公布（19年12月26日一部施行）（被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護人制度、損害賠償命令制度の創設）
7月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布（20年1月11日施行）（区市町村における基本計画策定の努力義務化など）
8月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第2回）
20年1月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第3回） 東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進計画」策定
3月	東京都 「犯罪被害者等支援の手引」作成・配布
4月	「犯罪被害者等給付金支給等に関する法律の一部を改正する法律」公布（20年7月1日施行）（重傷病給付金等への休業損害を考慮した額の加算等） 犯罪被害者等支援のための「東京都総合相談窓口」を（社）被害者支援都民センターに開設
5月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第4回）
6月	「少年法等の一部を改正する法律」公布（20年12月1日施行） 「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」公布（20年12月18日施行）
7月	警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者対策室を犯罪被害者支援室に改名
10月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第5回）
11月	東京都 「犯罪被害者支援シンポジウム」開催（（社）被害者支援都民センターと共催）
12月	「被害者参加制度」、「被害者参加人のための国選弁護人制度」、「損害賠償命令制度」開始
21年2月	東京都 「犯罪被害者等支援講演会」開催
3月	東京都 「犯罪被害者等支援ガイド」作成・配布 多摩市 「多摩市犯罪被害者等支援条例」制定（21年4月1日施行）
5月	「裁判員制度」開始 東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第1回）
6月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第6回）
9月	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則」公布（21年10月1日施行）
10月	東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第2回）
11月	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（中野区、多摩市と共催）
22年1月	東京都 「犯罪被害者等の実態に関する調査」実施
4月	「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」公布（22年4月27日施行）（公訴時効の廃止及び時効期間の延長）

年 月	内 容
平成22年5月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」 開催（第7回）
	東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」 開催（第3回）
6月	東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」 開催（第1回）
8月	東京都知事が（社）被害者支援都民センターを公益社団法人に認定
11月	東京都 「犯罪被害者週間行事」 開催（練馬区、府中市と共催）
	東京都 「犯罪被害者支援シンポジウム」 開催（公益社団法人被害者支援都民センターと共催）

（警視庁編『犯罪被害者支援ガイドブック（第3版）』より作成）

資料4-1 犯罪被害者等の実態に関する調査（抜粋）

調査の目的等

(1) 調査目的

都内における犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の実態を把握し、「東京都犯罪被害者等支援推進計画」の見直しの検討に役立てることを目的に実施した。

(2) 調査対象

ア 犯罪の被害に遭われた方及びそのご家族（犯罪被害者等）：213名

被害者支援団体・機関において把握している犯罪被害者等のうち、主に都内に住所を有する者（対象者の選定は、下記（2）アの団体に依頼した。）

イ その他の団体等：93団体

（ア）都内に拠点を置き被害者のために活動する被害者団体・被害者支援団体等、（イ）区市町村：62区市町村、（ウ）都内で活動し、行政が設置する会議に参加している民間団体

ウ 調査日時・調査方法

平成22年1月15日から2月5日までの間、調査票の郵送及び回収によるアンケート調査

エ 回収状況

調査対象	発送数	有効回収数	有効回収率
犯罪被害者等	213件	85件	39.9%
その他の団体等	93件	89件	95.7%
総計	306件	174件	56.9%

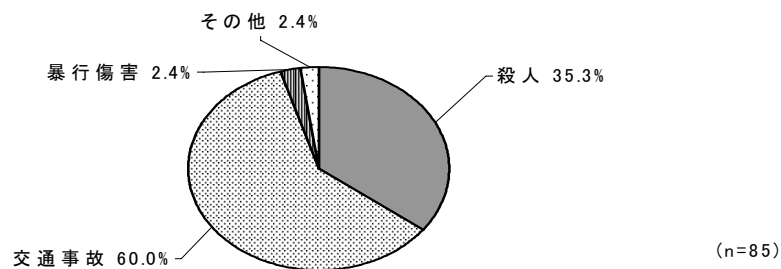
1 犯罪の被害に遭われた方及びそのご家族（犯罪被害者等）調査結果

(2) 被害の状況について

「交通事故」、「殺人被害」の被害者からの回答が大半を占め、「性犯罪」等の犯罪被害者等からの回答はなかった。

Q5 あなた又はあなたのご家族が遭われたのはどのような被害でしたか（未遂を含む。）。

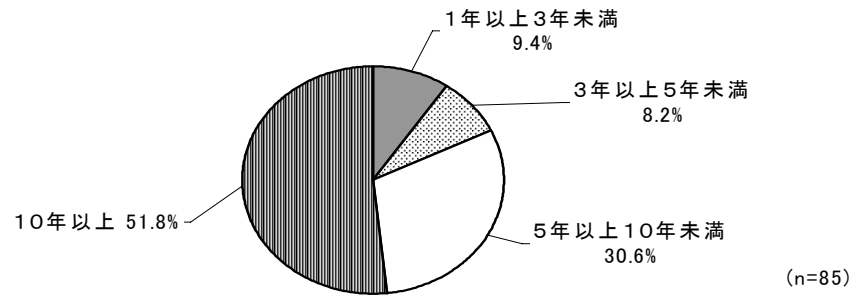
図表 1-5 遭われた被害内容



遭われた被害については、「交通事故」が60.0%。以下「殺人」が35.3%、「暴行傷害」が2.4%、「その他」が2.4%で続いている。

Q7 あなたもしくはあなたのご家族が被害に遭われてからの経過年数をお聞かせください。

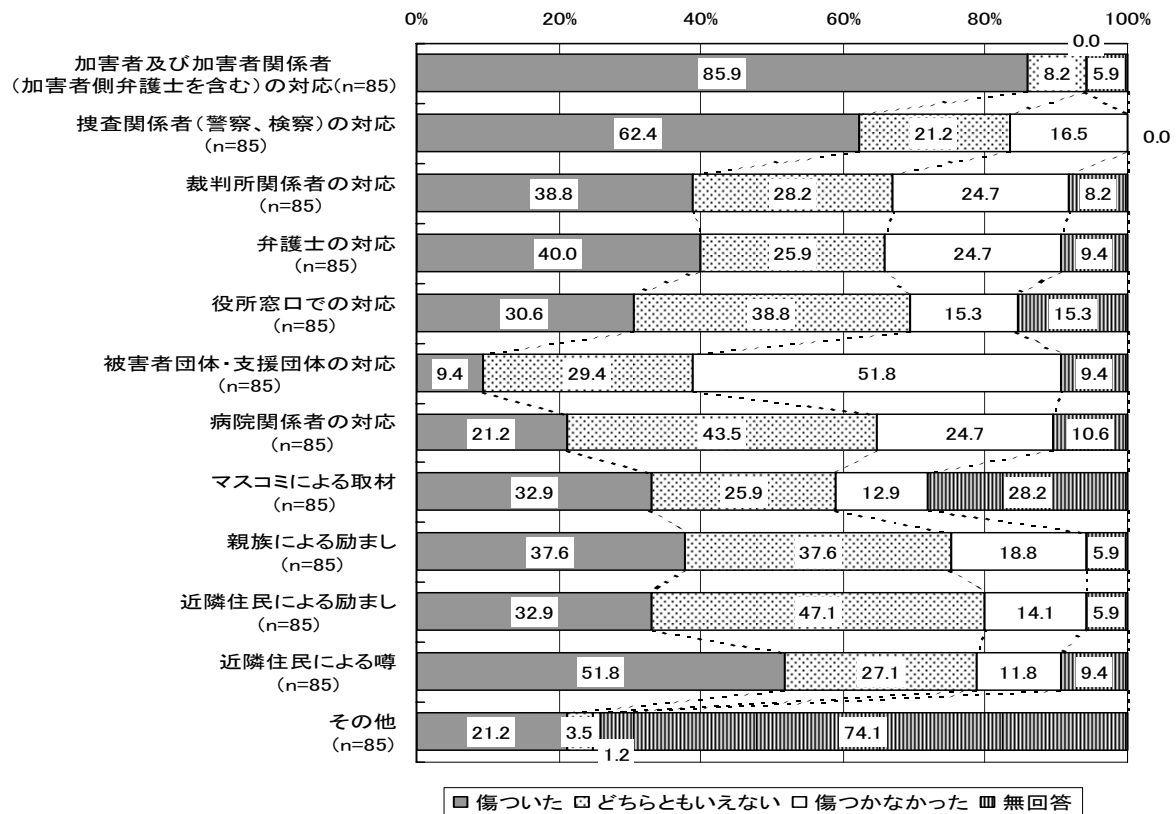
図表 1-7 経過年数



被害に遭われてからの経過年数は、「10年以上」が 51.8%。以下「5年以上10年未満」が 30.6%、「1年以上3年未満」が 9.4%で続いている。回答者の8割は犯罪被害者等基本法の施行(平成 17 年)前に被害に遭っている。

Q13 被害後の他人の言動や態度により、傷ついたことがありますか。

図表 1-16 被害後の他人の言動や態度で傷ついたこと

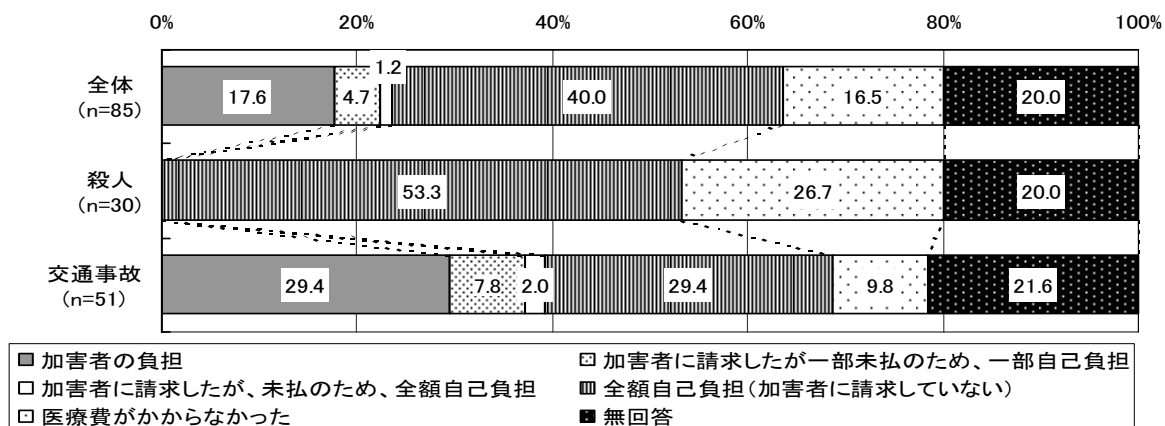


被害後の他人の言動や態度で傷ついたこと(いわゆる二次的被害)では、「加害者及び加害者関係者(加害者側弁護士を含む)の対応」が 85.9%で最も多い。以下「捜査関係者(警察、検察)の対応」が 62.4%、「近隣住民による噂」が 51.8%と続いている。

被害者は、加害者や加害者関係者だけでなく、親族や近隣住民による励まし等、身近な人々の言動や態度にも傷つくことがある。

Q15 医療費の負担についてお聞かせください。

図表 1-18 医療費の負担



医療費の負担では、「全額自己負担(加害者に請求していない)」が 40.0%で最も多い。次いで「加害者の負担」が 17.6%、「医療費がかからなかった」が 16.5%で続いている。「加害者に請求したが一部未払のため、一部自己負担」、「加害者に請求したが、未払のため、全額自己負担」、「全額自己負担(加害者に請求していない)」を合わせた平均負担額は、634,375 円となっている。

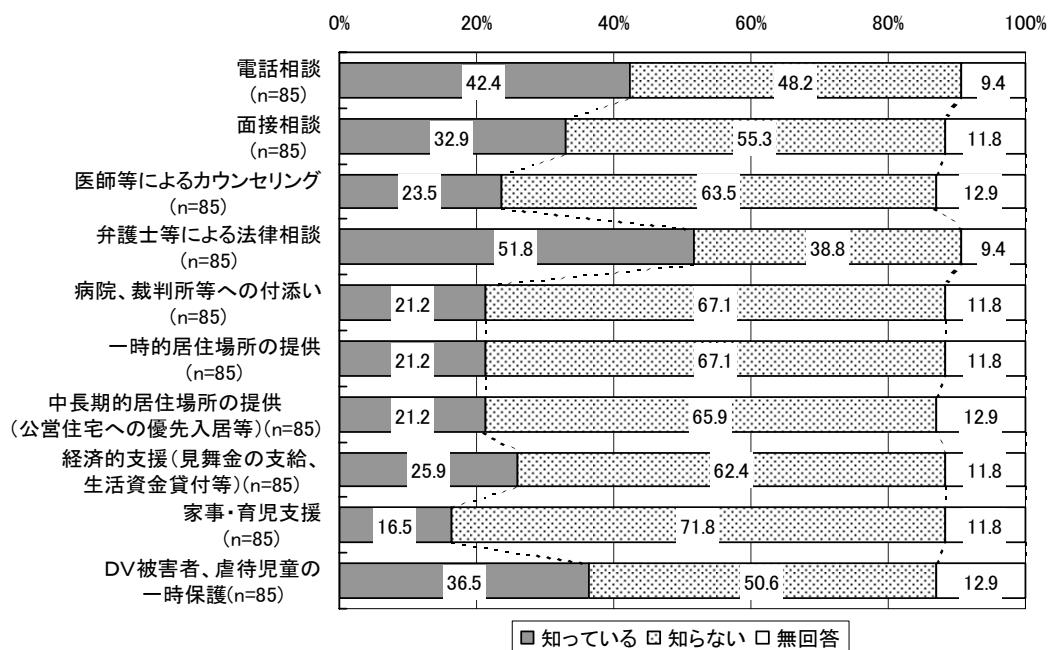
加害者が医療費を負担している例は2割に満たない。特に、殺人事件においては、この傾向は顕著であり、加害者が負担している例はみられなかった。

(3) 支援策の利用について

Q16 犯罪の被害に遭われた方のために、自治体が行っている支援策を知っていますか。また、被害後にこれらの支援策を利用しましたか。

ア 自治体が行っている支援策の認知

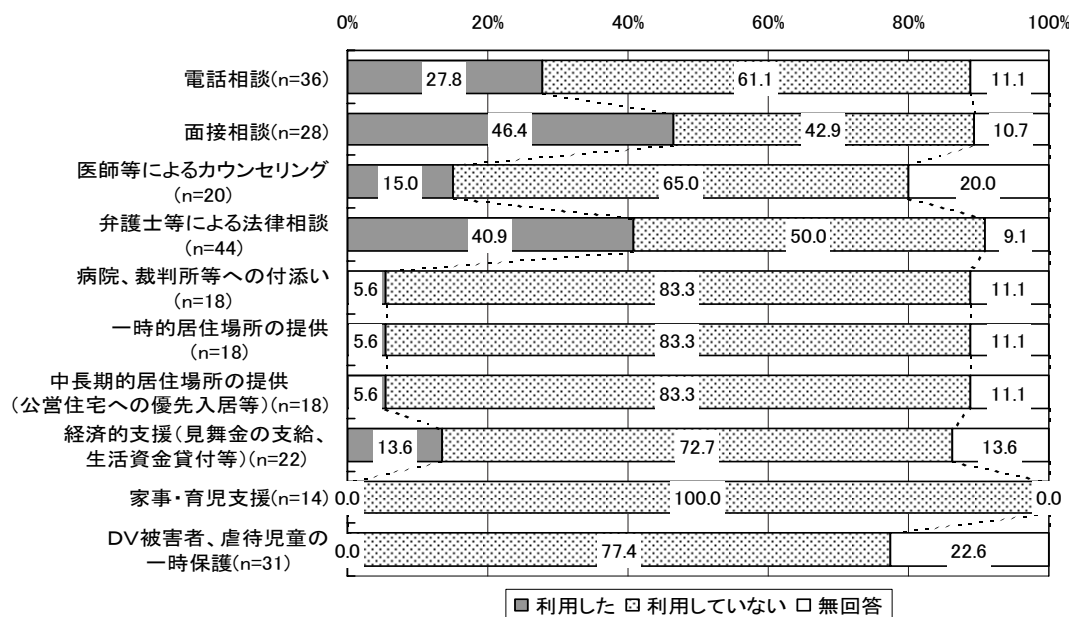
図表 1-23 自治体が行っている支援策の認知



自治体が取り組んでいる支援策について、「知っている」は、「弁護士等による法律相談」が 51.8%で最も多い。以下「電話相談」の 42.4%、「DV被害者、虐待児童の一時保護」の 36.5%と続いている。

イ 自治体に取り組んでいる支援策の利用

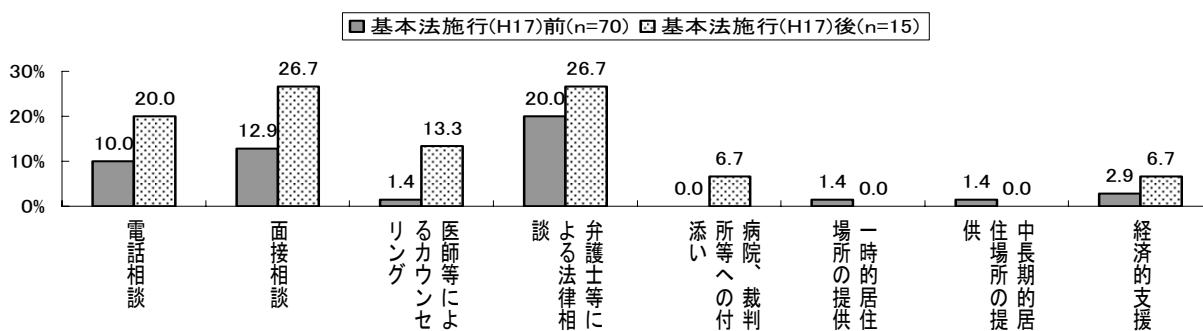
図表 1-24 自治体に取り組んでいる支援策の利用



自治体に取り組んでいる支援策の利用では、「面接相談」が 46.4%で最も多い。以下「弁護士等による法律相談」が 40.9%。「電話相談」が 27.8%で続いている。

ウ 犯罪被害者等基本法施行前後の自治体に取り組んでいる支援策の利用状況

図表 1-25 自治体に取り組んでいる支援策の利用状況



※「家事・育児支援」、「DV被害者、虐待児童の一時保護」の利用はない。

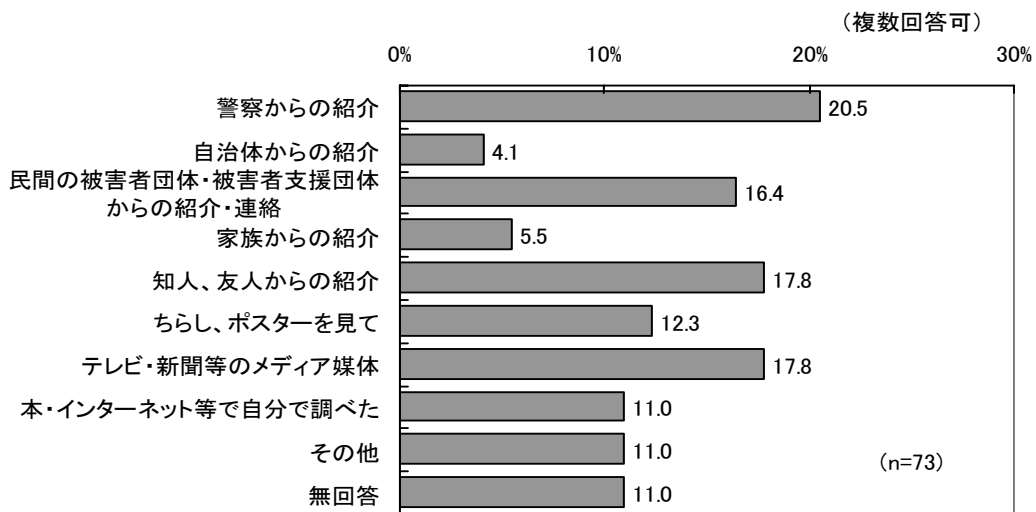
自治体に取り組んでいる支援策の利用状況を見ると、基本法施行(H17)前後ともに「弁護士等による法律相談」、「面接相談」、「電話相談」の利用率が高い。

なお、「医師等によるカウンセリング」の利用率は、基本法施行(H17)後に急激に上昇している。

※上記図表で使用している利用率(利用状況)は、利用した件数／調査件数 で算出したものを基本法施行(H17)前後で比較している。

Q16-1 支援策の利用のきっかけをお知らせください。

図表 1-29 支援策の利用のきっかけ

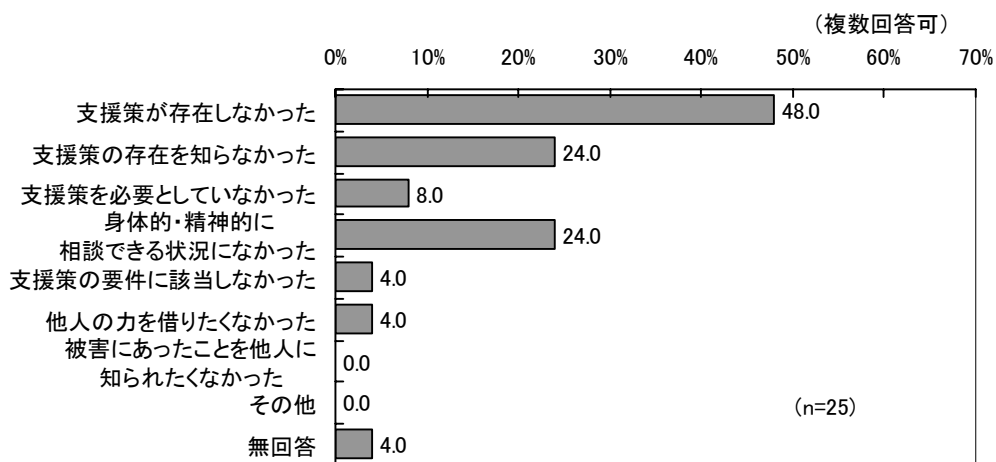


支援策の利用のきっかけは、「警察からの紹介」が 20.5%で最も多い。以下「知人、友人からの紹介」、「テレビ・新聞等のメディア媒体」が同率の 17.8%で続いている。

※「その他」の回答の中で「テレビ・新聞等のメディア媒体」、「本・インターネット等で自分で調べた」の回答が多数あったため、新たな項目として図表に加え、分析した。(図表 1-30、1-31 についても同様)

Q16-4 支援策を利用しなかった理由をお聞かせください。

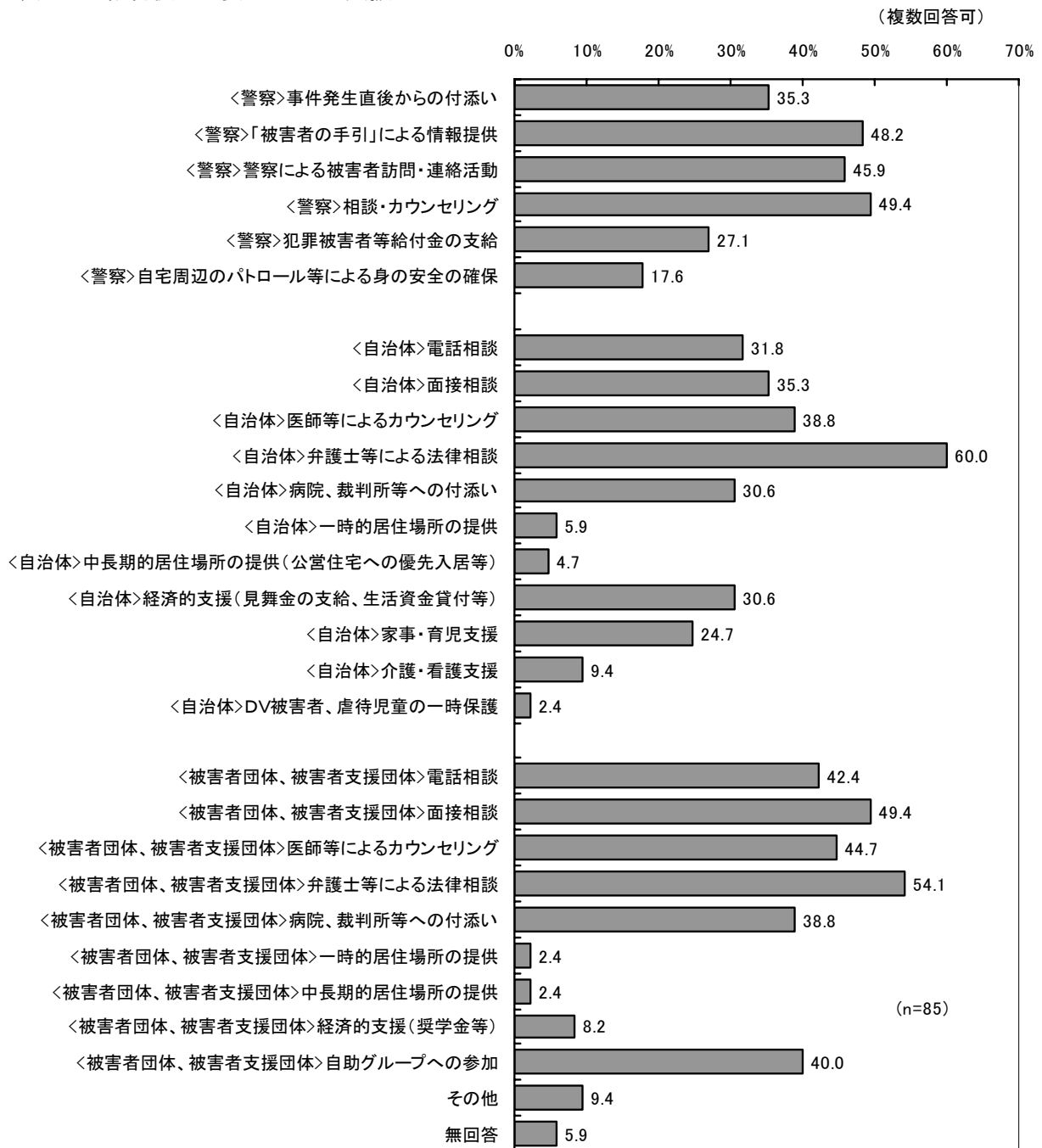
図表 1-36 支援策を利用しなかった理由



支援策を利用しなかった理由は、「支援策が存在しなかった」が 48.0%で最も多く、以下「支援策の存在を知らなかった」、「身体的・精神的に相談できる状況になかった」が同率の 24.0%で続いている。

Q16-5 被害後にあなたが必要としていた支援をお聞かせください。

図表 1-39 被害後に必要としていた支援

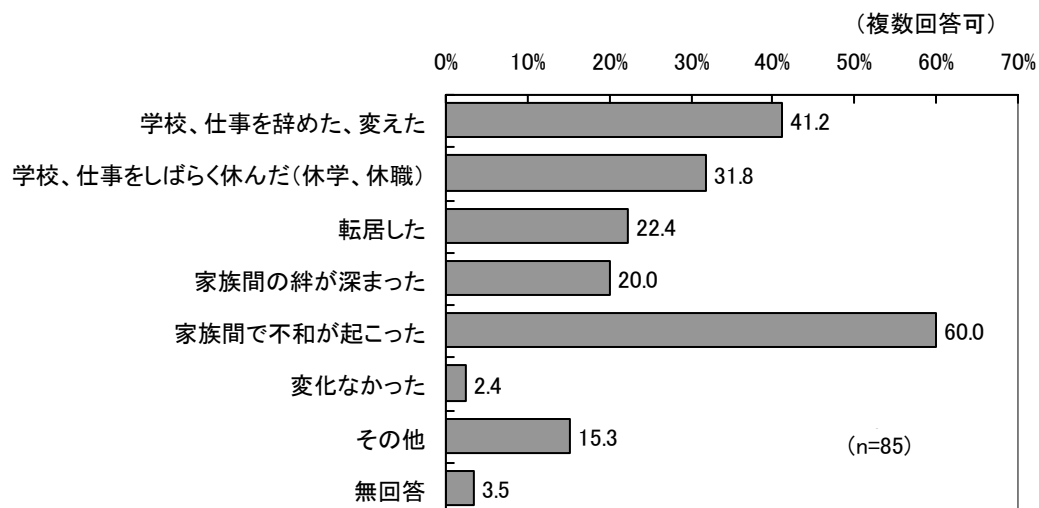


被害後に必要としていた支援は、「〈自治体〉弁護士等による法律相談」が60.0%で最も多く、以下「〈被害者団体、被害者支援団体〉弁護士等による法律相談」が54.1%、「〈警察〉相談・カウンセリング」、「〈被害者団体、被害者支援団体〉面接相談」が同率の49.4%が続いている。

(4) 被害後に直面した状況について

Q18 犯罪の被害に遭われたことによる生活上の変化をお聞かせください。

図表 1-46 被害後の生活上の変化



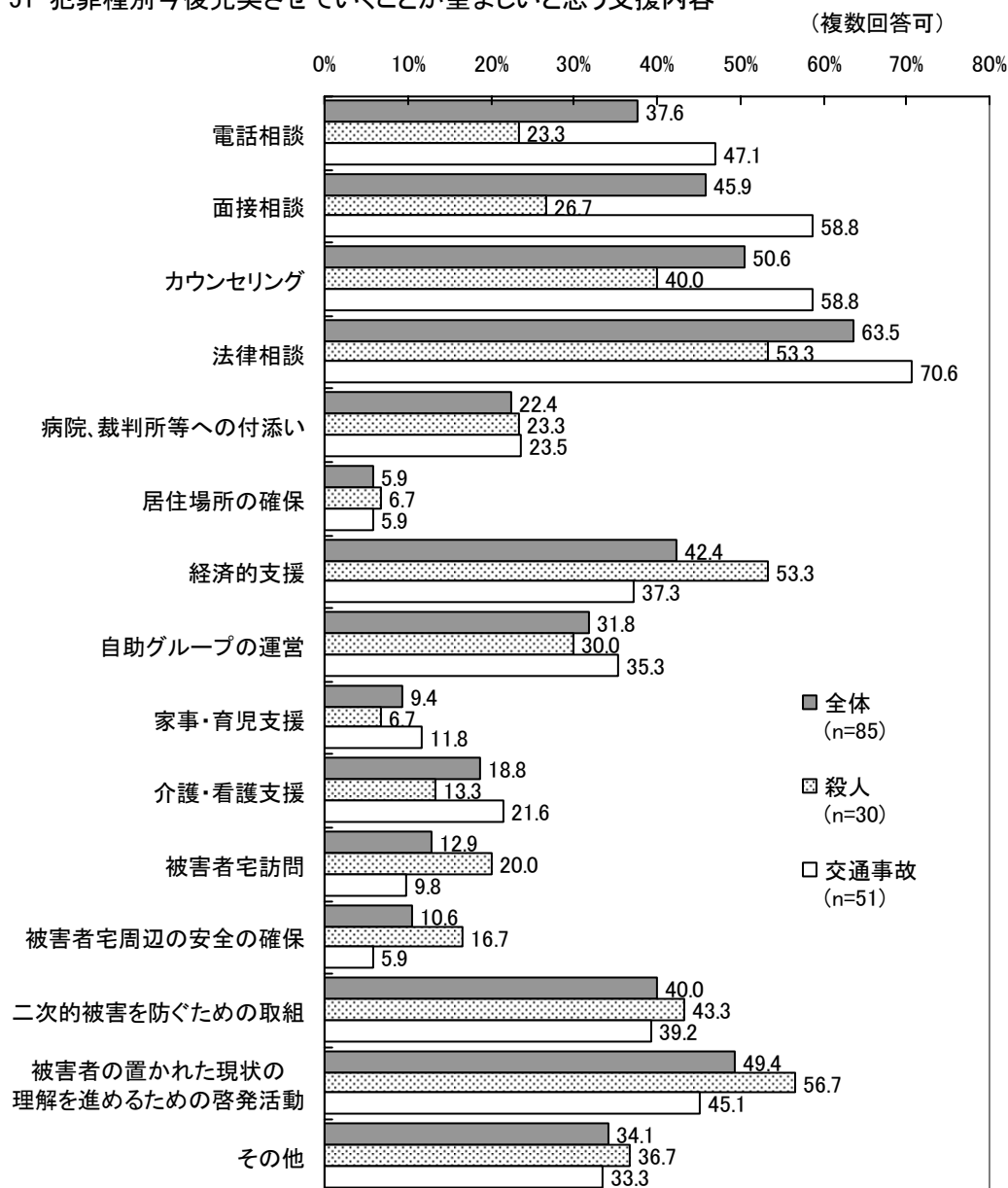
被害後の生活上の変化は、「家族間で不和が起こった」が 60.0%で最も多く、以下「学校、仕事を辞めた、変えた」が 41.2%、「学校、仕事をしばらく休んだ(休学、休職)」が 31.8%で続いている。

家族の1人が犯罪の被害に遭うことにより、被害者一家の生活環境は大きく変わる。直接の被害者だけでなく、家族も含めてサポートする必要がある。

(5) 今後充実させていくことが望ましいと考える支援について

Q23 被害者支援を進めていくうえで、今後充実させていくことが望ましいと思う支援内容をお選びください。

図表 1-51 犯罪種別今後充実させていくことが望ましいと思う支援内容



今後充実させていくことが望ましいと思う支援内容は、「法律相談」が 63.5%で最も多く、以下「カウンセリング」が 50.6%、「被害者の置かれた現状の理解を進めるための啓発活動」が 49.4%で続いている。被害の種別が「殺人」では、「被害者の置かれた現状の理解を進めるための啓発活動」が 56.7%で最も多く、「法律相談」、「経済的支援」が同率 53.3%で続いている。「交通事故」では、「法律相談」が 70.6%で最も多く、「面接相談」、「カウンセリング」が同率 58.8%で続いている。

被害の種別により若干の差はあるものの「法律相談」や「面接相談」などの相談事業、「被害者の置かれた現状の理解を進める」啓発事業が多い。

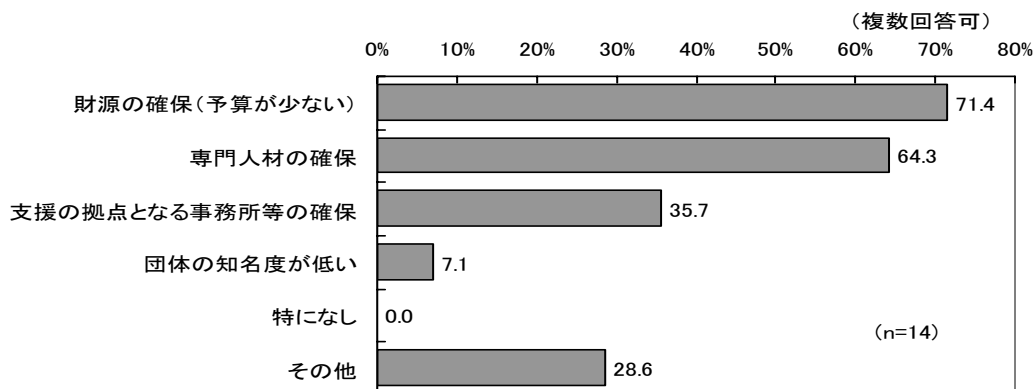
2 その他の団体への調査

被害団体・被害者支援団体等に対する調査

(5) 支援を進めるうえでの課題及び今後の支援について

Q15 貴団体にとって、被害者の支援を進めていくうえでの課題は何ですか。

図表 2-20 被害者の支援を進めていくうえでの課題

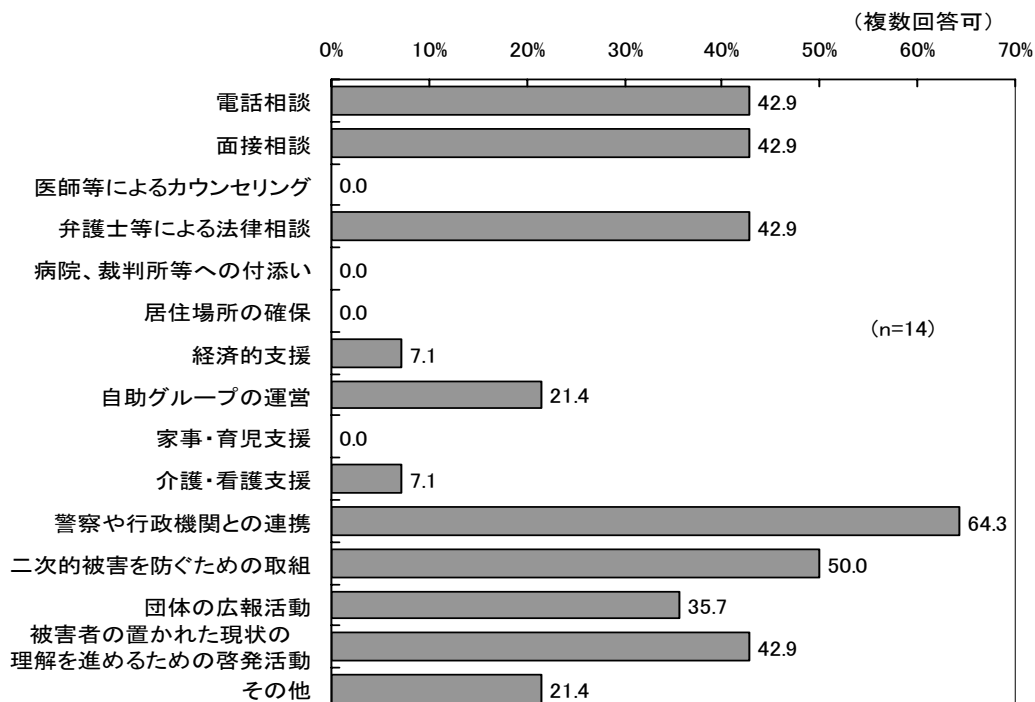


被害者の支援を進めていくうえでの課題は、「財源の確保(予算が少ない)」が 71.4%で最も多く、以下、「専門人材の確保」が 64.3%、「支援の拠点となる事務所等の確保」が 35.7%で続いている。

財源を会費や寄付金に依存していることが多いため(41 頁Q3参照)、安定的な財源を確保することが団体の課題となっている。

Q16 今後、貴団体が力を入れていきたい支援内容を教えてください。

図表 2-21 力を入れていきたい支援内容

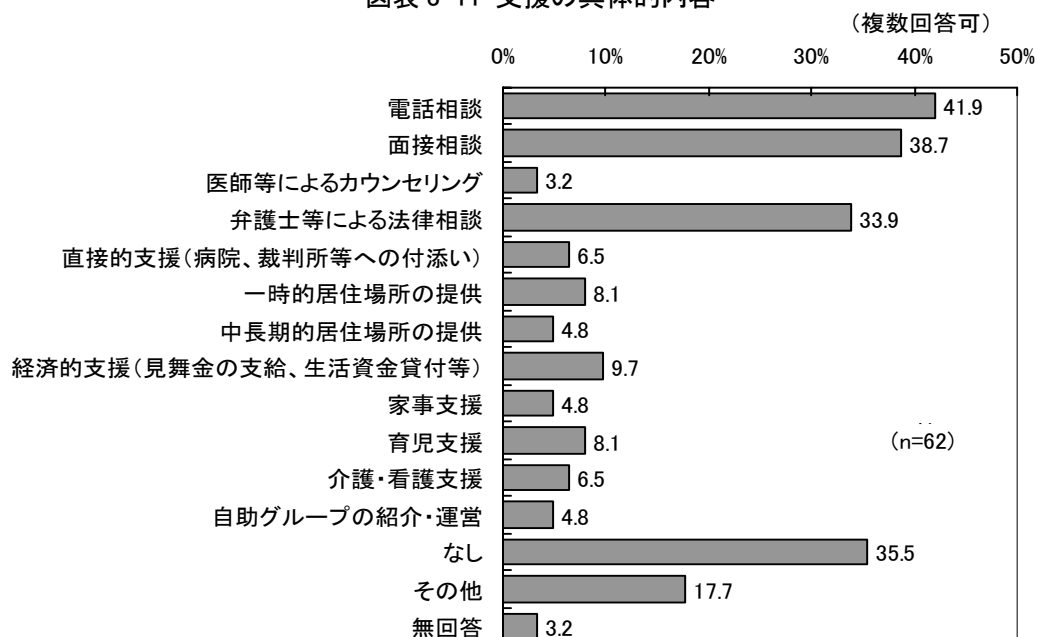


今後、力を入れていきたい支援内容は、「警察や行政機関との連携」が 64.3%で最も多い。以下「二次的被害を防ぐための取組」が 50.0%で続いている。

区市町村に対する調査

Q9 貴区市町村が行っている支援の具体的内容をお聞かせください。

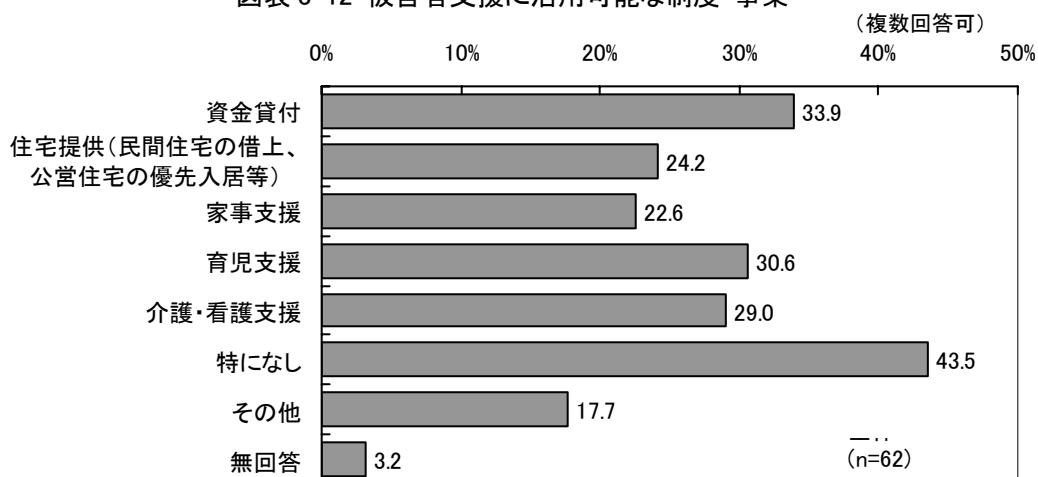
図表 3-11 支援の具体的内容



支援の具体的内容は、「電話相談」が 41.9%で最も多く、「面接相談」が 38.7%で続いている。従来からの行政サービスとして実績のある「電話相談」、「面接相談」、「法律相談」等を被害者支援にも活用している区市町村が多い。

Q10 貴区市町村には被害者支援に活用可能な制度・事業はありますか。

図表 3-12 被害者支援に活用可能な制度・事業

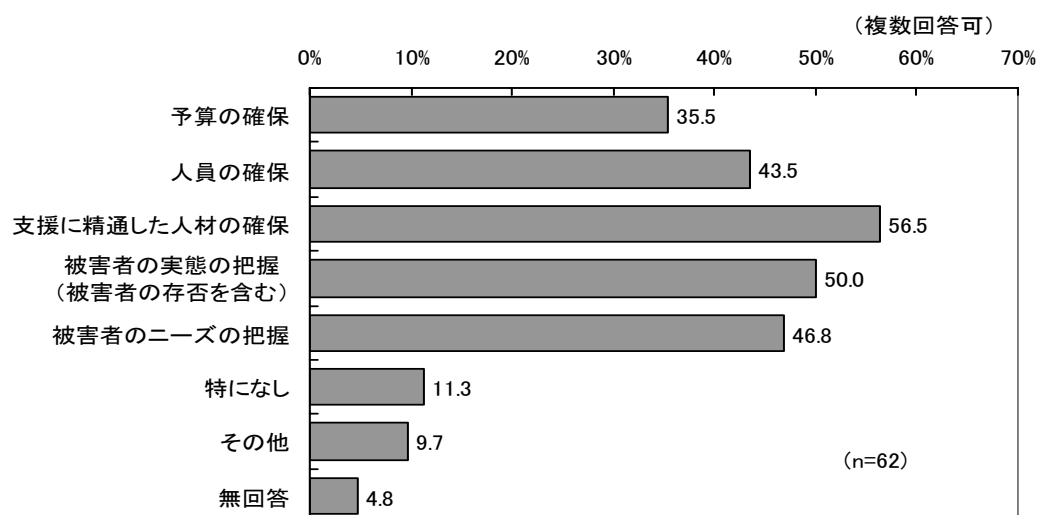


被害者支援に活用可能な制度・事業は、「特になし」が 43.5%で最も多く、「資金貸付」が 33.9%、「育児支援」が 30.6%で続いている。既存の制度・事業を活用した取組も、条件さえ整えば(又は整えれば)、被害者の支援に活用可能であると考えている区市町村もある。

(4) 支援を進めるうえでの課題及び今後の支援について

Q14 貴区市町村にとって、被害者支援を進めていくうえでの課題は何ですか。

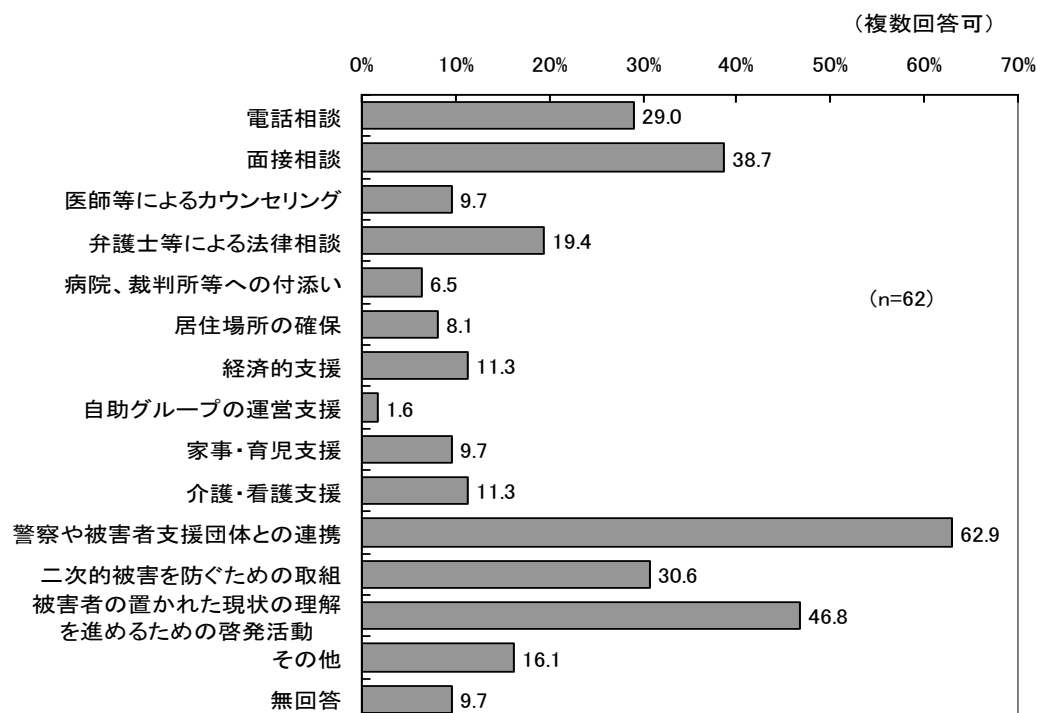
図表 3-17 被害者支援を進めていくうえでの課題



区市町村にとって、被害者支援を進めていくうえでの課題は、「支援に精通した人材の確保」が 56.5%で最も多く、次いで「被害者の実態の把握(被害者の存否を含む)」の 50.0%、「被害者のニーズの把握」が 46.8%で続いている。

Q15 今後、貴区市町村が充実させていきたい支援内容をお選びください。

図表 3-19 区市町村が充実させていきたい支援内容



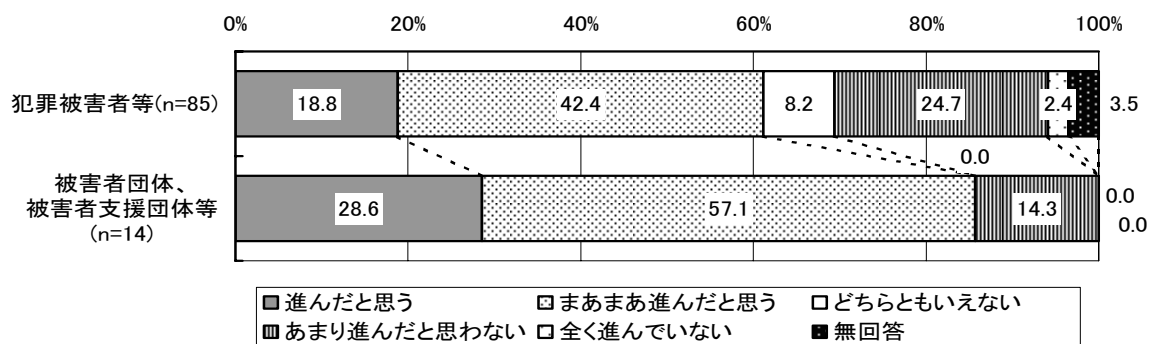
区市町村が充実させていきたい支援内容は、「警察や被害者支援団体との連携」が 62.9%で最も多く、以下「被害者の置かれた現状の理解を進めるための啓発活動」46.8%、「面接相談」38.7%、と続いている。

犯罪の被害に遭われた方及びそのご家族とその他の団体の意識の相違

(2) 被害後の状況について

ア 犯罪被害者等基本法の施行により、行政機関や被害者支援団体等による支援の取組が進んだと思いますか。

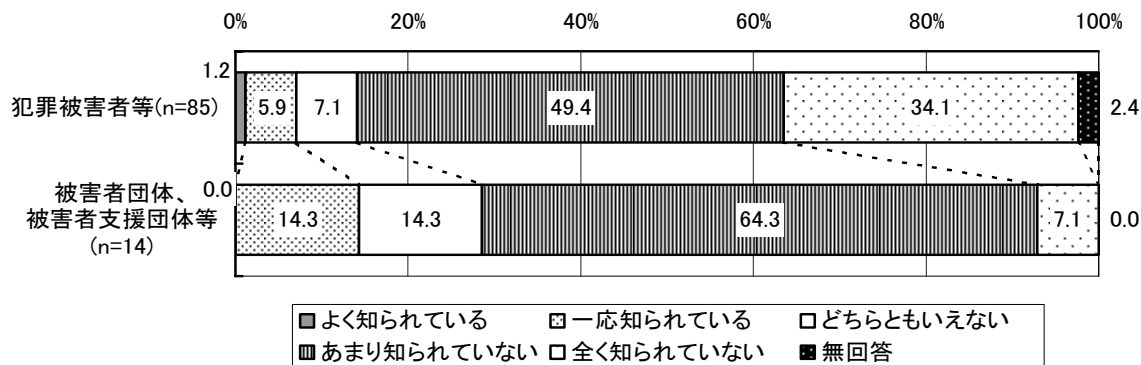
図表 5-4 行政機関や被害者支援団体等による支援の取組



基本法施行(H17)後の行政機関や被害者団体等による取組は「まあまあ進んだと思う」を含めると、いずれも6割以上の回答者が取組は前進していると評価している。しかし、被害者からは、「全く進んでいない」との回答も寄せられている。

イ 世間一般に被害者の置かれた状況は知られていると思いますか。

図表 5-5 被害者の置かれた状況

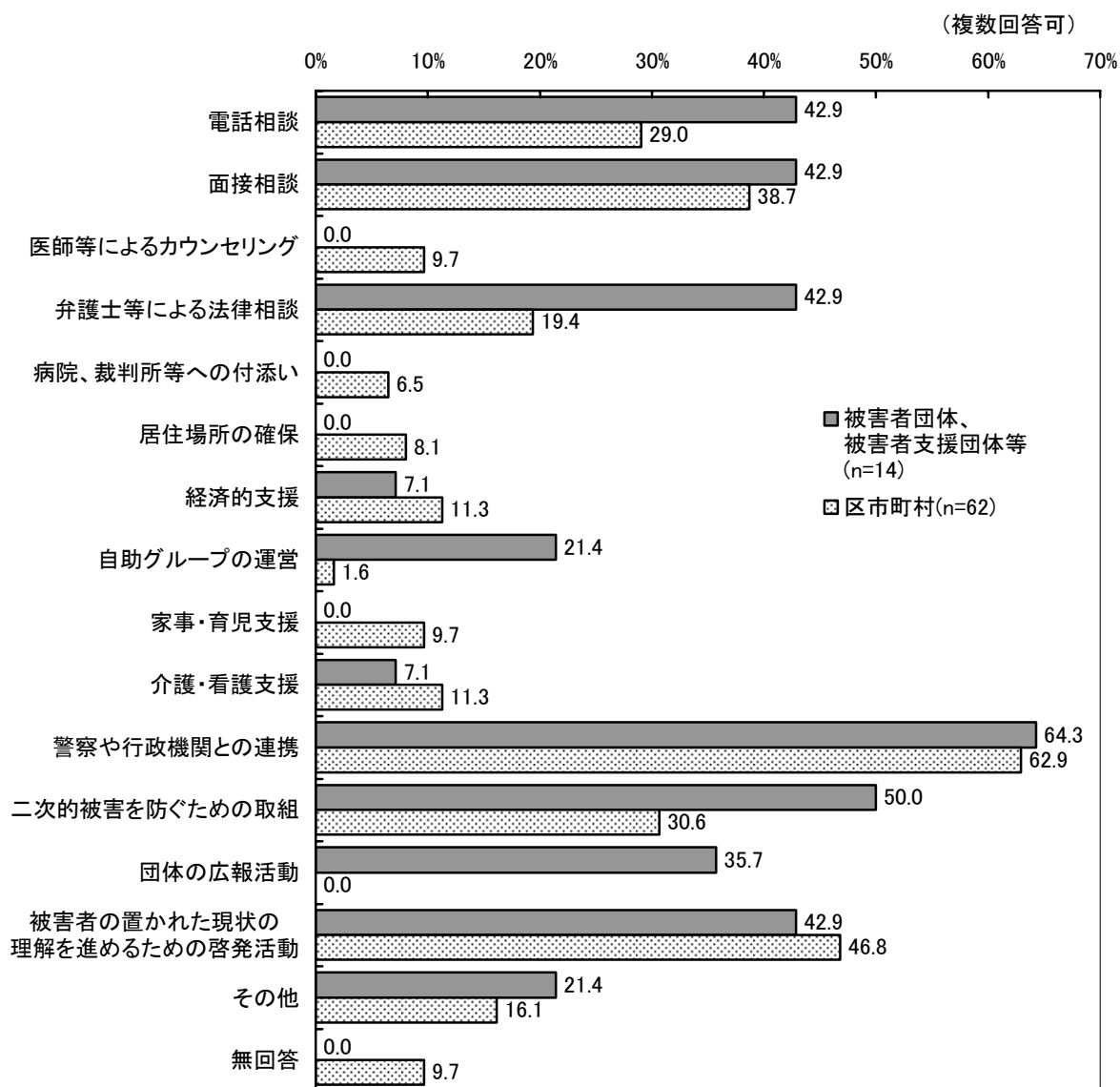


世間一般に被害者の置かれた状況については、「あまり知られていない」と「全く知られていない」を合わせると、いずれも7割を超えている。

(3) 今後充実させていくことが望ましいと考える支援について

ア 今後、充実させていきたい支援内容を教えてください。

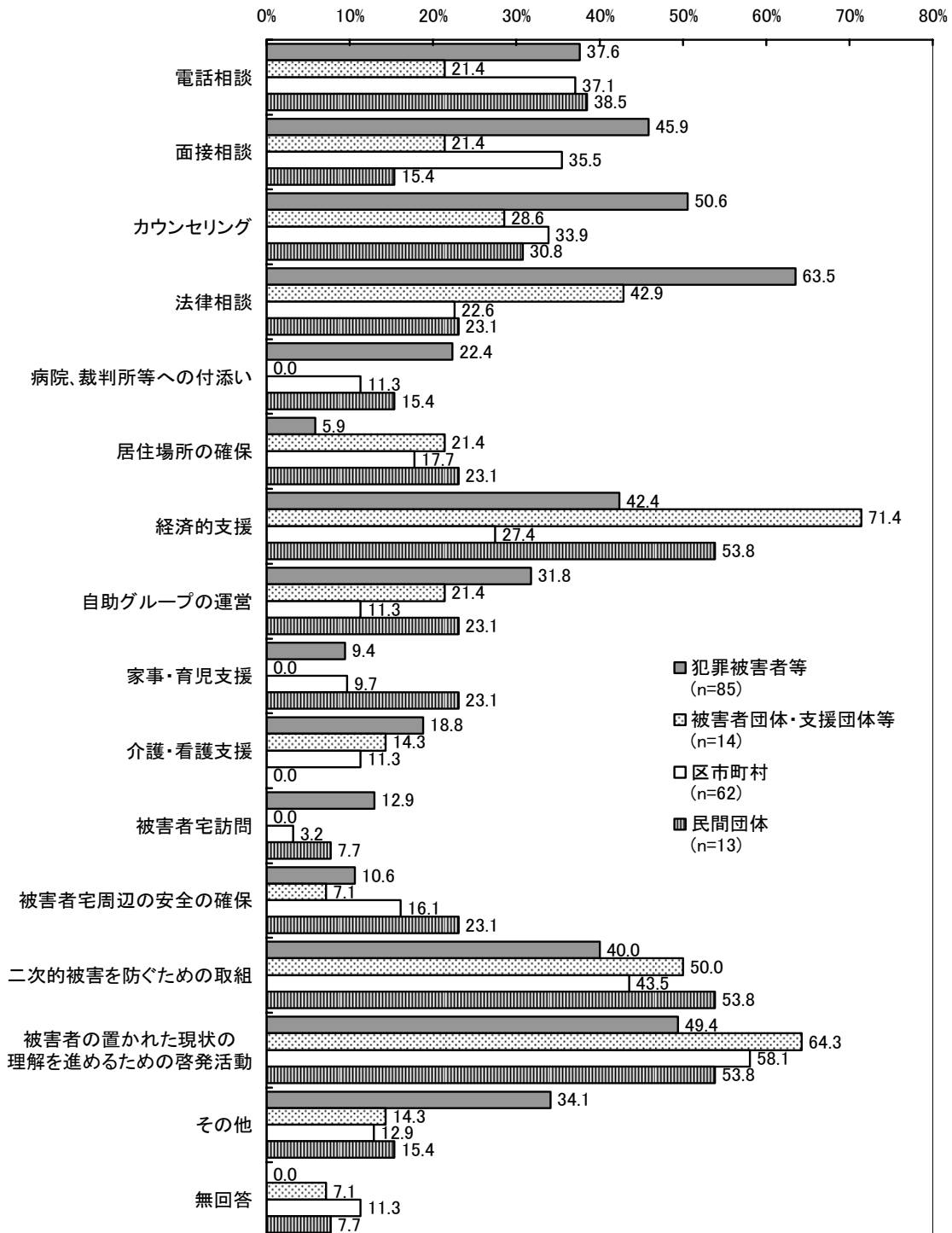
図表 5-8 今後、充実させていきたい支援内容



今後、充実させていきたい支援内容としては、「被害者団体・被害者支援団体等」、「区市町村」とともに「警察や行政機関との連携」が多く、様々な機関を活用して、支援を広めようとする状況が窺われる。

イ 被害者支援を進めていくうえで、今後充実させていくことが望ましいと思う支援内容

図表 5-9 被害者支援を進めていくうえで、今後充実させていくことが望ましいと思う支援内容
(複数回答可)



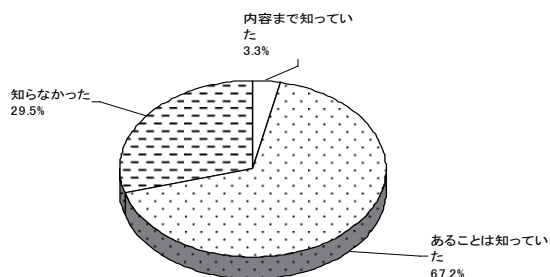
被害者支援を進めていくうえで、今後充実させていくことが望ましいと思う支援として、「犯罪被害者等」は第一に「法律相談」を回答している。これに対し「被害者団体・被害者支援団体等」は、「経済的支援」、「区市町村」は「啓発活動」、「民間団体」は「経済的支援」、「二次的被害を防ぐための取組」、「啓発活動」とそれぞれ回答している。

それぞれ回答に差があるものの、「啓発活動」については、いずれも高い割合で充実させていくことが望ましいと考えている。

資料４－２ インターネット都政モニターアンケート 「犯罪被害者等支援について」（抜粋）

「犯罪被害者等基本法」の認知度

Q1 あなたは、犯罪被害者及びその家族又は遺族の権利利益の保護を目的とした「犯罪被害者等基本法」が制定されていることを知っていましたか。 (n=488)

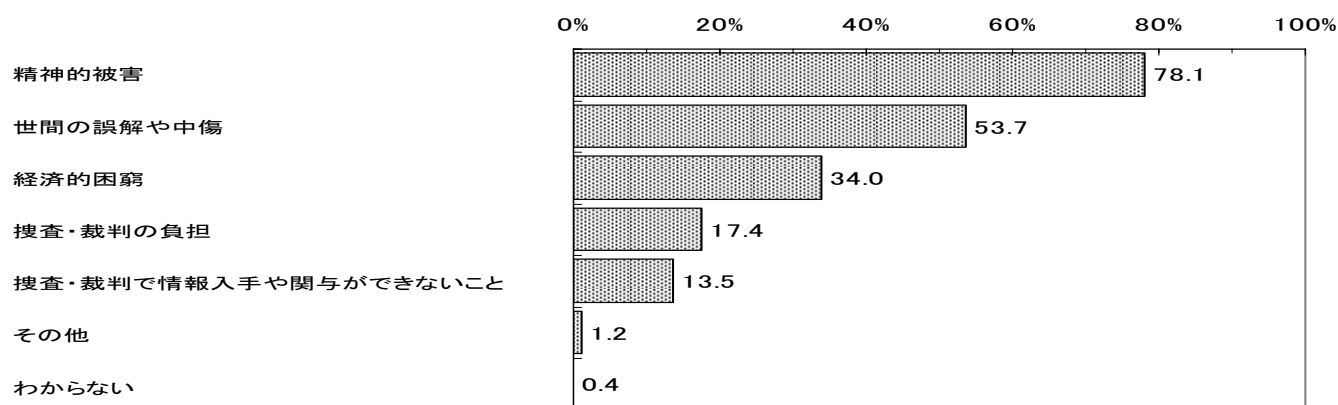


区 分	今回調査 n=488	※前回調査 n=491
知っていた (内容まで知っていた+ あることは知っていた)	70.5%	73.1%
知らなかった	29.5%	26.9%

※前回調査=平成19年7月実施「犯罪被害者について」

犯罪被害者等の置かれた状況の認識

Q2 犯罪被害者及びその家族又は遺族は、犯罪によって生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった被害を受けます。あなたは、こうした直接的な被害のほかにもどのような被害や負担が生じやすいと思いますか。次の中から2つまで選んでください。 (2MA) (n=488)

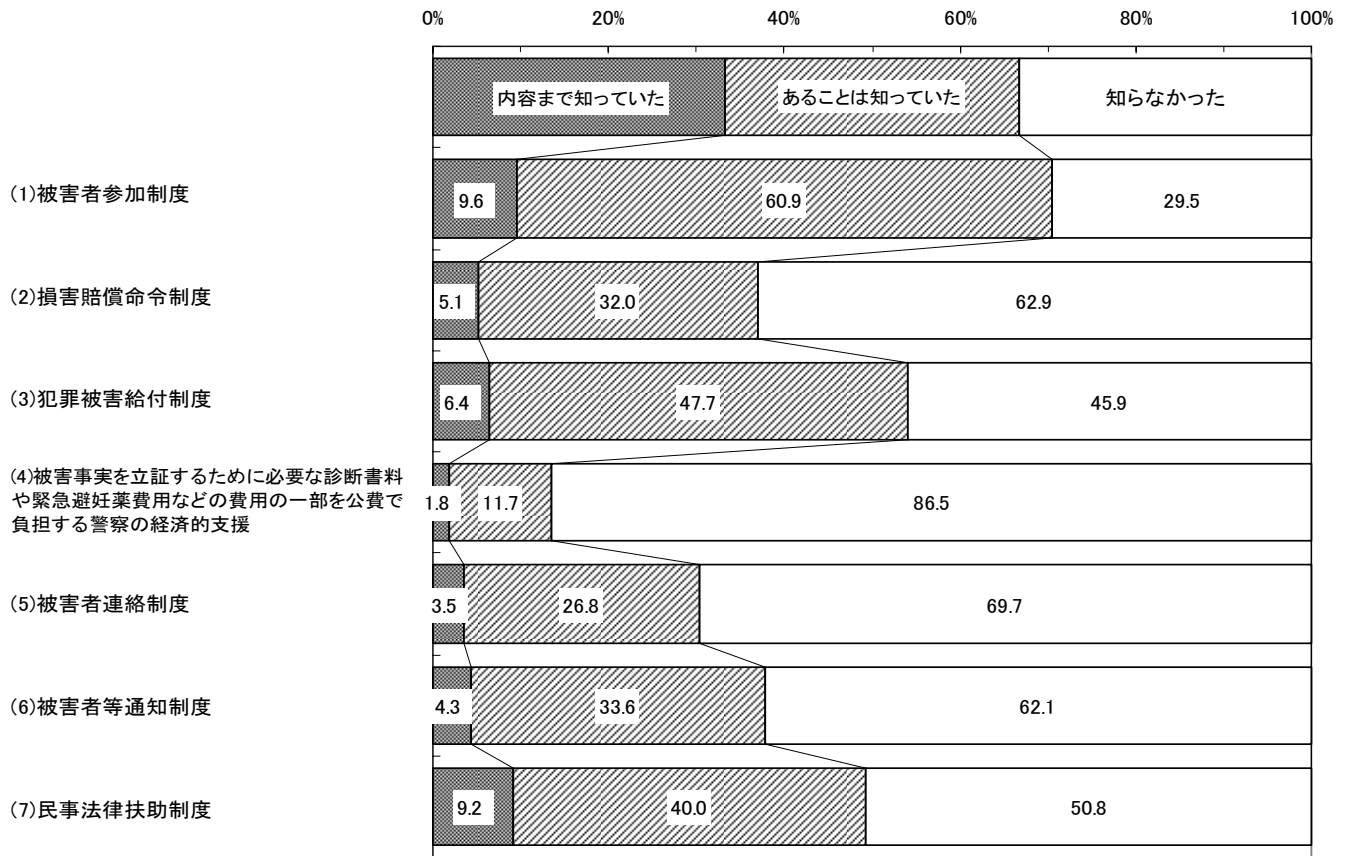


〈前回 H19 年度都政モニターアンケート調査結果との比較〉

区 分	今 回 調 査	前 回 調 査
精神的被害	78.1%	79.8%
世間の誤解や中傷	53.7%	42.4%
経済的困窮	34.0%	30.1%
捜査・裁判の負担	17.4%	25.3%
捜査・裁判で情報入手や関与ができないこと	13.5%	19.6%
その他	1.2%	1.4%
わからない	0.4%	0.2%

犯罪被害者等への支援策の認知度

Q 4 あなたは、犯罪被害者及びその家族又は遺族に対して行われている支援について、どの程度知っていましたか。それぞれの項目について、お答えください。 (n = 488)



<前回 H19 年度都政モニターアンケート調査結果との比較>

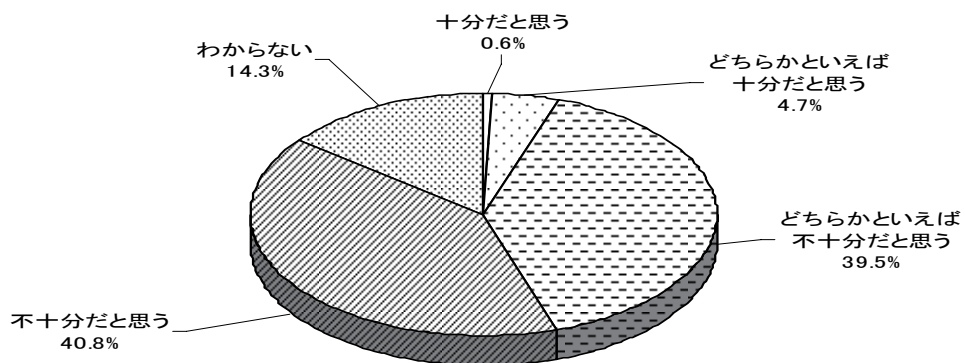
知っていた(=内容まで知っていた+あることは知っていた)の比較

区 分	今回調査	前回調査
(1) 被害者参加制度 (犯罪被害者及びその家族又は遺族が刑事裁判に参加することができる制度)	70.5%	—
(2) 損害賠償命令制度 (損害賠償請求に関し、刑事手続の成果を利活用し、簡易迅速に損害を回復することができる制度)	37.1%	—
(3) 犯罪被害給付制度 (故意犯重罪により被害を受けた犯罪被害者(故意犯重罪に被害を受けた犯罪被害者)に対して、死亡や死傷を負った犯罪被害者に、国が給付金を支給する制度)	54.1%	54.8%
(4) 被害事実を立証するために必要な診断書料や緊急避妊薬費用などの費用の一部を公費で負担する警察の経済的支援	13.5%	18.7%
(5) 被害者連絡制度 (犯罪被害者やその家族、連絡先を把握し、捜査状況や送致の案内を迅速に提供し、捜査の進捗や捜査の結果を知らせる制度)	30.3%	39.9%
(6) 被害者等通知制度 (事件の処分結果や、刑事裁判の執行結果など、事件の経過や捜査の結果を、被害者や遺族等に通知する制度)	37.9%	38.5%
(7) 民事法律扶助制度 (日本司法支援センター(法テラス)による収入の少ない立替費用の無条件な法律相談や裁判費用の立替)	49.2%	58.3%

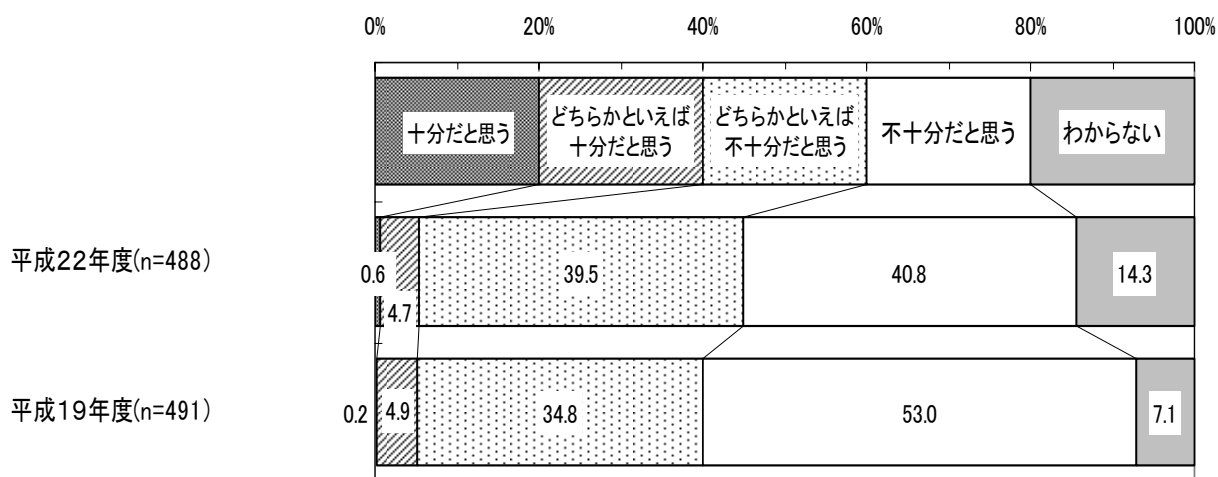
犯罪被害者等の権利の充足度

Q 5 我が国において、犯罪被害者及びその家族又は遺族の擁護、保障等の権利は十分だと思いますか。

(n = 488)



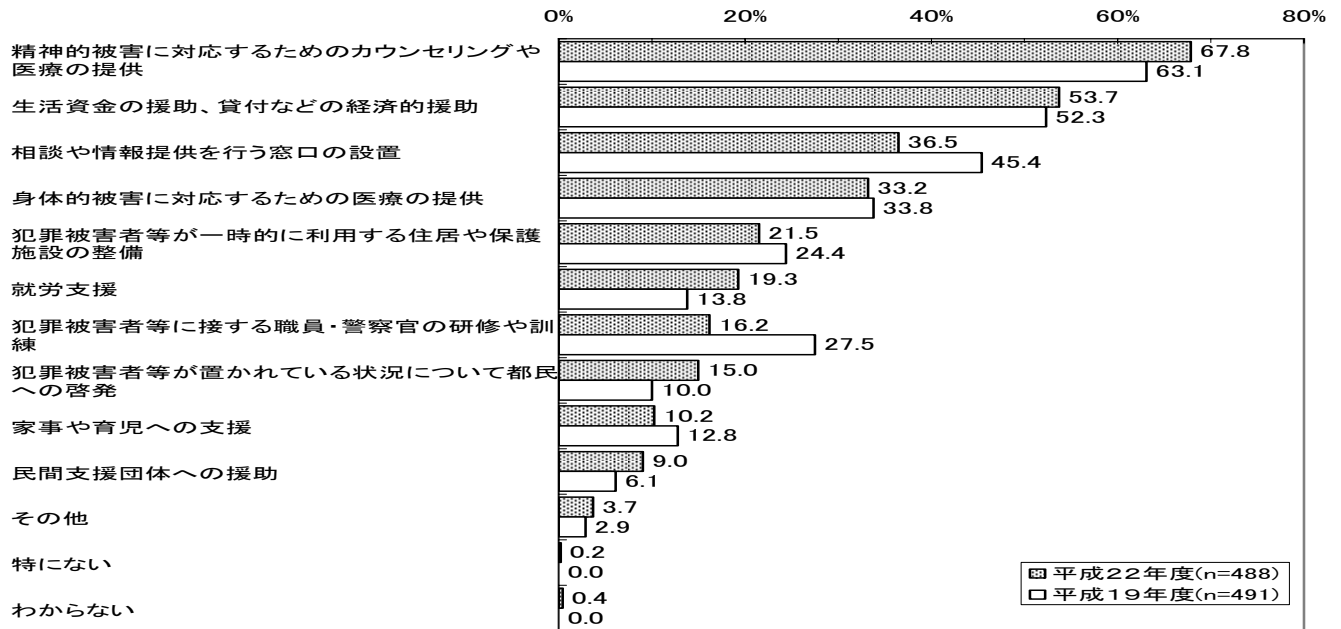
〈前回 H19 年度都政モニターアンケート調査結果との比較〉



行政に望む取組

Q 6 あなたは、犯罪被害者及びその家族又は遺族への支援策として、東京都や区市町村がどのようなことに取り組んでいけば良いと思いますか。特に必要だと思うことを、次の中から3つまで選んでください。

(3MA) (n = 488)



犯罪被害者等支援についての自由意見

Q 7 犯罪被害者及びその家族や遺族に対する支援や問題について、あなたのお考えをご自由にお書きください。(n=471)

- (1) 被害者等に対する精神的・経済的支援やプライバシーの保護、生活を守る支援制度の充実などについての意見や要望 234件
- (2) 被害者の状況、支援制度や支援方法のあり方、周知や啓発活動についての意見や要望 . . 108件
- (3) 加害者の権利と被害者の権利に関する意見や要望 73件
- (4) 報道のあり方に関する意見や要望 72件
- (5) 被害に関する相談窓口の充実についての意見や要望 55件
- (6) 行政に対する意見や要望 42件
- (7) 犯罪を減らすことについての意見や要望 21件
- (8) 警察・裁判所等の対応についての意見や要望 20件
- (9) その他 4件

延べ合計629件

(一つの意見がいくつかの項目に重複している場合も含めて集計した延数)

「犯罪被害者等に関する国民意識調査」結果（要約）

- 調査対象：①犯罪被害経験なし（以下、「国民一般」と表記）
5,000人（調査依頼数8,418人）
②犯罪被害経験あり（以下、「犯罪被害者等」と表記）
835人（調査依頼数1,949人）

○調査のテーマ

- (1) 国民一般を対象とした意識調査
犯罪被害者等に対する国民一般の持つイメージを明らかにする。
- (2) 犯罪被害者等を対象とした意識・経験調査
犯罪被害者等の被害後の意識や経験についての実態把握をする。

<ポイント>

1. 国民一般の犯罪等に関する用語の理解は進んでいない。
 - ・ 国民一般の、犯罪被害に関する用語の理解度（「説明できる」＋「意味がわかる」）は低く、理解の浸透は進んでいない。
 - 例）「被害者参加制度」 理解度 17.1%
 - 「犯罪被害者等基本法」 理解度 8.5%
2. 国民一般が「重犯罪の犯罪被害者等」として思い描いた犯罪は、暴力犯罪が多数を占める。
 - ・ 国民一般が重犯罪の犯罪被害者等として思い描いた犯罪は、暴力犯罪が84.3%、交通事故が5.3%、性犯罪が9.0%である。
3. 犯罪被害者等の置かれている状況や求めている支援は多様であり、国民一般のイメージはそれらに必ずしも合致していない。
 - ・ 犯罪被害者等が置かれている状況について、国民一般のイメージと実態で最も乖離が大きかったのは、報道やプライバシーに関することであった。
 - ・ 被害直後の犯罪被害者等に必要な支援・配慮について、国民一般は「プライバシーへの配慮」（59.2%）が最も必要と考えているが、犯罪被害者等は「プライバシーへの配慮」（21.0%）のほか、「事件についての相談相手」（32.2%）も求めている。
 - ・ 被害から半年経過後の犯罪被害者等に必要な支援・配慮として、国民一般は「精神的自立への励まし・支援」（49.6%）などを挙げているが、犯罪被害者等は「そっとしておくこと」（29.6%）などを求めており、犯罪被害者等の多様な状況や求めている支援と国民一般のイメージは合致していない。

＜ポイント1＞国民一般の犯罪等に関する用語の理解は進んでいない。

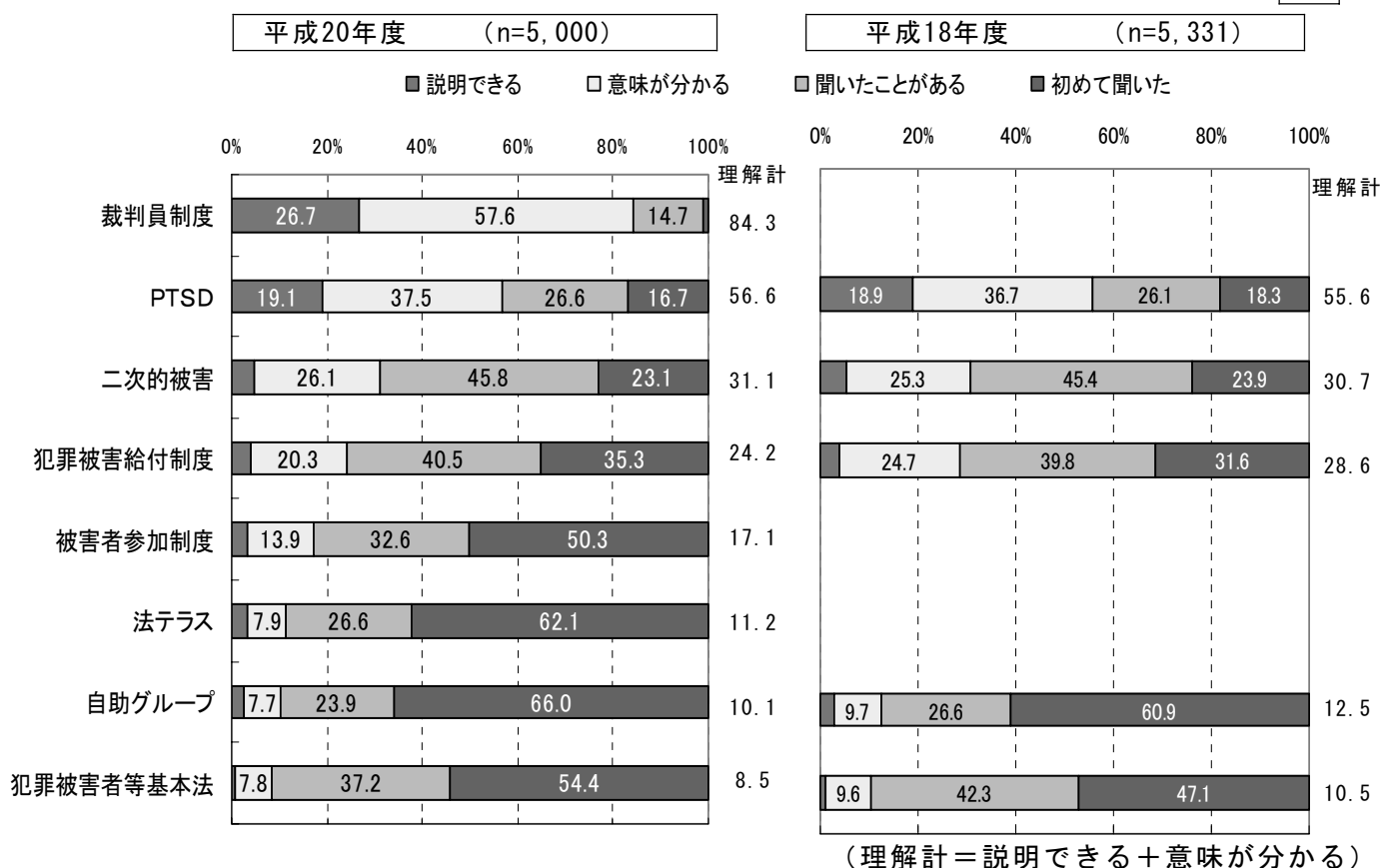
- ・国民一般の、犯罪被害に関する用語の理解度（「説明できる」＋「意味がわかる」）は低く、理解の浸透は進んでいない。

犯罪等に関する用語の理解として、特に認知が浸透しているのは「裁判員制度」であった（「説明できる」＋「意味が分かる」＋「聞いたことがある」で99％）。「被害者参加制度」、「犯罪被害者等基本法」は半数近くに認知されているが、理解度（「説明できる」＋「意味が分かる」）は低く、他の用語も含めて、犯罪被害に関する用語の国民一般の理解の浸透は進んでいない（図1）。

○犯罪等に関する用語の理解

◆国民一般（Q10）

図1



※ 裁判員制度、被害者参加制度及び法テラスの各項目については、平成20年度調査から新規に加えたものであるため、平成18年度調査の実績はない。

＜ポイント2＞国民一般が「重犯罪の犯罪被害者等」として思い描いた犯罪は、暴力犯罪が多数を占める。

- ・国民一般が重犯罪の犯罪被害者等として思い描いた犯罪は、暴力犯罪が84.3%、交通事故が5.3%、性犯罪が9.0%である。

国民一般に対し、「重い犯罪の被害者やその家族」としてイメージする罪種について、「殺人・傷害等の暴力犯罪」、「交通事故等の犯罪」、「強姦・強制わいせつ等の性犯罪」、「その他」の選択肢から尋ねたところ、「暴力犯罪」が84.3%、「交通犯罪」が5.3%、「性犯罪」が9.0%であり、国民の多くは、犯罪被害者等といえは暴力犯罪による被害者を想定している（図2）。

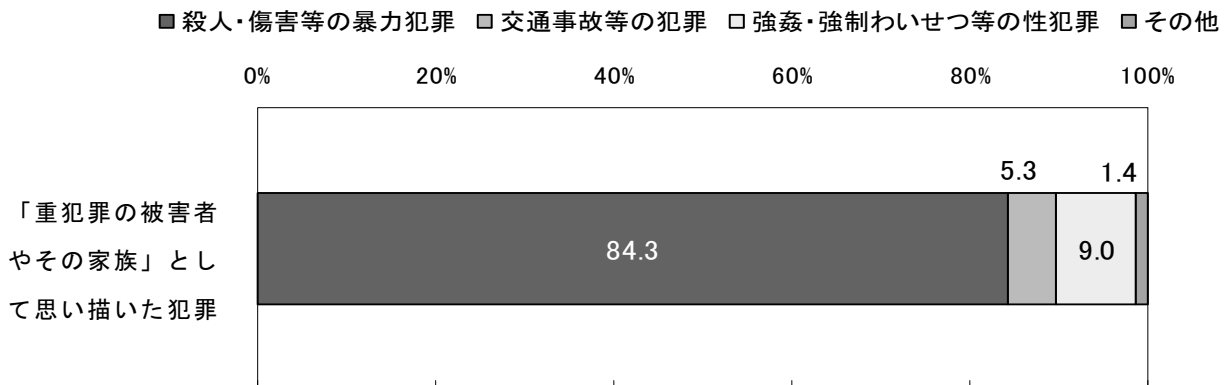
我が国で実際に発生している刑法犯のうち、暴力犯罪、交通犯罪及び性犯罪の認知件数の割合は、交通犯罪が約9割であるという参考データもあり、それと比較すると、国民が描く重犯罪の犯罪被害者等は、罪種という観点からは実態とかけ離れている。

○「重犯罪の被害者やその家族」として思い描いた犯罪

◆国民一般（Q18）

図2

平成20年度 (n=5,000)



【参考】

平成19年の殺人・傷害等、交通事故等及び強姦・強制わいせつ等の認知件数は、それぞれ以下のとおりである（平成20年度版犯罪白書）。

殺人・傷害等	68,718件 (8.0%)
交通事故等	782,047件 (90.7%)
強姦・強制わいせつ等	11,716件 (1.4%)

※ 割合は四捨五入で処理しているため、単純合計では100%にならない。

<ポイント3> 犯罪被害者等の置かれている状況や求めている支援は多様であり、国民一般のイメージはそれらに必ずしも合致していない。

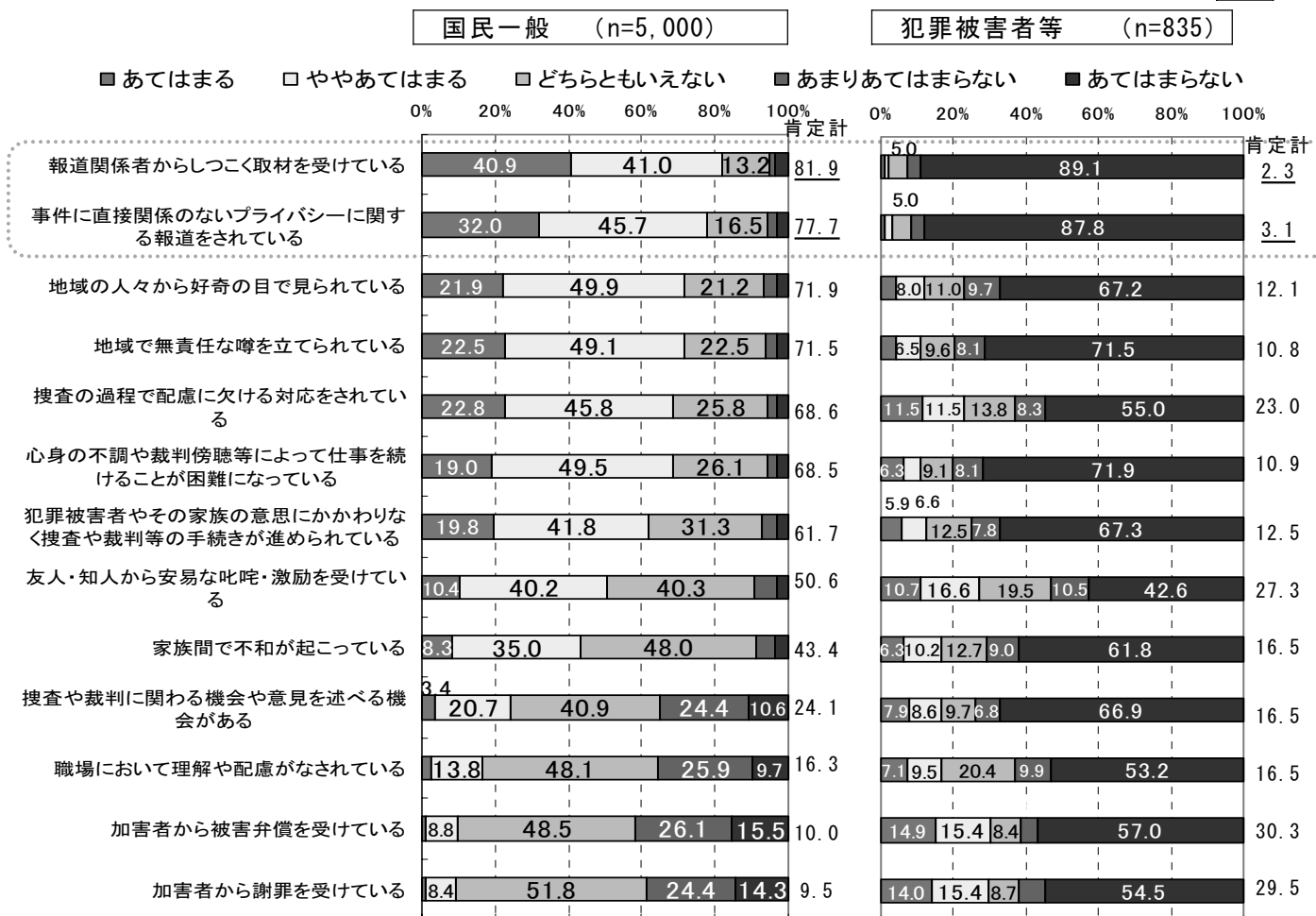
- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況について、国民一般のイメージと犯罪被害者等の実態で最も乖離が大きかったのは、報道やプライバシーに関することであった。
- ・ 被害直後の犯罪被害者等に必要な支援・配慮について、国民一般は「プライバシーへの配慮」(59.2%)が最も必要と考えているが、犯罪被害者等は「プライバシーへの配慮」(21.0%)のほか、「事件についての相談相手」(32.2%)も求めている。
- ・ 被害から半年経過後の犯罪被害者等に必要な支援・配慮として、国民一般は「精神的自立への励まし・支援」(49.6%)などを挙げているが、犯罪被害者等は「そっとしておくこと」(29.6%)などを求めており、犯罪被害者等の多様な状況や求めている支援と国民一般のイメージは合致していない。

犯罪被害者等の置かれている状況に対する国民一般のイメージが多かったのは「報道関係者からしつこく取材を受けている」(「あてはまる」+「ややあてはまる」で81.9%)、「事件に直接関係のないプライバシーに関する報道をされている」(77.7%)だが、犯罪被害者等ではそれぞれ2.3%、3.1%であり、国民一般のイメージと犯罪被害者等の実態には差がある(図3)。

○ 犯罪被害者等が置かれている状況<国民一般と犯罪被害者等>

◆ 国民一般 (Q15) と犯罪被害者等 (Q15)

図3



また、犯罪被害者等の回復のために身の回りの人ができる支援・配慮について、国民一般と犯罪被害者等に尋ねた。

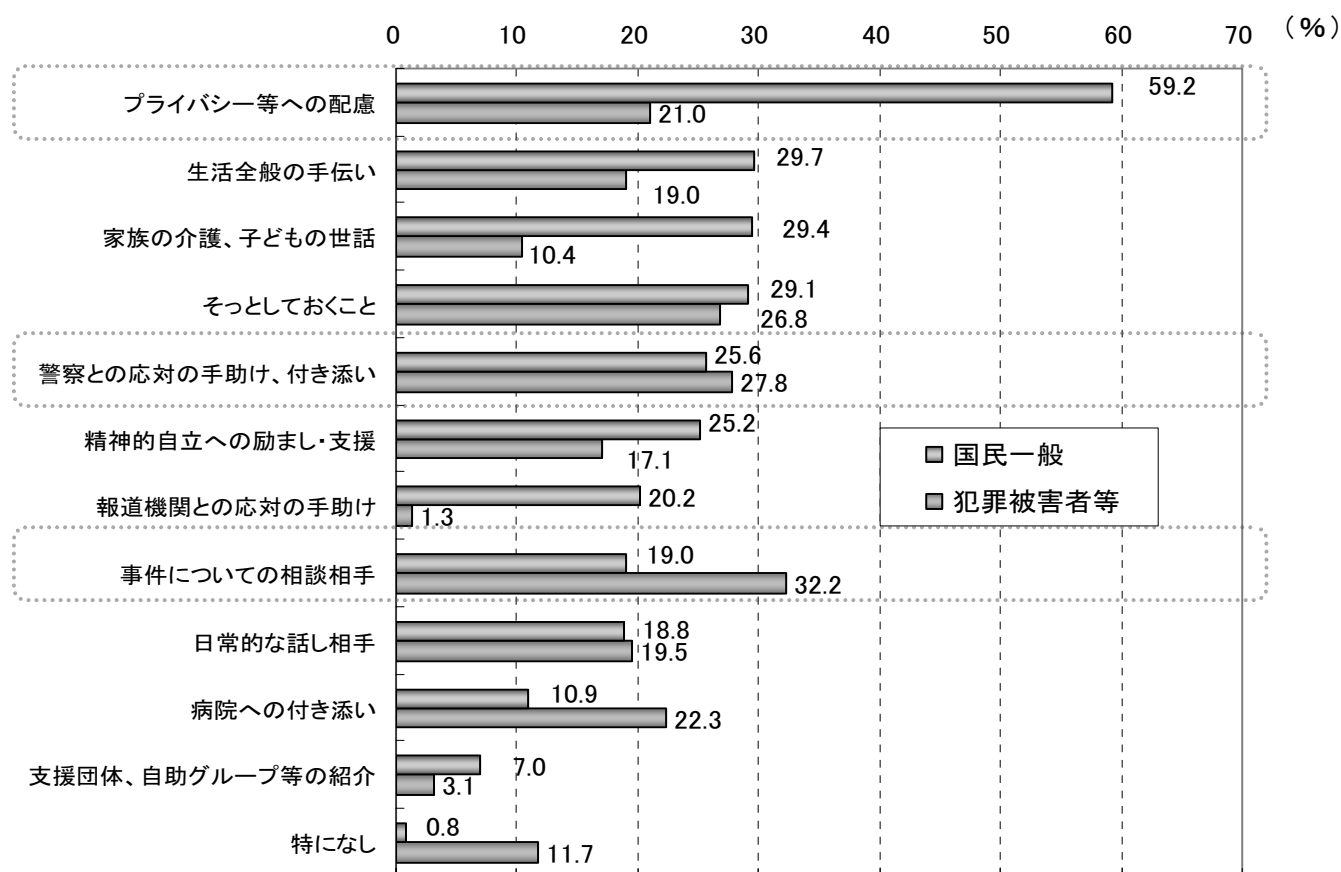
被害直後に必要な支援として、国民一般は「プライバシー等への配慮」(59.2%)を挙げる人が多いが、犯罪被害者等は、「プライバシー等への配慮」(21.0%)だけではなく、「事件についての相談相手」(32.2%)、「警察との対応、手助け、付き添い」(27.8%)などを求めている(図4)。

被害から半年程度経過後に必要な支援・配慮について、国民一般は「精神的自立への励まし・支援」(49.6%)、「日常的な話し相手」(41.7%)、「プライバシー等への配慮」(41.7%)などを挙げているが、犯罪被害者等は、それら以外に「そっとしておくこと」(29.6%)を必要としており、国民のイメージと、実際に犯罪被害者等が求めている支援・配慮には差異が生じている(図5)。

○犯罪被害者と家族に必要な支援・配慮<被害直後><半年程度経過後>

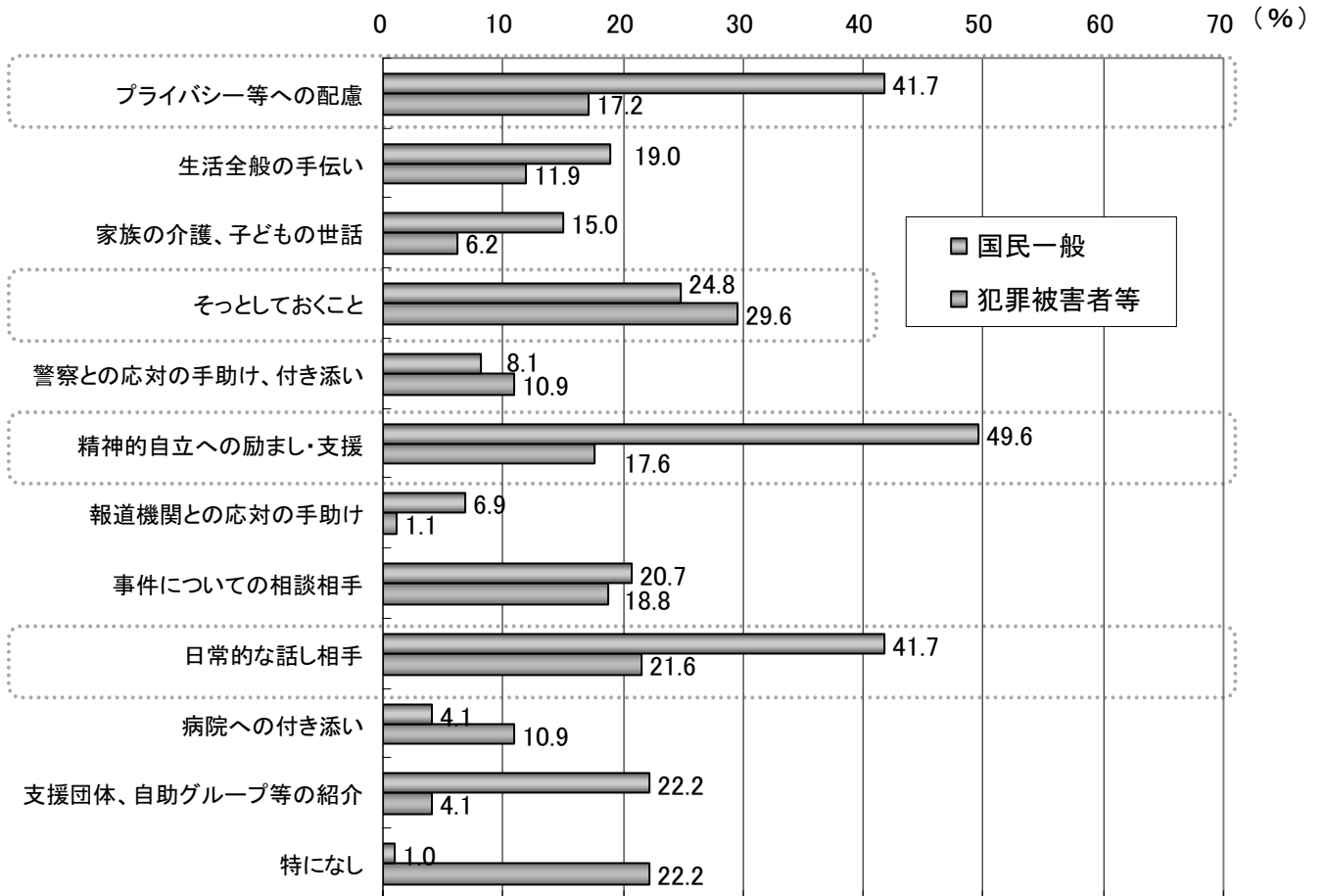
◆国民一般(Q23及びQ24)と犯罪被害者等(Q25及びQ26) 図4

<被害直後>



<半年程度経過後>

図5



調査の概要

1 調査目的

犯罪被害者等基本計画（別紙1参照）に基づき、国民一般の持つ被害者等への意識を把握するとともに、犯罪被害者等の経験や被害後の意識などを把握することで、国民一般の犯罪被害者等に対する「イメージ」と犯罪被害者等の実態部分の「ギャップ」（ずれ）を明らかにすることを目的に実施し、調査結果は、今後の国民一般に対する犯罪被害者等施策に関する広報・啓発活動において活用し、施策の実施に際しての基礎的資料とする。

本調査は平成18年度にも実施しており、今回は2回目の調査となる。

2 調査方法

インターネットモニターを利用したWeb調査により実施。犯罪被害遭遇の有無について予備調査を行い、「ない」と回答した者には国民一般用の調査票、「ある」と回答したものには、被害者等用の調査票を送付した。

① 犯罪被害経験なし（要約では、「**国民一般**」と表記）

調査依頼数：8,418、総回収数：7,573、分析サンプル：5,000

（7,573サンプルの中から、5,000サンプルを無作為に抽出。※前回調査と同じ性・年代別構成比となるよう抽出。）

② 犯罪被害経験あり（要約では、「**犯罪被害者等**」と表記）

調査依頼数：1,949、総回収数：1,410、分析サンプル：835

（各被害類型が100サンプル以上含まれ、かつ全体の分析サンプル数が前回の実績から大きく減少しないよう無作為抽出。）

3 調査の企画・分析

有識者等からなる企画分析会議（別紙2参照）において調査内容の企画、調査結果の分析等を行った。

4 コラム

企画分析会議の構成員にコラムを執筆いただいた。

資料5

東京都犯罪被害者等支援推進会議設置要綱

平成19年3月30日
18総人権企第655号
平成20年4月28日
20総人権人第28号
平成20年8月7日
20総人権人第167号
平成21年6月19日
21総人権人第115号
平成22年5月12日
22総人権人第72号
平成22年7月16日
22総人権人第160号

(設置目的)

第1 犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、東京都犯罪被害者等支援推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 犯罪被害者等の支援に関する基本的な方針に関すること。
- (2) 犯罪被害者等の支援に関する総合的調整及び施策の推進に関すること。
- (3) その他犯罪被害者等支援に関して必要な事項に関すること。

2 推進会議は、検討に当たって、犯罪被害者支援に関し知見を有する学識経験者等の意見及び助言を聞くものとする。

(構成)

第3 推進会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 推進会議に委員長を置く。委員長は、総務局理事（人権担当）をもって充てる。
- 3 推進会議に副委員長を置く。副委員長は、総務局人権部長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員は、当該委員があらかじめ指定した者に、その職務を代理させることができる。

(会議)

第4 委員長は、推進会議を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、別表1に掲げる職にある者以外の者に推進会議への出席を求めることができる。

(検討部会)

第5 推進会議に、推進会議の検討を補佐するため、次の検討部会を置く。

- (1) 支援プランに関する検討部会
- (2) 支援の連携に関する検討部会

- 2 前項の検討部会は、それぞれ別表2及び別表3に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 委員長は、第1項の検討部会のほか、必要に応じて、特に重要な課題について検討を進めるための特別部会を置くことができる。特別部会の構成については、委員長が別に定める。
- 4 第1項の検討部会及び前項の特別部会（以下これらを総称して「部会」という。）に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 委員は、当該委員があらかじめ指定した者に、その職務を代理させることができる。
- 7 部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、別表2及び別表3に掲げる職にある者以外の者に部会への出席を求めることができる。
- 9 部会長は、必要に応じて、部会内に分科会を置くことができる。分科会に関する事項は、部会長が定める。

（庶務）

第6 推進会議及び部会の庶務は、総務局人権部人権施策推進課において処理する。

（その他）

第7 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月28日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年8月7日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月12日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から適用する。

別表1（推進会議）

委員長	総務局	理事（人権担当）
副委員長	総務局	人権部長
委員	知事本局	計画調整部長
委員	青少年・治安対策本部	総合対策部長
委員	生活文化局	総務部長
委員	都市整備局	連絡調整担当部長
委員	福祉保健局	総務部長
委員	病院経営本部	経営企画部長
委員	産業労働局	総務部長
委員	教育庁	教育政策担当部長
委員	警視庁	犯罪被害者支援官

別表2（支援プランに関する検討部会）

部会長	総務局	人権部長
副部会長	総務局	人権部被害者支援連携担当課長
委員	総務局	人権部企画課長
委員	総務局	人権部人権施策推進課長
委員	知事本局	計画調整部計画調整担当課長
委員	青少年・治安対策本部	総合対策部総務課長
委員	生活文化局	総務部企画担当課長
委員	都市整備局	総務部連絡調整担当課長
委員	福祉保健局	総務部総務課長
委員	病院経営本部	経営企画部経営戦略担当課長
委員	産業労働局	総務部連絡調整担当課長
委員	産業労働局	雇用就業部計画調整担当課長
委員	教育庁	総務部人権教育調整担当課長
委員	警視庁	犯罪被害者支援室長

別表3（支援の連携に関する検討部会）

部会長	総務局	人権部長
副部会長	総務局	人権部被害者支援連携担当課長
委員	総務局	人権部企画課長
委員	総務局	人権部人権施策推進課長
委員	生活文化局	都民生活部男女平等参画課長
委員	都市整備局	都営住宅経営部管理企画担当課長
委員	福祉保健局	少子社会対策部計画課長
委員	福祉保健局	医療政策部医療政策課長
委員	福祉保健局	障害者施策推進部計画課長
委員	福祉保健局	保健政策部保健政策課長
委員	教育庁	指導部主任指導主事（人権教育担当）
委員	警視庁	犯罪被害者支援室長

登録番号 (22) 134

東京都犯罪被害者等支援計画

～犯罪被害者等支援の充実に向けて～

発行日 平成 23 年 1 月

編集・発行 東京都総務局人権部人権施策推進課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

TEL 03-5321-1111(代) 内線 25-827

FAX 03-5388-1266

印刷所 株式会社 まこと印刷

〒105-0001 東京都港区虎ノ門五丁目 9 番 2 号

TEL 03-5405-2050



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています
石鹼系漂白剤を含まないインキを使用しています